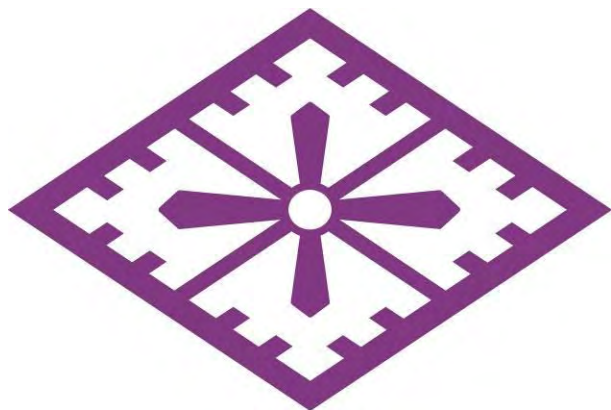


史跡大内氏遺跡保存活用計画

- 第1次改訂 -



2019

山口市教育委員会



館跡（南東から）

※赤線は、概ねの史跡指定範囲



築山跡（南から）

※赤線は、概ねの史跡指定範囲



高嶺城跡（南東から）

※山頂付近が史跡指定範囲



凌雲寺跡（南から）

※赤線は、概ねの史跡指定範囲

序 文

大内氏遺跡附凌雲寺跡は、山口を拠点に勢力を誇った守護大名大内氏に関わる文化遺産群のなかでも中核をなすもので、昭和 34 年に国の史跡に指定されております。館跡、築山跡、高嶺城跡、凌雲寺跡の 4 遺跡からなり、面積は約 10 万㎡を有します。

山口市では、すでに昭和 55 年度に大内氏遺跡保存管理計画を策定し、史跡の保存管理を行ってきたところですが、策定から 38 年もの年月を経て、史跡の状況や周辺環境に変化が見られることや、文化庁から新たな考え方が示されたことから、計画の見直しを行うこととしました。

本計画が、大内氏遺跡を守り、伝え、活かしていくための新たな指針となり、大内文化が息づくまちづくりの一環として調査研究や史跡整備が進むことを願っています。

最後になりますが、計画策定に御尽力いただきました保存活用計画策定会議の皆様をはじめ、文化庁地域文化創生本部、山口県教育庁社会教育・文化財課、ならびに関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

山口市教育委員会

教育長 藤本 孝治

例 言

1. 本書は、史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡の保存管理計画を改訂し、保存活用計画を定めたものである。
2. 本書の計画策定は、平成 28～30 年度にかけて素案の検討をおこなった。
このうち平成 28 年度に築山跡の計画策定（単市費事業）を先行して実施したのは、同遺跡の史跡整備に着手する必要があったためである。残る 3 遺跡を含めた全体の計画策定を平成 29・30 年度に実施した（国庫補助事業）。
3. 保存活用計画の策定にあたり、大内氏遺跡保存対策協議会のもとに設置された大内氏遺跡保存活用計画策定会議が素案を作成した。大内氏遺跡専門委員及び文化庁地域文化創生本部文化財二課（旧文化財部記念物課）、山口県教育庁社会教育・文化財課からの指導・助言を受けた。
4. 本計画の編集は、山口市教育委員会文化財保護課が行い、計画策定支援を株式会社地域計画工房に業務委託した。

目 次

序文

例言

第1章 計画策定の沿革・目的	1
1 計画策定の沿革	1
2 計画策定の目的	1
3 計画策定の組織・経過	3
(1) 組織	3
(2) 経過	3
4 他の計画との関係	3
5 計画の実施	4
第2章 大内氏遺跡附凌雲寺跡の概要	5
1 大内氏について	5
2 史跡の位置	7
3 史跡指定に至る経緯	10
4 史跡指定の状況	11
(1) 指定告示	11
(2) 指定説明	12
(3) 指定に至る調査成果	13
(4) 指定地の状況	13
第3章 大内氏遺跡の本質的価値	22
1 史跡の本質的価値の明示	22
(1) 大内氏遺跡全体	22
(2) 館跡	22
(3) 築山跡	22
(4) 高嶺城跡	23
(5) 凌雲寺跡	23
2 新たな価値評価	24
(1) 館跡	24
(2) 築山跡	29
(3) 高嶺城跡	32
(4) 凌雲寺跡	34
3 構成要素の区分と特定	37
(1) 構成要素の区分	37
(2) 構成要素の特定	38
第4章 現状・課題	42
1 保存管理	42

(1) 館跡	42
(2) 築山跡	44
(3) 高嶺城跡	47
(4) 凌雲寺跡	49
2 活用	51
(1) 活用の現状	51
(2) 活用の課題	55
3 整備	56
(1) 整備の現状	56
(2) 整備の課題	57
4 管理・運営体制	58
(1) 管理・運営体制の現状	58
(2) 管理・運営体制の課題	59
第5章 大綱・基本方針	60
1 保存・活用の基本理念	60
2 保存・活用の基本方針	61
(1) 調査研究	61
(2) 保存管理	61
(3) 活用	62
(4) 整備	62
(5) 運営体制	63
第6章 保存管理	64
1 方向性	64
(1) ゾーン区分	64
(2) 史跡指定地での方向性	76
(3) 史跡周辺の方向性	77
2 方法	79
(1) 現状変更などの取扱基準	79
(2) 史跡周辺での文化財や景観の保全	91
(3) そのほか史跡の保存方法	96
第7章 活用	98
1 方向性	98
2 方法	98
(1) 活用の内容	98
(2) 活用の主体と連携	100
第8章 整備	105
1 方向性	105
2 方法	107

第9章 運営体制	112
1 方向性	112
2 方法	112
第10章 施策の推進計画	114
1 推進時期の設定	114
2 施策の推進計画	114
第11章 経過観察	119
1 方向性	119
2 方法	119
(1) 第1段階	119
(2) 第2段階	120
(3) 第3段階	121
資料	123



館跡池泉庭園にて
—大内氏遺跡を現在に生かし、未来へつなぐ—

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革（表1-1）

大内氏遺跡は、館跡・築山跡・高嶺城跡の3遺跡に加え、附の凌雲寺跡で構成され、昭和34年に国の史跡に指定された（史跡「大内氏遺跡附凌雲寺跡」）。指定にあたって発掘調査が行われたわけではなく、古記録などによって範囲の確定がされた。そのため、遺跡の内容や本質的価値は必ずしも明らかではなかった。

指定から20年を経過したころ、館跡において史跡内の民有地にある住宅の改築が相次いだ。それに伴い、史跡保存のための管理上の基準が必要となった。また、昭和53年には、館跡内にある龍福寺庫裡の増改築に伴う発掘調査で庭園遺構が発見された。このことから、計画的な発掘調査と、史跡大内氏遺跡の進むべき方向を定めた基本方針が必要となった。そこで昭和56年に保存管理計画を策定した。

さらに現在、保存管理計画の策定から38年が経過した。この間、保存管理計画に基づいて史跡地の土地取得が進み、館跡・築山跡・凌雲寺跡では発掘調査も進展した。とくに館跡では調査成果に基づいた史跡整備を行い、池泉庭園・枯山水庭園は市民の憩いの場として親しまれるようになった。個々の史跡では、既存建物の劣化や土地利用の変化などが進む一方、史跡自体については保存だけでなく活用することが社会から強く求められるようになった。これら諸条件の変化に対応し、かつ将来にわたって史跡を適切に保存し活用できるよう、従来の保存管理計画を改訂し、保存活用計画を策定する。

表1-1 史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡の概要

名 称	遺跡の性格	指定面積	所 在 地	指定年月日
館 跡	中世城館跡	23,896.33 m ²	山口県山口市大殿大路字竹原	昭和34年11月27日
築山跡	中世城館跡	18,391.94 m ²	山口県山口市上堅小路字築山	
高嶺城跡	中世城館跡	19,766 m ²	山口県山口市上宇野令字高嶺	
凌雲寺跡	中世寺院跡	36,963.91 m ²	山口県山口市巾尾字寺内ほか	

2 計画策定の目的

この計画では、史跡に関わる諸要素を改めて整理し、本質的価値と現状・課題を明らかにする。そのうえで史跡の将来にわたる保存について定め、関係者と合意する。また、今後の活用・整備を見据えた大綱を作成する。

そのなかで、大内氏に関連する遺跡や文化財に対する文化財保護行政のありかたについても明確化を図る。さらには、大内文化が息づくまちづくりなど、本市全体の施策体系への位置づけを行う。



図1-1 大内文化財の包括的な調査・保護体制

3 計画策定の組織・経過

(1) 組織（資料 1-1・1-2）

大内氏遺跡保存活用計画の策定にあたっては、文化庁・山口県の指導を受け、大内氏遺跡保存活用計画策定会議で協議した。この会議は、大内氏遺跡保存対策協議会の幹事会（山口市の関係部局）・専門委員会、および地元関係者で構成される。

(2) 経過（資料 1-3）

平成 28～30 年度に策定した。平成 28 年度は築山跡分を検討（単独市費）、平成 29・30 年度は館跡・高嶺城跡を検討し、築山跡を含めて全体を取りまとめることとした（国庫補助事業）。なお、築山跡を先行して検討したのは、平成 29 年度から同遺跡の史跡整備事業に着手する必要があったためである。

4 他の計画との関係

(1) 第二次山口市総合計画（平成 30 年 3 月：総合政策部 企画経営課）

山口市全体の施策体系を示した計画である。本市が目指す将来都市像、まちづくりの基本的な方向、取組を進める施策などを示す。

計画では、将来都市像として「ひと、まち、歴史と自然が輝く 交流と創造のまち 山口」を掲げる。重点戦略 1 にある「IV文化、スポーツで地域元気プロジェクト」として、大内文化まちづくりの推進、地域の歴史資源などの再整備および付加価値化など、歴史・文化・芸術による地域の個性、誇りづくりの推進を挙げている。

(2) 山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月：ふるさと創生部 創生推進課 *1）

平成 26 年 11 月の「まち・ひと・しごと創生法」の施行に伴い、平成 27 年 10 月に策定された。やまぐち地方創生 100 プロジェクトのNo.44 に、大内文化の継承と新たな価値創造が挙げられる。

(3) 大内文化まちづくり推進計画（平成 24 年 3 月：総合政策部 文化政策課 *2）

山口市総合計画、文化の薫るまち創造ビジョン、山口市観光交流基本計画などを、大内文化まちづくりの視点から捉えなおしたもので、平成 24 年 3 月に策定された。計画期間は平成 24 年度～同 29 年度である。第 3 章の推進施策のなかに、第 2 項「地域の資源を磨き、活力とおもてなしのあるまちづくり」があり、大内氏遺跡の整備もそのなかに位置づけられている。当初の計画期間が過ぎた現在、改訂に向けた準備が進められている。

(4) 第二次山口市教育振興基本計画（平成 30 年 3 月：教育委員会事務局）

山口市の教育施策の体系を示した計画である。市の教育目標を、「やまぐちのまちで育む ふるさとを愛し 豊かな心と健やかな体で 未来を生きぬく子ども」とし、平成 30 年度～同 34 年度までの計画期間としている。第 3 章「基本的方向性と施策の展開」のなかで「学びを充実し、郷土愛を育む」を掲げ、「郷土の歴史や文化を守り、伝える」と位置づけている。

*1 現在、組織改変により創生推進課は廃止。業務の一部が総合政策部企画経営課に移管された。

*2 現在、組織改変により交流創造部文化交流課となる。

(5) 史跡大内氏遺跡保存管理計画（昭和56年3月：教育委員会）

大内氏遺跡の史跡保存の管理上の基準を定め、また、発掘調査の実施による大内氏遺跡の進むべき方向の基本方針を定めたものである。

(6) 大内氏遺跡整備基本構想（平成13年3月：教育委員会 文化財保護課）

史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡の整備の基本方針を示したものである。

(7) 史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡館跡整備基本計画（平成13年3月：教育委員会 文化財保護課）

大内氏遺跡のうち、館跡の整備基本計画である。

(8) 大内文化特定地域まちづくり構想（平成27年10月：大内文化街道まちなみ協議会）

大内文化まちづくり推進計画において設定している「大内文化特定地域」において、地域住民などが行政と連携しながら、良好な景観の形成や保全、地域の特徴を生かす重層的なまちづくりを推進するため、基本理念や課題の抽出、提案などをまとめたものである。

このほか、山口市教育委員会では「山口市歴史文化基本構想」の策定に向けた作業を進めている。市内の各地域に残る文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するものである。本計画を含む、山口市の文化財保護のマスタープランとなる。平成31年度に策定する予定。

5 計画の実施

史跡大内氏遺跡保存活用計画は、平成31年4月1日に施行する。

第2章 大内氏遺跡附凌雲寺跡の概要

1 大内氏について(図2-1・2-2、表2-1)

大内氏(多々良氏)は百済の王族の子孫という伝承をもつ氏族である。古代には周防国府に仕える在庁官人の一員であったが、次第に勢力を増し鎌倉時代には国司上人と争うほどとなる。南北朝期には一族の中で最も有力となり周防の守護に任ぜられ、つづいて長門の厚東氏を討って防長両国の守護に任ぜられた。その後は防長両国を根本領国とし、最盛期には東は安芸・石見、西は筑前・肥前という広域を治めた。中央政界においては、南北朝内乱、応仁・文明の乱という2つの乱に関わり、幕府から追放された足利義植(義尹)を将軍職に復職させるなどした。また西国に拠点を置くという地の利を生かし、中国大陆や朝鮮半島など東アジア諸地域と交易を行った。こういった、京都や海外との交流の結果、両文化を融合・咀嚼した大内文化が花開いた。

歴代当主の事跡は以下のとおり。

大内弘世(?-1380)は周防・長門を統一し、南朝方から北朝方に転向した。上洛して将軍足利義詮に拝謁、防長二国の守護に任じられ、後に石見の守護を兼ねるまでとなる。大内盆地にあった大内氏の本拠地を山口に移したのは弘世の頃といわれる。乗福寺塔頭の正寿院に葬られる。

大内義弘(1356-1399)は、周防を訪れた足利義満に随行して上洛。明德の乱での山名氏討伐のほか、南北朝合一の斡旋で功績を挙げる。周防・長門・石見・豊前・和泉・紀伊の守護に任じられるが、義満の挑発を受けて応永の乱を起こし、堺で敗死する。香積寺が菩提寺となる。

大内盛見(1377-1431)は、兄義弘の敗死後、足利義満に降伏した弟の弘茂との家督争いの末に勝利した。盛見の実力は、義満も認めざるをえず、周防・長門守護職が安堵され、さらには豊前守護ともなる。九州での遠征中、筑前の怡土郡で戦死した。国清寺が菩提寺となる。

大内持世(1394-1441)は、盛見の戦死を受け、持盛との家督争いの末に勝利する。赤松満祐が足利義教を暗殺した嘉吉の乱で持世も重傷を負い、不慮の死を遂げる。澄清寺に葬られる。

大内教弘(1420-1465)は、持世の養嗣子として家督を継ぐ。周防・長門・筑前・豊前の守護となる。京都相国寺にいた雪舟を山口に招く。築山跡は、教弘が築いた居館といわれる。伊予の河野通春を攻略中、興居島で死去。死後、築山大明神として神格化され、崇敬の対象となった。

大内政弘(1446-1495)は、父教弘から周防・長門・豊前・筑前の守護を継承した。応仁・文明の乱では西軍の将として上洛。山口に戻ると家臣団集住や政庁機構の再編など分国支配を強化した。山口で死去し、法泉寺に葬られる。

大内義興(1477-1528)は、明応の政変で京を追われた足利義植(義尹)をかくまった後に上洛、義植の将軍復職に貢献した。周防・長門・石見・安芸・筑前・豊前・山城の守護となる。その後、山口に帰国。石見銀山の開発で富を築く。安芸門山城を攻略中で病に倒れ、凌雲寺に葬られた。

大内義隆(1507-1551)は、周防・長門・石見・安芸・筑前・豊前の守護を務めたほか、太宰大弐に任じられる。出雲に遠征して尼子氏の月山富田城を攻めるが大敗。以後、文治政治に傾倒し、サビエルのキリスト教布教を許可。陶隆房の謀反により長門大寧寺で自刃。龍福寺が菩提寺となる。

大内義長(?-1557)は、豊後の大友義鑑の次男として生まれ、晴英と名乗る。陶隆房(晴賢)によって大内氏の新当主に迎えられ、大内義長と改名。厳島の戦で晴賢が自刃すると、高嶺城の築城に着手して毛利氏の侵攻に備えるものの、形勢不利を察して長門且山城に逃れ、長福寺で自刃。

以後、山口には毛利氏が入府し、大内氏の分国支配は終焉を迎える。

第2章 大内氏遺跡附凌雲寺跡の概要

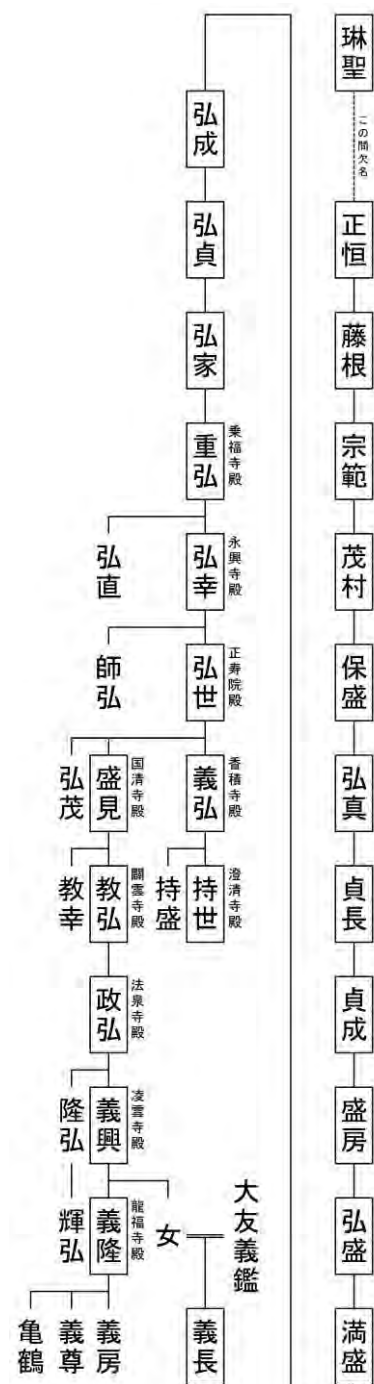
紀元前300		紀元前1		250		710		1185		1573		1868		1945		2000	
旧石器		縄文		弥生		古墳		古代		中世		近世		近代		現代	
		弥生				飛鳥		奈良		平安		鎌倉		室町		徳川	
												室町		安土・		徳川	
												江戶		明治		大正	
														昭和		平成	

天内氏が山口に本拠を置いて領国支配を行った時期

図 2-1 大内氏が活躍した時代

表 2-1 大内氏略年表

西暦	年 号	事 項
611	推古19	大内氏の始祖、吉済の聖聖太子が乗朝したという。
1182	寿永元	盛房、周防介に任じられ、この頃から「大内」を称す。
1183	寿永2	大内氏は源平合戦の時、源氏に味方し功があった。
1192	建久3	弘成(弘盛力)、東大寺の木材調達を妨害し、重源に訴えられる。
1206	建永元	満盛、山口白石の地に瑞雲寺を建立。
1254	建長 6	山口円政寺の鯛口に初めて「山口」の文字が見える。
1281	弘安 4	弘貢ら、弘安の役に出陣と伝える。
1318	文保 2	重弘が東大寺の国務と対立、抗争した。
1334	建武元	建武中興に弘幸は北条方に味方した。
1336	建武3	足利尊氏により鷲頭長弘が周防国守護に、厚東武実が長門国守護に任ぜられる。
1352	文和元	弘世、鷲頭氏を攻める。
1360	延文5	この頃弘世は山口に居館を移し、京都に模して市街を経営した。
1363	貞治2	弘世、北朝方に転じ、周防・長門守護に任ぜられる。
1366	貞治5	弘世、石見守護に任じられる。
1369	応安2	弘世、京都から祇園社を勧請したとされる。
1373	応安6	明使の趙佚らが大内氏「日新館」に滞在する。
1379	康暦元	義弘、高麗の韓国柱の帰国に際して、朴居士に朝鮮半島の倭寇討伐に当たらせる。
1392	明德3	義弘の周旋で南北朝の和議が成立した。 義弘、紀伊・和泉の守護に任ぜられる。
1395	応永 2	義弘、朝鮮に貿易船を送る。
1399	応永 6	義弘、朝鮮に百済の後裔であることを主張し、土地の下賜を請う。 義弘、幕軍と戦い、泉州堺で戦死。(応永の乱)
1401	応永8	盛見、大内弘茂を長門下山城で討ち取り、家督を掌握。
1404	応永11	盛見、周防・長門の守護に任じられる。
1408	応永15	盛見、豊前の守護に任じられる。
1409	応永16	盛見、上洛。相伴衆として幕政に参加。
1431	永享 3	盛見、九州深江で豊後の大友氏と戦い、戦死。
1441	嘉吉元	持世、嘉吉の乱で遭難し、京都で死す。
1442	嘉吉 2	香積寺五重塔建立。
1444	文安元	大内氏衙門を焼く。
1451	宝徳 3	教弘、日明貿易に初めて参加。
1453	享徳 2	教弘、『琳聖太子入日本之記』を朝鮮に求める。 朝鮮、教弘に通信符を送る。
1454	享徳 3	この頃雪舟が山口に来る。
1465	寛正 6	教弘、伊予に出陣したが、奥居島で病死。
1467	応仁元	応仁・文明の乱勃発。大内政弘は西軍として参加。
1470	文明 2	大内教幸(道頓)の乱。
1477	文明 9	応仁・文明の乱終息。政弘、京都から帰還。
1480	文明12	連歌師宗祇が政弘に招かれて山口に来る。
1485	文明17	大内氏掟書に「在山口衆」の記載が見られる。
1495	明応 4	政弘の発願により、准勅撰の連歌集である『新撰築玖波集』が成立する。 政弘、山口で病死。
1500	明応 9	將軍の職を追われた足利義植が、大内義興を頼って山口に来る。
1508	永正 5	義興、前將軍義植を擁して上洛し、以後11年間將軍を輔佐した。
1511	永正 8	義興、船岡山の合戦で細川氏を破る。
1518	永正15	義興、山口に帰還。
1520	永正17	義興、伊勢神宮を山口に勧請。
1521	大永元	義興、この年から連年、安芸で尼子氏と戦う。
1523	大永 3	大内・細川の遺明使、寧波で争う。(寧波の乱)
1528	享祿元	義興、安芸門山城を攻略中で病に倒れ、山口で死す。
1532	天文元	義隆、少武氏を討つため、九州に出兵。
1536	天文 5	義隆、太宰大式に任ぜられ、昇殿を許される。
1543	天文12	義隆、尼子氏を討つため出雲に出陣したが、大敗を喫し山口に帰還。
1547	天文16	最後の遺明船派遣。
1550	天文19	サビエルが山口に立ち寄り、キリスト教の布教に当たった。
1551	天文20	義隆、陶隆房の謀反にあい、長門の深川大蔵寺で自害。
1552	天文21	豊後から大友晴英(大内義長)が迎えられる。
1555	弘治元	陶晴賢、厳島合戦で毛利元就に敗れ、自害。
1556	弘治 2	内藤隆世と杉重輔が争い、山口の町が炎上。
1557	弘治 3	義長、毛利氏の侵攻に備え高嶺に城を築く。 義長、毛利元就に攻められ、長門の長府長福寺(現功山寺)で自害。 毛利隆元により館の跡地に龍福寺(大内義隆の菩提寺)が建立される。
1569	永祿12	大内輝弘、山口に乱入し龍福寺を本陣とするが、敗走し自害。



※御園生翁甫『大内氏史研究』
を参考に作成

图 2-2 大内氏略系图

2 史跡の位置(図2-3・2-4、表2-2)

山口市は、山口県の中央に位置し、北は島根県に接し南は瀬戸内に面する。市域は平成17年・同22年の合併により拡大し、面積は1,023.31k㎡である。市域は、旧国でいうと周防・長門の2国に、旧郡でいうと、吉敷郡・佐波郡・阿武郡の3郡に、水系では、樫野川・佐波川・阿武川の3つの水系にまたがり、様々な歴史や文化を有する。

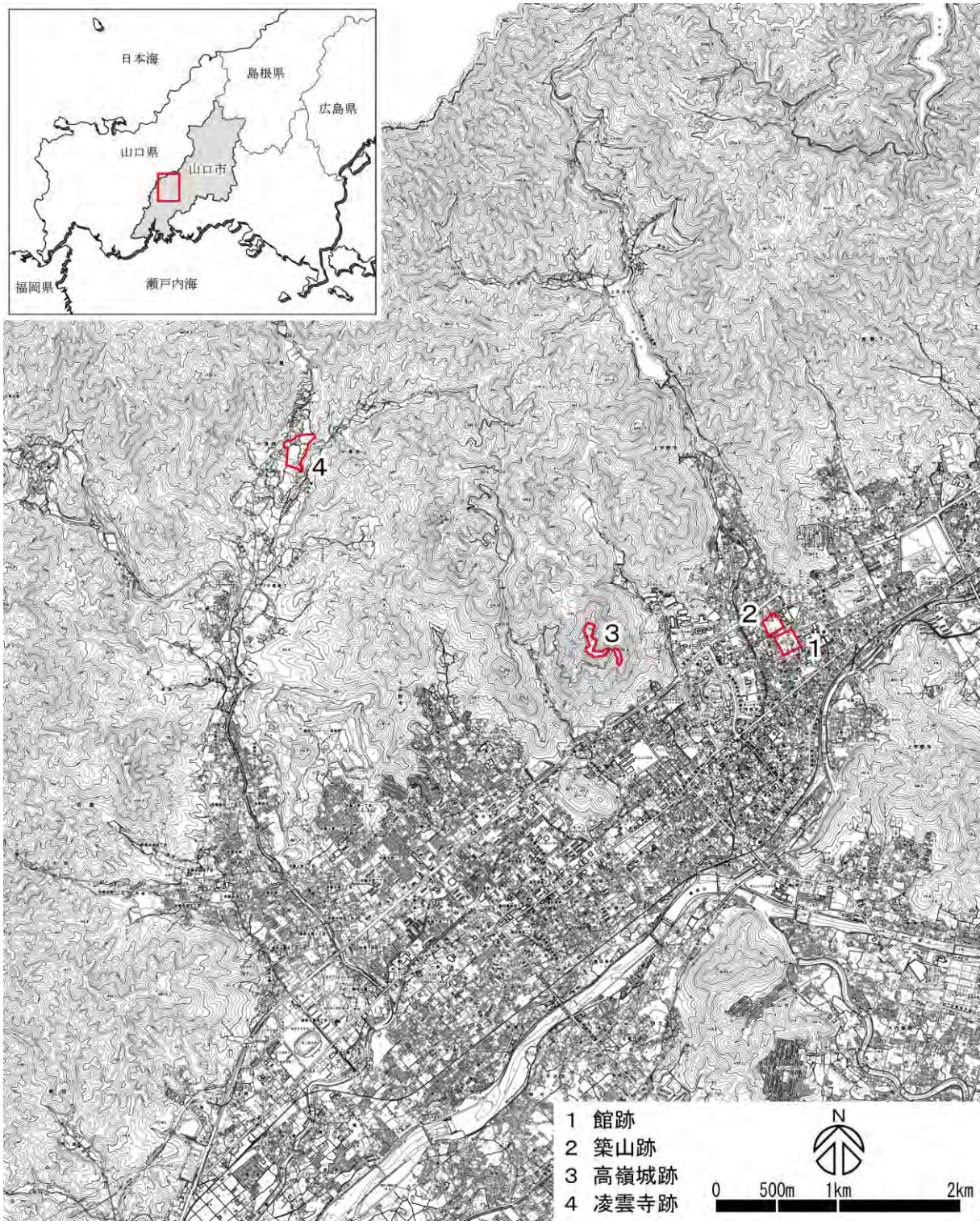


図2-3 史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡の構成と位置

第2章 大内氏遺跡附凌雲寺跡の概要

市域は大きく中国山地の中山間地にあたる北部、山口盆地を中心とした中部、榎野川下流から瀬戸内海に面した南部に分けることができる。大内氏遺跡附凌雲寺跡は、中部の山口盆地北縁部に位置する。山口盆地は県内最大の盆地で、中央には榎野川が貫流する。盆地北縁には榎野川に流入する小河川の形成した扇状地が広がり、盆地南縁には黒河内山系から伸びる洪積台地が広がる。

史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡は、山口市内に所在する大内氏ゆかりの4遺跡（館跡・築山跡・高嶺城跡・凌雲寺跡）からなる。地形的には館跡および築山跡は一の坂扇状地上に、高嶺城跡は鴻ノ峰の山頂に、凌雲寺跡は吉敷川流域の段丘上に位置する。

表 2-2 山口市街地周辺の大内文化財（記念物・建造物など）

名 称	種 別	説 明	備 考
館跡	国史跡	大内氏の居館跡。	
築山跡	国史跡	大内教弘の居館跡。教弘没後は教弘を鎮魂する施設となった。	
高嶺城跡	国史跡、埋蔵文化財	大内氏最後の当主義長が毛利氏侵攻に備えて築造した山城の跡。大内氏滅亡後は毛利氏の山口支配の拠点となった。	一部が国史跡
常栄寺庭園	国史跡および名勝	大内教弘夫人菩提寺妙喜寺に造られた庭園。伝雪舟と伝える。	
清水寺観音堂	県指定建造物	明応2年(1493)大内義興建立。	
善生寺庭園	県指定名勝	雪舟作と伝えられる庭園。	
雲谷庵跡	市指定史跡	雪舟のアトリエである雲谷庵の跡。	
瑠璃光寺五重塔	国宝（建造物）	大内盛見が兄義弘の菩提を弔うために建立したという。巻斗に嘉吉2年(1442)の墨書あり。	
洞春寺山門	国重文（建造物）	大内盛見の菩提寺国清寺の山門。	
洞春寺観音堂	国重文（建造物）	大内持盛が永享2年(1430)に創建した観音寺の仏殿。	
八坂神社本殿	国重文（建造物）	永正17年(1520)建立。	
龍福寺本堂	国重文（建造物）	大内氏の氏寺興隆寺の釈迦堂を移築。	
今八幡宮楼門	国重文（建造物）	室町時代後期(16世紀)の作。山口に特徴的な楼拝殿造。	
今八幡宮拝殿	国重文（建造物）	室町時代後期(16世紀)の作。山口に特徴的な楼拝殿造。	
今八幡宮本殿	国重文（建造物）	室町時代後期(16世紀)の作。	
古熊神社本殿附宮殿	国重文（建造物）	宮殿に天文16年(1547)の墨書あり。	
古熊神社拝殿	国重文（建造物）	建立時期は文献史料により寛文年間頃とされるが、建築手法上、古色な部分もみられる。	
大内氏関連町並遺跡	埋蔵文化財包蔵地	大内氏館跡・築山跡を取り巻く中世都市遺跡	
七尾城跡	埋蔵文化財包蔵地	山城跡	
古城ヶ岳城跡	埋蔵文化財包蔵地	山城跡	
兄弟山城跡	埋蔵文化財包蔵地	山城跡	
障子ヶ岳城跡	埋蔵文化財包蔵地	山城跡。大内氏滅亡後、その残党が立てこもったといわれる。	
姫城跡	埋蔵文化財包蔵地	山城跡。内藤氏の属城といわれる。	
乗福寺跡	埋蔵文化財包蔵地	寺院跡。大内重弘の菩提寺。朝鮮系滴水瓦出土。	
興隆寺跡遺跡	埋蔵文化財包蔵地	寺院跡。大内氏の氏寺と氏神を祀る妙見社が存在した。	

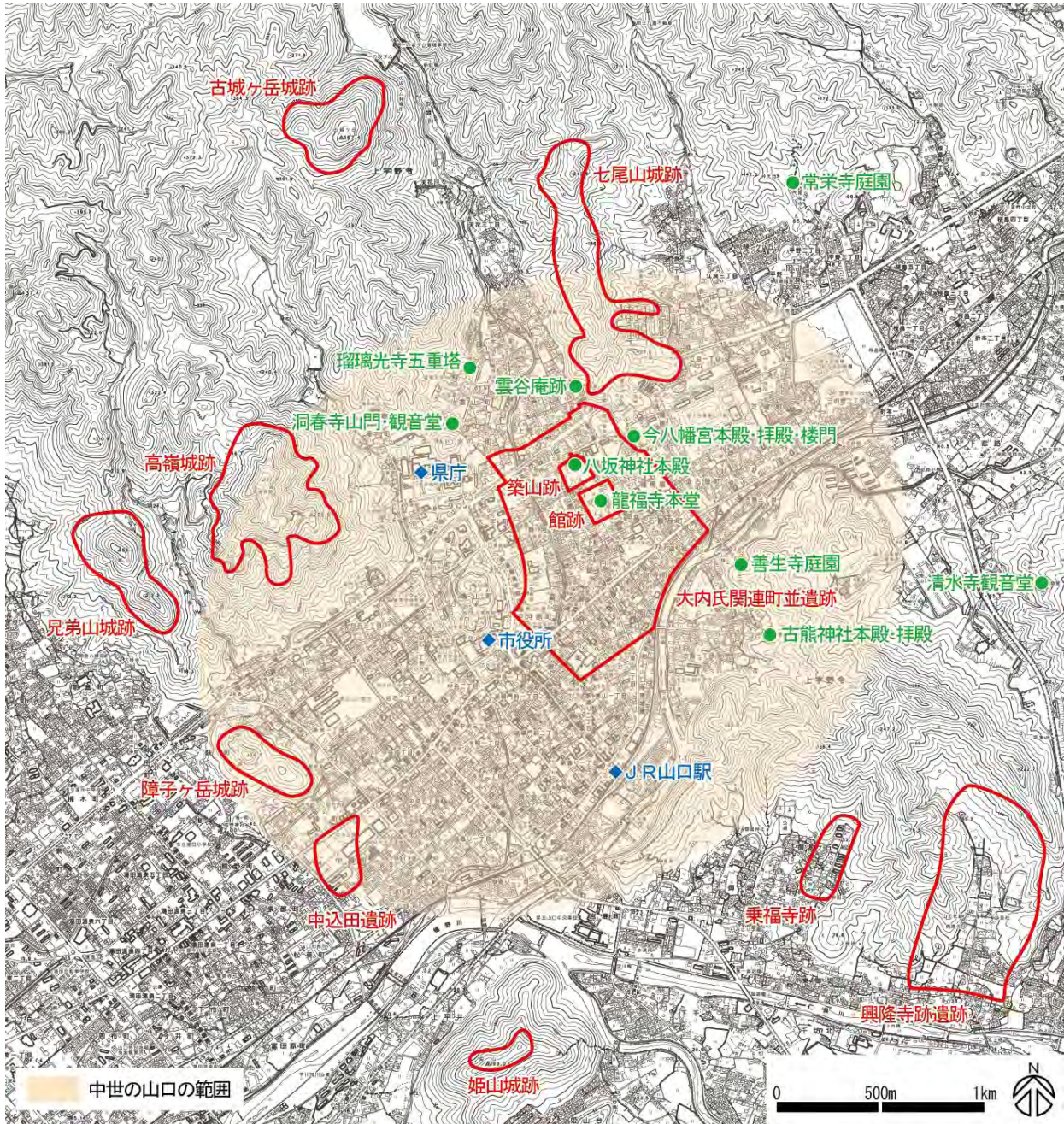


図2-4 山口市街地周辺の大内文化財（記念物・建造物など）

赤枠は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲、緑丸は建造物・記念物などの位置を示す。

3 史跡指定に至る経緯(表2-3)

昭和30年8月16日付文委記第65号で大内氏関係遺跡の調査をするように、文化財保護委員会から、山口県教育委員会に指示があった。これを受け、山口県教育委員会から山口市教育委員会に対して昭和30年9月5日にこの旨依頼があった。

山口市教育委員会では、昭和30年10月11日に第1回大内氏遺跡調査打合会を開催し、大内氏遺跡調査委員会を組織して調査に当たることになった。

2年半の期間をかけて古記録の調査、現地の踏査・実測などを行ったうえで、昭和33年3月3日に文化財保護委員会へ指定申請書を提出した。そこに記された指定候補は、「高峯城跡」「築山館跡および築地」「大内氏館跡」「凌雲寺跡」のほか大内氏歴代当主墓(弘幸・政弘・持世・盛見・義興・弘直)の順であった。

昭和34年11月27日、文化財保護委員会告示第65号で、史跡「大内氏遺跡附凌雲寺跡」として指定された。歴代当主墓は指定から外れ、残る4遺跡の正式名称や記載順も「館跡」「築山跡」「高嶺城跡」「凌雲寺跡」へと変化した。大内氏が拠点とした城館跡を軸に、関連寺院を取り込み、包括的な史跡指定をめざす文化財保護委員会の意向が読み取れる。

表2-3 史跡指定に至る経過

No.	事 項	年 月 日	大内氏館跡 (大内新門跡・龍福寺)	築山跡 (築山館跡・築地の跡)	高嶺城跡 (高峯城跡)	凌雲寺跡	大内弘幸墓	大内政弘墓	大内持世墓	大内盛見墓	大内義興墓	大内弘直墓 (普門寺後山)	普門寺	国清寺 経蔵心礎	雲谷庵跡 (雲谷軒跡)	常栄寺庭園
1	文化財保護委員会からの調査依頼 山口県教育委員会教育長宛て「文委記第65号」	昭和30年8月16日	—	● (1)	● (2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	山口県吉佐教育事務所長からの調査依頼 山口県教育長宛て「吉佐第1039号」	昭和30年8月29日	—	● (1)	● (2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	『山口市内にある大内時代の遺蹟調査』(ガリ版) 原案作成者は河野通毅	昭和30年10月11日	○ (番外)	● (1)	● (2)	—	● (4)	● (5)	● (6)	● (7)	● (8)	—	—	● (3)	○ (番外)	—
4	大内氏遺跡第1回現場調査 筆記圖は調査順を示すか	昭和30年11月20日	—	● (8)	—	—	● (7)	● (3)	● (6)	● (5)	● (1)	—	● (2)	● (4)	—	—
5	大内氏遺跡第2回現場調査	昭和30年12月10日	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	大内氏遺跡第3回現場調査 筆記圖は調査順を示すか	昭和30年12月12日	● (1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	● (2)	—
7	『大内氏遺跡調査資料』(ガリ版) 大内氏遺跡調査委員会・山口市教育委員会作成	昭和31年3月22日	○ (番外)	● (1)	● (2)	—	● (4)	● (5)	● (6)	● (7)	● (8)	● (9)	—	● (3)	● (10)	—
8	黒板昌夫文部技官の現地調査 黒板技官の来山を機に指定物件を見直し	昭和31年4月28日～5月2日	—	● (2)	● (1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	山口市耕地課による測量 館跡は12月1日作製 築山跡は不明	昭和31年12月	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	小郡農業高等学校による測量 市から委託 常栄寺庭園の測量もおこなう	昭和33年3月	—	—	● (1)	● (2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	● (3)
11	大内氏遺跡指定申請書の提出 文化財保護委員会委員長宛て山口市長名文書 県教育長への進達依頼「山教社第113号」	昭和33年3月3日	● (3)	● (2)	● (1)	● (4)	● (5)	● (6)	● (7)	● (8)	● (9)	● (10)	—	—	—	—
12	「大内氏遺跡附凌雲寺跡」の史跡指定 文化財保護委員会告示第65号	昭和34年11月27日	● (1)	● (2)	● (3)	● (4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	『大内氏遺跡調査資料』(活字版) 奥付では昭和36年2月発行(昭和36年復刻)	昭和35年11月	● (1)	● (2)	● (3)	● (4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

山口市教育委員会 2015『凌雲寺跡1』

4 史跡指定の状況

(1) 指定告示

告示は次のとおりである。

◎文化財保護委員会(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次のとおり指定する。

昭和34年11月27日

文化財保護委員会委員長 河井彌八

種別	名称	所在地	地域
史跡	大内氏遺跡	山口県山口市大字 大殿大路字竹原	(館跡) 117番ノ1 117番ノ3 117番ノ6 117番ノ7 117番ノ8 117番ノ9 117番ノ10 117番ノ11 117番ノ12 117番ノ13 117番ノ14 117番ノ15 117番ノ16 117番ノ17 117番ノ18 117番ノ19 117番ノ20 117番ノ21 117番ノ22 117番ノ23 117番ノ24 117番ノ25 117番ノ26 117番ノ27 117番ノ28 117番ノ29 117番ノ30 117番ノ31 117番ノ32 117番ノ33 117番ノ34 117番ノ35 117番ノ36 117番ノ37 117番ノ38 117番ノ39 117番ノ40 117番ノ41 117番ノ42 117番ノ43 117番ノ44 117番ノ45 117番ノ46 118番ノ1 119番
		同 大字 上堅小路字築山	(築山跡) 95番 100番 101番 103番 103番ノ1 103番ノ2 103番ノ3 103番ノ4 103番ノ5 103番ノ6 103番ノ8 103番ノ9
		同 大字 上宇野令字高嶺	(高嶺城跡) 105番の内実測1反5畝15歩 109番ノ1の内実測9畝25歩 191番ノ1の内実測5畝18歩 191番ノ2の内実測1畝19歩 192番ノ1の内実測2反7歩 257番ノ2の内実測1反4畝4歩 258番の内実測5畝 258番ノ4の内実測1反5畝2歩 312番の内実測8反22歩 313番の内実測1反1畝25歩 313番ノ1の内実測7畝1歩 313番ノ1ノ1の内実測1反2畝23歩

種別	名称	所在地	地域
史跡	附凌雲寺跡	同 大字	897 番 898 番 899 番 1179 番 1180 番
		中尾字寺内西	1181 番 1182 番 1183 番 1184 番 1185 番
			1186 番 1187 番 1188 番 1189 番
			1190 番ノ1 1190 番ノ2 1191 番 1192 番ノ1
			1192 番ノ2 1193 番 1194 番 1195 番
		同 字寺内東	1174 番 1175 番 1176 番 1177 番 1178 番
		同 字原田西	1171 番 1172 番 1173 番
		同 字原田東	1162 番
		同 字宮利下	1196 番 1197 番 1198 番 1199 番 1200 番
			1201 番
		同 字射場	900 番 1217 番 1218 番 1219 番
			右地域内に介在する道路敷および水路敷を含む

(2) 指定説明

大内氏が中世の政治、経済史上に、はたまた文化史上に占めた位置の極めて高かったことは更めて説くまでもないことである。

大内氏が山口に居を構えたのは南北朝時代弘世の時であるといわれる。山口は東北西の三方に山を連ね、南に口を開く盆地状の小平野であって、その間を樫野川が南へ貫流し、中世豪族拠地の典型的な地形を示している。街区また往時を偲ばしめるものがあるが、指定の対象は、館、城と凌雲寺の跡である。

館は、確証を欠く憾はあるが、現龍福寺境内といわれ、その南辺を東西に通る道路の大殿小路(大路)の名は、この名残とされている。龍福寺は、もと白石にあり、義隆(龍福寺殿)の庇護した寺であって、毛利隆元が館跡に移建したものと称されている。方形状の地域であって、周辺に土塁、堀など、なおその旧態を偲ぶことができる。

この北に近く築山の跡がある。築山は教弘(築山殿)の営むところといわれ、当時の記録にも屢々その名が現れるが、別荘の如き館であったと思われる。いま域内に八坂神社、築山神社があるが、北西隅に矩の手に土塁が遺存するのは、居館の位置、規模を示す遺構として極めて貴重で、江戸時代の末まで苑池のあとがのこっていたといわれる。

大内氏は、その盛時、他に見るが如き城郭は設けなかったといわれるが、大内氏最後の義長は、毛利氏の来襲に備えて、山口市街の西に聳える標高338m、いまの鴻峯に築城した。弘治2年(1556)春のことである。翌3年3月、毛利氏来攻の際、一時これに拠ったが、守り難きを察して長門へ遁れ、落城した。高嶺城といい、高嶺はまた高峯、鴻峯とも書かれ、岳山とも称された。急峻な崖をめぐらした独立状の丘陵であって、その頂上部に、稜線上に階段状に郭を連ね配し、その最奥部、最高所に本丸を設けている。本丸は石垣をめぐらし、郭の所々にも石垣がある。眼下に山口とその周辺を収め、中世的山城として典型的なものである。大内氏滅亡後、山口は毛利氏の手に入り、毛利氏もこの城を利用し、城番を置き、元和元年(1615)に至って廃した。大内氏は完成しないうちに放棄したといわれ、にわかに現在の遺構のすべてを大内氏に帰することはできないが、地形などより見て大内氏の旧を十分偲ぶことができる。

凌雲寺跡は、山口市街の北西、吉敷川上流の山間部にある。寺は義興(凌雲寺殿)の開基なるべく、開山は庵桂悟である。舌状をなして南に延びる台地上に営まれたもので、注意すべきはその

惣門跡と称せられる遺構である。地域の南端部において台地を東西に横切るその長い石垣は豪壮雄大であって寺院としては異例に属する。寺の位置、地形などから見て、蓋し有事に備えての一種の城塞をも兼ねたかと察せられ、大内氏時代の特異な遺構として併せ保存すべきものである。

通観するに、大内氏滅亡後、その遺構の衰滅の赴くのは時の勢であるが、いまここに大内氏の動静の根本をなすべき遺構の略々たどり得られることは学術上貴重である。

所在地	山口市大殿大路（館跡）	上堅小路（築山跡）
	上宇野令（高嶺城跡）	中尾（凌雲寺跡）
指定面積	（館跡） 23,863.65 m ²	（築山跡） 18,362.5 m ²
	（高嶺城跡） 19,737.3 m ²	（凌雲寺跡） 36,963.9 m ²

（3）指定に至る調査成果

『大内氏遺跡調査資料』1960 山口市教育委員会として発行されている。

（4）指定地の状況

館跡・築山跡・高嶺城跡・凌雲寺跡について、指定地の状況を整理する。

なお、4 遺跡の管理団体はいずれも山口市であり、指定の経緯は次の通りである。

- ・昭和 35 年 1 月 9 日起案 管理団体申請
- ・昭和 40 年 7 月 24 日起案 管理団体指定（山口県文化財要録に記載）

ア 館跡

■土地所有状況（図 2-5、写真 2-1・2-2、資料 2-1・2-2）

史跡指定地中心部は宗教法人龍福寺の所有地となっている。その外縁部には、かつて民家 41 軒が建ち並んでいた。これは戦後の住宅難を解消するため建てられた市営住宅を払い下げたものである。昭和 54 年度から、史跡整備に向けた土地買上が計画的に進められ、現在までに 40 軒分の公有地化が行われている。また、史跡北東部には、街区公園の大殿公園（昭和 41 年設置）がある。

■公有化の経緯（資料 2-3）

昭和 56 年度から平成 9 年度、同 11・15・16・18・21 年度に行っている。市が取得した土地は合計 10,654.7 m²で、館跡指定地面積 23,929.70 m²（実測面積）の約 45%にあたる。

■管理の記録（資料 2-4）

昭和 40～50 年代にかけては、史跡指定地外縁部の個人住宅増改築に伴う現状変更が多く、工事立会などで対応していた。昭和 60 年代～平成 20 年代前半までは史跡整備に向けた発掘調査の現状変更が多く出されるようになり、平成 10 年代からは史跡整備工事に伴う現状変更が増加する。平成 17～23 年度には、龍福寺本堂解体修理事業に関連した現状変更も行われた。さらに、第 1 期史跡整備が終盤を迎えた平成 24 年からは、復元整備された池泉庭園などを活用した文化催事に伴う現状変更（仮設物設置など）が増加する傾向にある。

■発掘調査の状況（写真 2-3、資料 2-5・2-6）

山口市教育委員会が主体となり、現在までに 37 回に及ぶ発掘調査を実施している。また、全ての発掘調査報告書を刊行し、調査成果を公表している。

第 1 期調査 昭和 52 年度に龍福寺の庫裏増築に際して試掘調査を行ったところ、室町時代の遺構・遺物を確認した。そのため、昭和 53 年度に遺構確認調査を行い、室町時代の遺構・遺物を検出した。これを受け、館跡の内容確認の遺構確認調査を龍福寺境内地の空地を中心に実施すること

とし、昭和54年度から昭和61年度までに7次の調査（第2～6・8・9次調査）を行った。

第2期調査 その後、史跡周縁部の公有化が進んだため、平成2年度からは史跡周縁部の発掘調査に着手し、平成4年度までに5次にわたる調査（第10～14次調査）を実施した。また、龍福寺鐘楼建設に伴う調査（第15次調査）も実施している。これらの調査結果、館の四至がほぼ確定し、顕著な遺構である池泉庭園も確認された。

第3期調査 平成7年度からは大内氏遺跡保存修理事業が開始され、遺構復元のための基礎データを得るための発掘調査を実施した（第16～22・24・25・27・28・30・31次調査）。これと並行して、龍福寺本堂解体修理など堂宇改修に伴う発掘調査も実施している（第23・26・29・32～35次調査）。その結果、庭園遺構が新たに2基発見されるなど、大内氏館に関連する遺構群が数多く確認された。

■史跡整備の状況（資料2-7）

平成7年度に事業着手した。整備のデータを得るための遺構確認調査および復元整備を行い、平成24年度をもって史跡の北東部を除く整備を終了した。平成25年度には史跡の空中写真撮影を行い、平成28年度末に第1期整備報告書を刊行した。

なお、平成20・21年度には、整備着手から十余年を経たため、整備基本計画の見直しを行った（市単独事業）。その計画では、史跡北東部および史跡指定地外にガイダンス施設および便益施設を設置する予定であった。しかし、諸事情により、第2期整備事業や市長部局の事業としてこれを行うこととなった。

■史跡の維持管理

館跡の管理団体は山口市であり、文化財保護課が担当している。具体的には、公有地の草刈り・清掃、池泉への給水、池の清掃、および龍福寺との連絡・調整などを行っている。

大殿公園については、街区公園として都市整備課が維持管理・点検を行っている。

龍福寺の境内（山門・本堂・庫裏・龍福寺史料館・墓地など）については、龍福寺によって維持管理・運営が行われている。



写真2-1 昭和50年代の館跡（南から）



写真2-2 平成25年11月の館跡（東から）

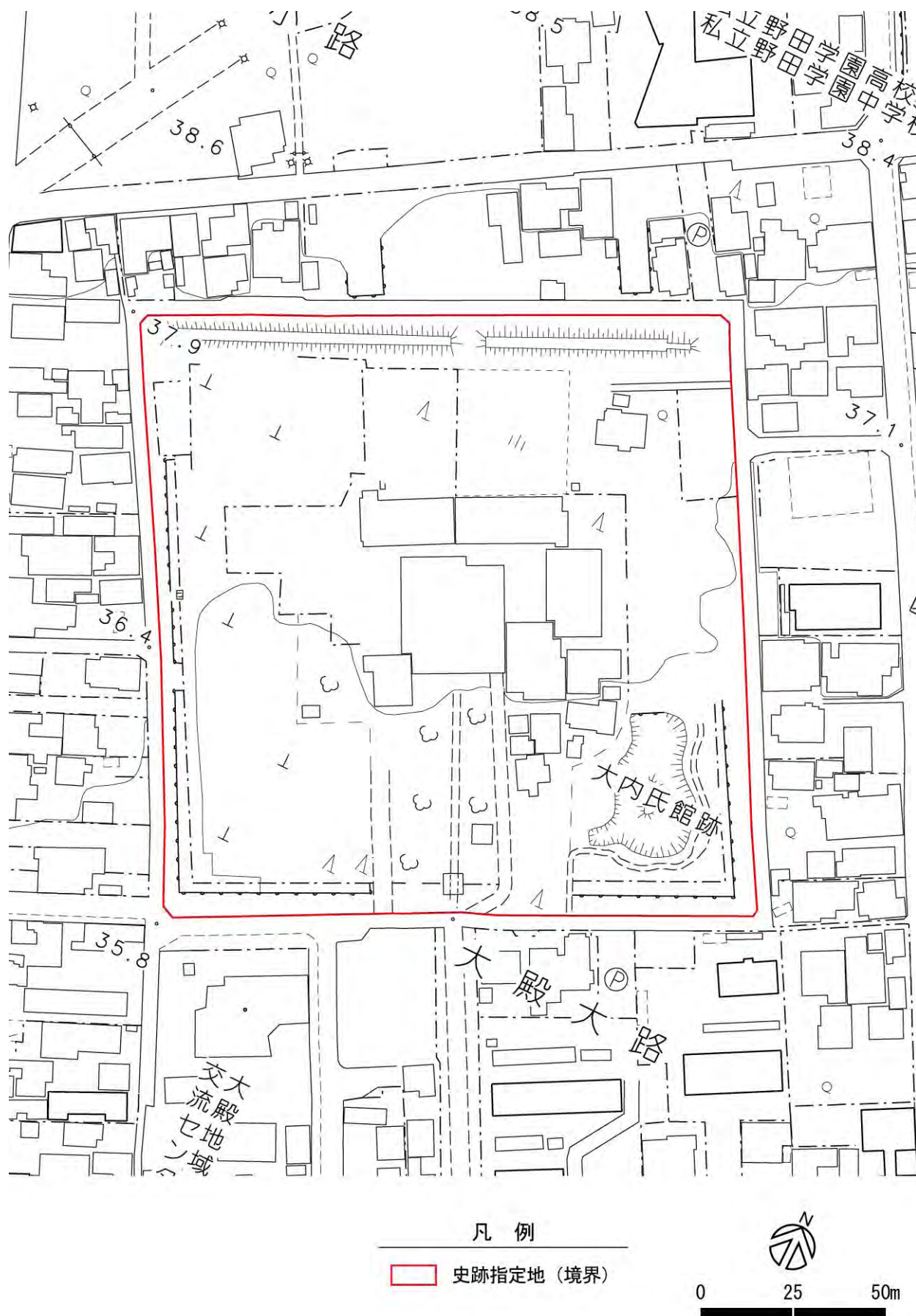


図 2-5 館跡の史跡指定範囲

イ 築山跡

■土地所有状況（図2-6、資料2-8・2-9）

史跡指定地の中心部は宗教法人八坂神社の所有地、北西部は宗教法人築山神社の所有地となっており、それぞれ社殿が設けられ宗教活動が行われている。八坂神社所有地のうち、南端の一部には県指定文化財「河村写真館」があるが現在は営業していない。また南西隅には街区公園の八坂公園がある。史跡指定地の南東部は公有地であり、史跡整備を前提とした発掘調査が実施された。

■公有化の経緯（資料2-10）

平成12・13年度の国庫補助事業で、社有地のうち今後整備が考えられる部分を公有化した。

平成14年度の国庫補助事業で、平成8年6月末をもって休業した料亭「祇園菜香亭」の敷地を含む3,243.15㎡を先行取得した。菜香亭の建物は明治初期の建造であり、その後増改築を繰り返してきた。大内氏遺跡の保存管理計画策定後は、新築・全面改築を制限されたことから雨漏りや床材の老朽化、電気施設の老廃化など建物自体の傷みが激しく、この時を逸しては保存活用ができなくなる恐れがあったため、先行取得で土地公有化を実施し、建物を史跡外に移転保存した。

市が取得した土地は合計3,831.40㎡で、築山跡指定地18,391.94㎡の約20%にあたる。

■管理の記録（資料2-11）

史跡指定以前から神社境内として落ち着いた景観が保たれてきた。昭和34年の史跡指定後の主な現状変更は以下のとおりである。

昭和50～60年代は境内の枯死松の伐採が相次いでいる。これはマツクイムシによる被害である。昭和60年代初めには境内の環境整備が行われる。当時増えてきたマイカーの無断駐車を防ぐとともに、史跡や境内として相応しい景観になるよう神社が実施したものである。平成14～15年には市都市計画課による八坂公園の遊具更新に伴う現状変更が続いた。平成17年以降は毎年、発掘調査の現状変更が申請される。これは菜香亭跡地を公有化し、史跡整備を前提とした計画的な発掘調査を開始したことによる。発掘調査は平成27年度に終了したため、今後は整備工事に伴う現状変更が続くものと見込まれる。

■発掘調査の状況（資料2-12・2-13）

山口市教育委員会が主体となり、現在までに15次にわたる発掘調査を実施している。これらはすべて発掘調査報告書を刊行し、調査成果を公表している。

第1期調査 昭和52・53年度の八坂神社本殿防災工事に伴う調査が、築山跡発掘調査の最初である。昭和62～平成元年度は八坂神社の境内を対象に、宗祇が築山跡で詠んだと言われる池の発見を目的にした発掘調査が行われた。途中、電気探査で池の汀線とみられる落ち込みを感知したが、発掘調査で検証した結果、人工的なものではなく、自然地形によるものと判明した。

第2期調査 平成14年度に菜香亭跡地を公有化したことを契機に、平成17～27年度に史跡南東部において年次的な発掘調査を実施した。初年度となる平成17年度は、遺構面の深さや広がりを確認する試掘調査を実施した。平成18年度からの調査では築山館を画する南堀と東堀を発見した。これで築山跡が確かに屋敷地であったことが発掘調査で確認された。平成21年度以降は、屋敷の内部施設を明らかにする調査を継続した。しかし、近現代の攪乱が著しいため、小規模な掘立柱建物数棟の確認に止まった。平成22年度の調査では石敷と石列による出入口遺構を発見した。この遺構は中世のものだが、築山館が機能を停止した後のものである。平成27年にはすべての発掘調査のまとめとなる報告書を刊行した。なお、平成30年度に史跡整備工事に伴い、南堀のトレンチ調査を実施した。

■史跡整備の状況

平成28年度に基本計画の検討を始め、平成29年度に基本計画、基本設計をとりまとめた。平成

30～32年度の計画で、史跡南東部の整備工事、北西部にある築地跡の環境整備を行う予定である。

■史跡の維持管理

築山跡の管理団体は山口市であり、文化財保護課が全体的な史跡の管理を担っている。具体的には、年2回の公有地の草刈り、および山口祇園祭の前に築地跡（土塁）とその周辺の草刈り・清掃を行っている。また、八坂公園については街区公園として、都市整備課が定期的な維持管理・点検を行っている。



図 2-6 築山跡の史跡指定範囲

ウ 高嶺城跡

■土地所有状況（図2-7、資料2-14）

史跡指定地は、鴻ノ峰山頂の一部である。ほとんどは公有地だが、北端の一部などが民有地である。

■公有化の経緯（資料2-16）

高嶺城跡の土地の公有化は、昭和45年度に行った。市が取得した土地は合計17,192㎡（実測面積）で、高嶺城跡の指定地面積19,766㎡（実測面積）の87%にあたる。

■管理の記録（資料2-17）

昭和40年代半ばに高嶺城跡の散策を目的とした遊歩道や休憩所が山口市によって設置された。平成24～25年度には防災無線基地局の工事にともなう仮設モノレールの現状変更が申請された。このように史跡指定以来、高嶺城跡には大きな変更は加えられていない。

■発掘調査の状況（資料2-18）

史跡指定地内での発掘調査が未実施である。ただし、平成7年度に市教育委員会による踏査が実施され、史跡指定地だけでなくその周辺にも城郭遺構が広がることを確認した。そのため、平成8～12年度にかけて測量調査を実施、平成14年度にはその報告書を刊行した。

■史跡整備の状況

史跡整備事業は未着手である。ただし、昭和45年に高嶺城跡の散策を目的とした遊歩道・トイレ・水飲場などが整備された。しかし、遊歩道以外は現在機能していない。

■史跡の維持管理

史跡の管理団体は山口市であり、文化財保護課が全体的な史跡の管理を担っている。

また、史跡指定地の大部分は公有化し、史跡指定地の全域が都市公園法による特殊公園（鴻ノ峰公園）となっており、関係部署の市都市整備課と連携して維持管理などに取り組んでいる。



写真2-3 高嶺城跡の主郭跡

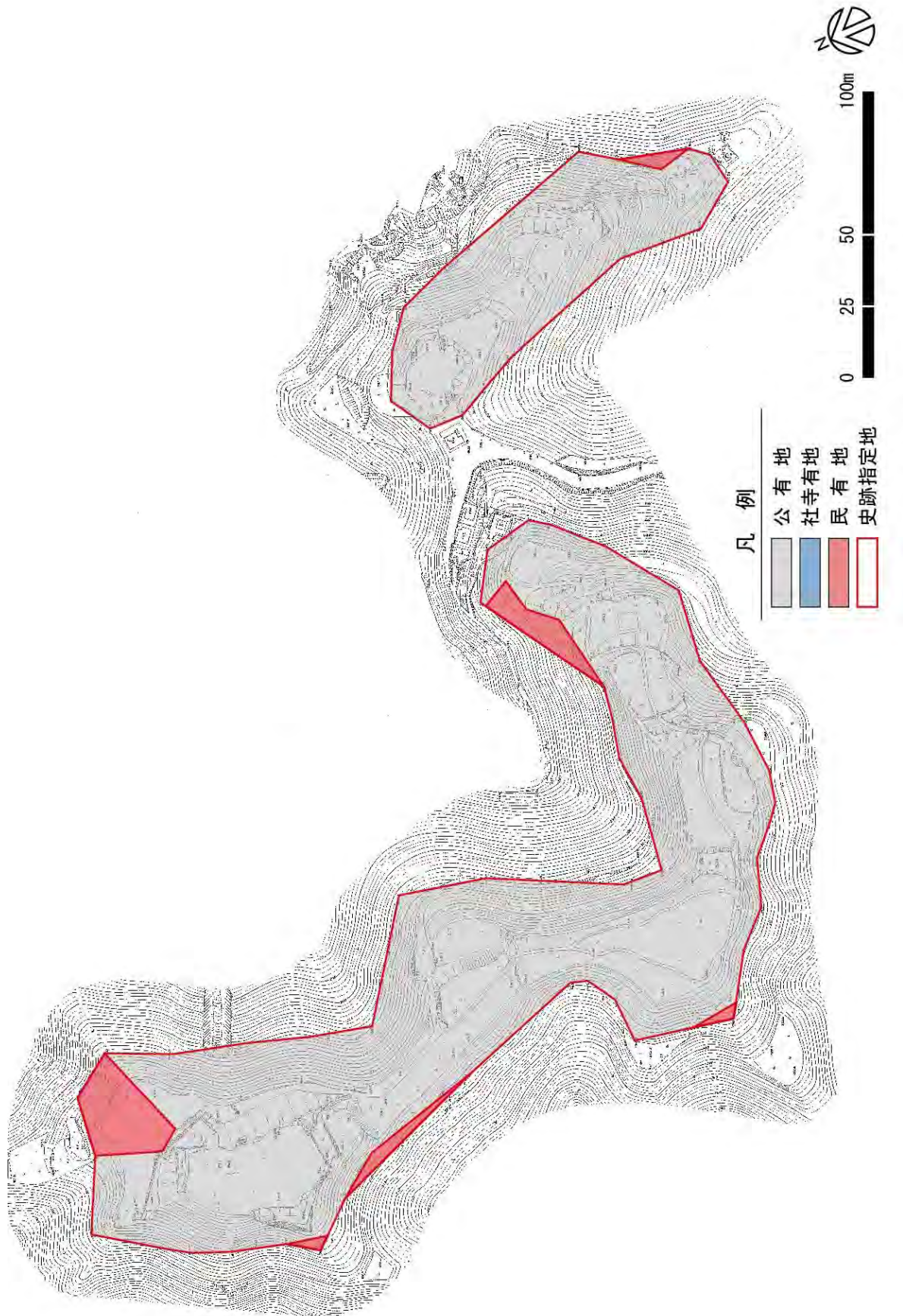


図 2-7 高嶺城跡の土地所有の状況および史跡指定範囲

エ 凌雲寺跡

■土地所有状況（図2-8、資料2-19・2-20）

現在、史跡指定地全域が公有化されている。

■公有化の経緯（資料2-21）

史跡指定地（36,963.9㎡）のうち、昭和55年での公有地は伝大内義興墓周辺（寺内西1191、1192-2）のわずか227㎡であった。伝総門跡周辺（寺内西897）の171㎡は共有地で、それ以外の圧倒的多数は民有地で、棚田として耕作されていた。

平成10・11年、山口市は国、県からの補助を受け、史跡指定地内の民有地の公有化を行った。また、平成19年には、伝総門跡一帯の共有地の公有化が完了した。

このほか平成3年度には、史跡指定地外の土地を見学者用駐車場用地として買上げている。

■管理の記録（資料2-22）

昭和51年頃、史跡指定地に隣接する丘陵斜面で大規模な地滑りが発生した。その地盤改良工事を行うため、昭和53年度に山口県土地改良事務所が指定地内での地質調査を実施した。

昭和58年度には史跡内での水路設置が行われた。

平成20年度には調査測量用の基準点3箇所を設置した。平成21年度からは発掘調査に関連する現状変更がなされるようになった。このほか、維持管理のための現状変更や、棚田期石垣のき損届、風倒木に伴うき損箇所の復旧工事などが行なわれている。

■発掘調査の状況（写真2-4、資料2-23・2-24）

平成19年度に奈良文化財研究所と共同で地中レーダー探査を実施した。平成21年度からは発掘調査に着手し、平成30年度末までに7次の調査を実施している。平成25・26年度には、惣門跡など石垣遺構の三次元レーザー計測を実施した。

■史跡整備の状況

史跡整備事業は未着手である。ただし、史跡境界石柱・説明板・案内標識などの設置を行っている。また、史跡指定地外に見学者用の駐車場が設置されている。

■史跡の維持管理

史跡の管理団体は山口市であり、文化財保護課が全体的な史跡の管理を担っている。

なお、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、防災関係の部局（市防災危機管理課など）と連携して史跡の管理に対応している。



写真2-4 凌雲寺跡の発掘調査

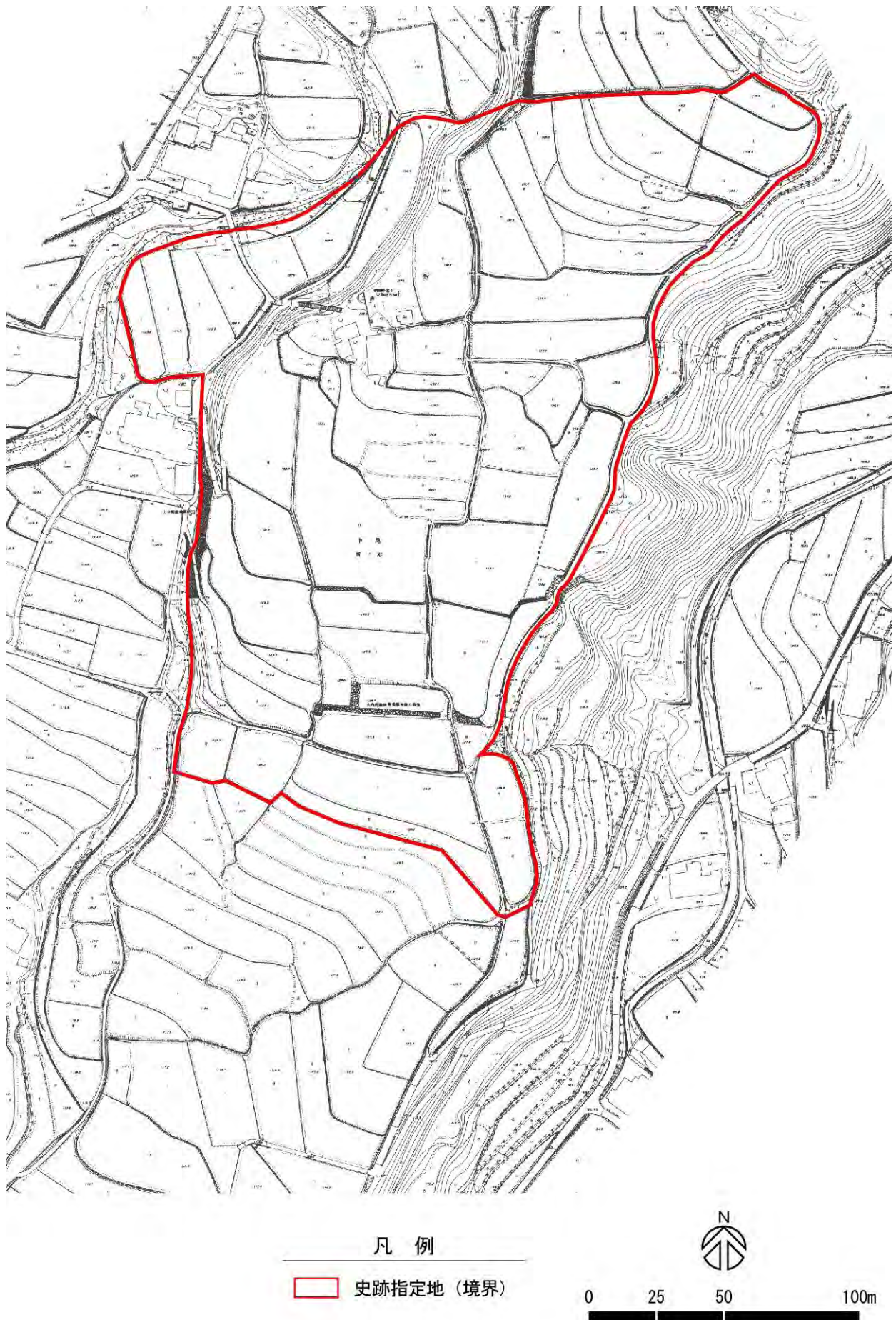


図 2-8 凌雲寺跡の史跡指定範囲

第3章 史跡の本質的価値

1 史跡の本質的価値の明示（図3-1）

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値である（文化財保護法第2条）。したがって、史跡の本質的価値は土地と一体の「遺跡」を構成している枢要の諸要素によって示されている。

「遺跡」はすべて過去の人々の活動の直接的な記録であり、人々が土地に刻んだ何らかの営為の痕跡である「遺構」と、それらに関連して残存する生活用具などの「出土遺物」、およびそれらと直接的な関係を有する空間（景観）からなる（文化庁『史跡など整備のてびき』2004）。

昭和34年の指定説明で示された史跡の本質的価値について、次のように整理する。

（1）大内氏遺跡全体

- 大内氏が中世の政治・経済史・文化史上に占めた位置は極めて高かった。
- 大内氏が山口に居を構えたのは南北朝弘世の頃であるといわれる。
- 三方を山に囲まれた盆地状の小平野で、樫野川が南へ貫流。
- 中世豪族拠地の典型的な地形。
- 指定の対象は、館、城と凌雲寺の跡である。
- 大内氏の動静の根本をなすべき遺構の略々たどり得られることは学術上貴重。

（2）館跡

昭和34年の指定説明で示された館跡の価値を、次のように整理する。

- 館は、現龍福寺境内といわれるが確証を欠く。
- 龍福寺境内の南辺を通る大殿小路（大路）は館の名残とされる。
- 白石にあった龍福寺を毛利隆元が館跡に移し、大内義隆の菩提寺とした。
- 方形状の地域であって、周辺に土塁、堀などその旧態を偲ぶことができる。

なお、昭和56年の保存管理計画では、館跡が大内時代に栄えた大殿地区の中央部に位置するとし、大内弘世以降、義長に至るまでの九代の間、分国の政務をつかさどったとする。

（3）築山跡

昭和34年の指定説明で示された築山跡の価値を、次のように整理する。

- 築山は教弘が営んだものである。
- 築山は当時の記録に現れる。
- 別邸の如き館であった。
- 域内に八坂神社と築山神社がある。
- 北西隅にかぎの手に土塁が遺存する。
- これは居館の位置、規模を示す遺構として貴重である。
- 江戸時代の末まで苑池のあとが残っていた。

なお、昭和56年の保存管理計画では、指定当初の価値に加え、連歌師宗祇の「池は海 こそゑは夏の深山かな」を引き、豪奢幽玄な庭があったことを強調している。

(4) 高嶺城跡

昭和34年の指定説明で示された高嶺城跡の価値を、次のように整理する。

- 大内氏最後の義長が、毛利氏の来襲に備え弘治2年（1556）に築城。
 - 守り難きを察した義長が弘治3年（1557）に長門へ遁れたため落城。
 - 鴻ノ峰頂上部や稜線上に階段状に郭を連ね配する。
 - 鴻ノ峰の最奥部、最高所に本丸を設ける。
 - 本丸などに石垣をめぐらし、郭の各所にも石垣がある。
 - 山口とその周辺を一望でき、中世的山城として典型的なもの。
 - 大内氏滅亡後、毛利氏がこの城を利用し、城番を置いた。
 - 元和元年（1615）に廃された。
 - 現在の遺構のすべてを大内氏に帰することはできないが、地形などから往時を偲べる。
- なお、昭和56年の保存管理計画では、江戸幕府による元和元年（1615）の一国一城令を受け、毛利氏が実際に高嶺城を廃したのは寛永15年（1638）とする。

(5) 凌雲寺跡

昭和34年の指定説明で示された凌雲寺跡の価値を、次のように整理する。

- 山口市街の北西、吉敷川上流の山間部にある。
- 大内義興の開基、開山は了庵桂悟とされる。
- 舌状をなして南に延びる台地上に営まれる。
- 寺域の南端部を東西に横切る長大な石垣が築かれる。
- その豪壮雄大な石垣は惣門跡と称せられ、寺院としては異例。
- 寺の位置、地形などから見て、有事に備えた城塞を兼ねたかと察せられる。

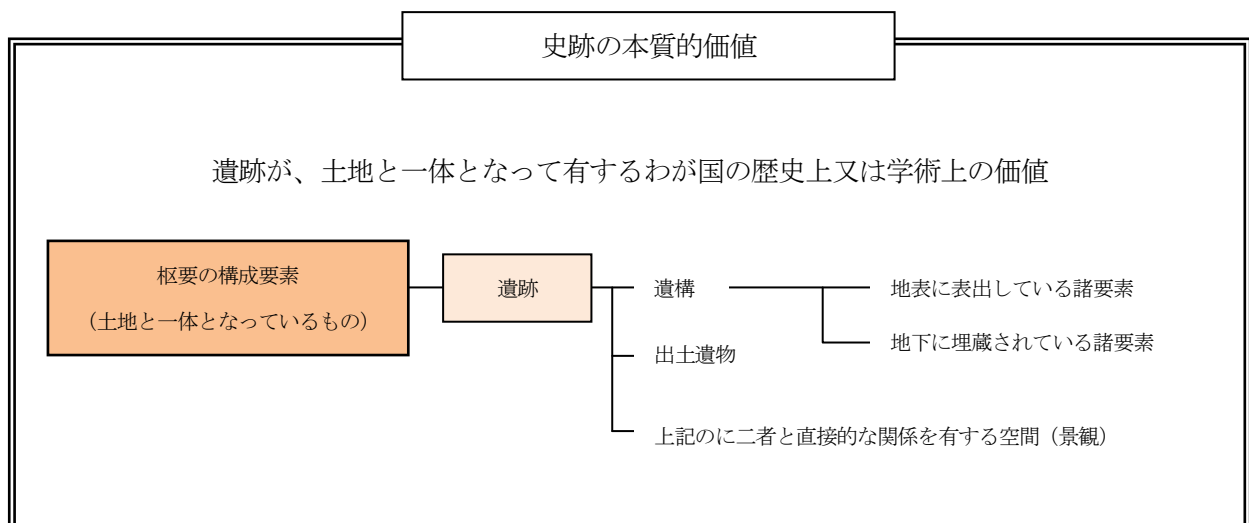


図3-1 史跡の本質的価値とその構成要素

文化庁記念物課『史跡等整備のてびき 総説編』2004

2 新たな価値評価

(1) 館跡 (図3-2～3-5、表3-1)

これまでの発掘調査をふまえ、館跡の変遷を第Ⅰ～Ⅳ段階に整理する。

第Ⅰ段階 (14世紀後半～15世紀前半)

大内Ⅰ式～ⅡA式の段階である。
30.3mを基本単位とした地割がなされ、南北8単位、東西4単位の大区画からなる。外構は築地塀を築き、その外側に溝（北溝・西溝・東1号溝）が巡る。

第Ⅱ段階 (15世紀前半～15世紀末)

大内ⅡB式～ⅢA式の段階。前段階の館敷地をベースとしつつも、東縁北半を大区画の1/4単位、東縁南半を1/2単位分東へと拡張し、東2号堀を掘削する。第33次調査の石組水路の存在を考えると、館内を北側5単位、南側3単位に分割した可能性がある。

第Ⅲ段階 (15世紀末～16世紀中頃)

大内ⅢB式～ⅣB式の段階である。最初期の館の敷地から東へ1単位分拡張し、南北8単位、東西5単位の大区画を基準とする。館内を北側5単位、南側3単位に分割する。その結果、内郭推定域は南北5単位、東西5単位のほぼ正方形の空間ができる。内郭の外構は築地塀か土塀を築く。なお、史跡指定地西縁と塀小路との間の空間も、外郭の一部か、館に付属する公的空間の一部であった可能性がある。

第Ⅳ段階 (16世紀後半～)

大内Ⅴ式以降の段階である。大内氏館が廃絶し、白石から龍福寺が移転する。内郭跡地（史跡指定範囲）を境内地とし、現在に至る。外構は堀（北堀・東3号堀・西堀・南堀）と土塀を築く。

これらをふまえ、新たな本質的な価値を提示する。

- 14世紀末～15世紀初頭までには館が設置されたとみられる*¹。
- 館の敷地は地割をもとに設定され、第Ⅰ～Ⅲ段階にかけて次第に拡大する。
- 館の最盛期（第Ⅲ段階）では、敷地が内郭*²と外郭に分かれていた。
- 館の敷地南限および西限は、史跡指定範囲を越えて広がる可能性がある。
- 大内氏が滅亡する16世紀中頃に館が廃絶する。
- 大内氏滅亡後、館跡に龍福寺が移転・再興され、敷地が縮小した*³。
- 館には、池泉式や枯山水式など、少なくとも4つの庭園が造営された。
- 館には、掘立柱建物や礎石建物・門・塀などが設けられた。



出典：『史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡「館跡」第1期整備事業報告書』
2017

図3-2 館跡の発掘調査地点

史跡指定当初の価値と合わせると、館跡は「中世都市山口の中心に位置し、大内氏の居館の設置から廃絶、龍福寺（大内義隆菩提寺）へと変遷する歴史を物語る史跡」といえる。

- * 1 館跡やその周辺では、第Ⅰ段階に先行する時期（大内Ⅰ式）の遺構や遺物が出土しており、館の設置年代がさらに遡る可能性がある。
- * 2 現在の史跡指定範囲に相当
- * 3 * 2に同じ。

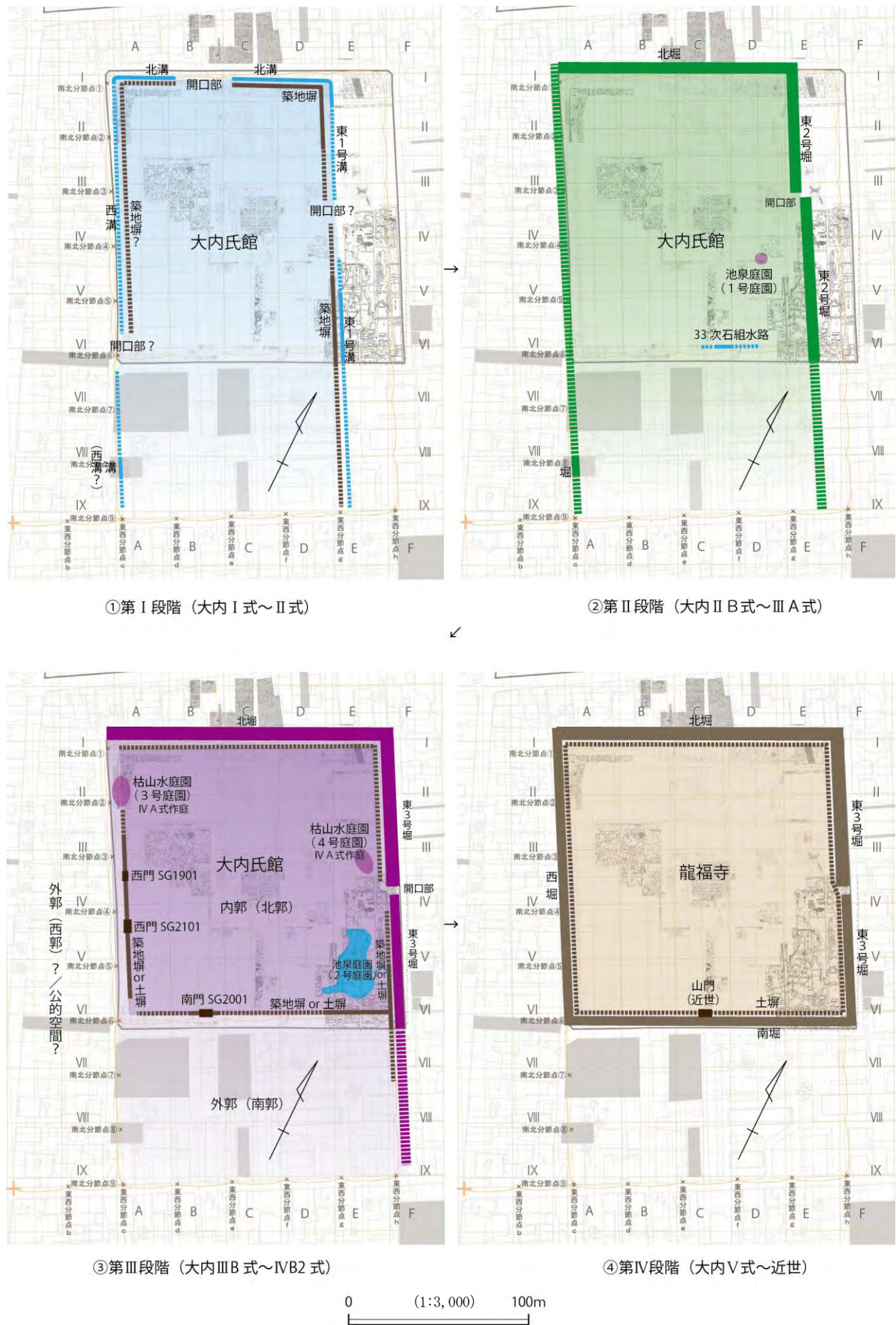
表 3-1 館跡の変遷と遺物編年

館の変遷		遺物編年		暦年代	基準資料
		(+)		13 世紀	町並 67 次土坑 107 (+)
(+)	館周辺で堀や溝・土坑などが掘られる	大内Ⅰ式	A	14 世紀前半	町並 8 次
			B	14 世紀中頃～後半	館 11 次 1 号堀 館 31 次 1 号堀
第Ⅰ段階	屋敷地を溝と築地堀で囲う	大内Ⅰ式		14 世紀後半～末	館 6 次土坑 9 最下層
第Ⅱ段階	屋敷地を東に広げ、堀で囲う (堀の構造は不明)	大内Ⅱ式	A	14 世紀後半～ 15 世紀前半	館 29 次石基礎建物炭層 館 10 次北溝 館 11・12 次西溝
	B		館 24 次土坑 11・館 4 次溝 2 町並 73 次土坑 7		
	このころ1号庭園が築かれる 1号庭園が埋め戻される	大内Ⅲ式	A1	15 世紀前半～中頃	町並 39 次土坑 27
			A2	15 世紀中頃～後半	館 26 次土坑 15 町並 35 次土坑 12 町並 39 次土坑 20
			A3	15 世紀後半～末	町並 37 次土坑 111 築山 7 次土坑 7、同 8 次南堀 館 30 次土坑 2
			B	15 世紀末	館 3・15 次 1 号庭園下層、館 4 次土坑 1 館 5 次井戸付属溝、館 11・18 次 2 号堀 館 11 次土坑 11、町並 42 次土坑 1
第Ⅲ段階	このころ3・4号庭園を築く 2号庭園を改修 東3号堀が明確化(拡幅?) 2～3号庭園が機能を停止 館内の各所で火災がおこる 大内氏が滅亡し、館が廃絶	大内Ⅳ式	A1	16 世紀初頭	館 26 次方形石組 2 館 34 次土坑 201 町並 73 次土坑 66
			A2	16 世紀前半	館 9 次土坑 2・館 24 次土坑 14 館 7 次石組井戸 館 25 次土坑 20
			B1	16 世紀前半～中頃	館 24 次土坑 2・10 館 30 次土坑 1・19 町並 21 次溝 1・2 中～下層
			B2	16 世紀中頃	館東南部池泉庭園 (館 3 次溝 1・14 次溝 1・31 次引込部) 築山 6 次方形石組、町並 11 次溝 2、 町並 21 次土坑 7、同 52 次焼土層
第Ⅳ段階	龍福寺が館跡に移転 敷地が縮小	大内Ⅴ式		16 世紀後半～末	館 1 次方形石組 1 館 4 次石組井戸 館 24 次土坑 4 町並 59 次土坑 15 町並 62 次土坑 26
		大内Ⅵ式		16 世紀末～ 17 世紀前半	町並 5 次性格不明遺構 3 町並 67 次土坑 38 町並 72 次 1 地区土坑 1 同 2 地区土坑 2・5・6・7 町並 14 次石組井戸 町並(野田学園) 方形石組



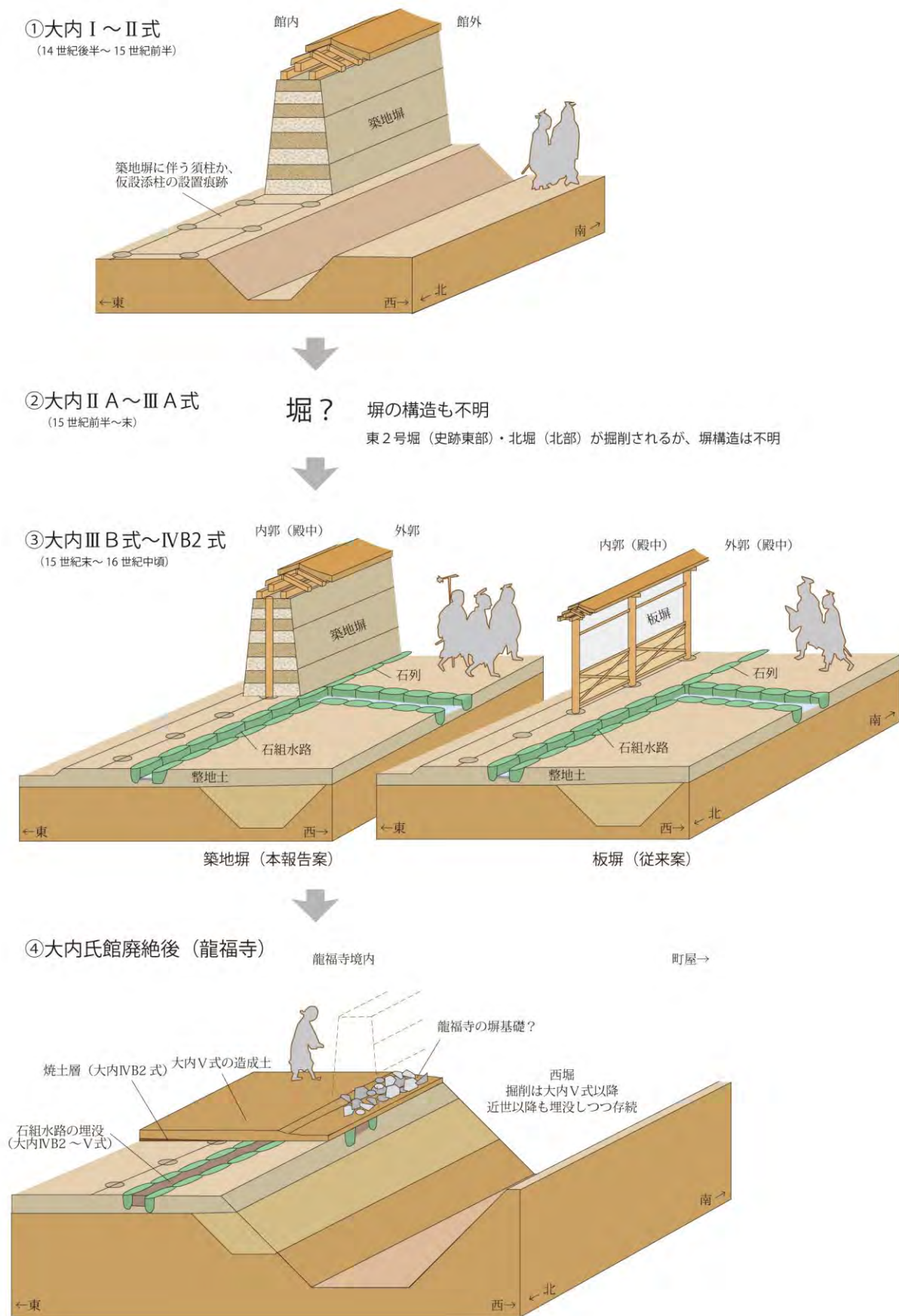
出典：『大内氏館跡 15』2014

図3-3 I・Ⅱ系座標（館全域）



出典：『大内氏館跡15』2014

図3-4 大内氏館の敷地の変遷



出典：『大内氏館跡 15』2014 を一部改変

図3-5 大内氏館の塀構造

(2) 築山跡 (図3-6・3-7、表3-2、写真3-2)

昭和52年度から平成26年度までに実施した発掘調査の成果をふまえ、新たな価値評価を提示する。まず、出土遺物や遺構の整理により、築山跡の変遷を次の5段階で捉えた。

表3-2 築山跡の変遷

段階 (時期)	出土品編年	内 容
中世より前	(+)	弥生時代中期後半、古墳時代、古代
築山跡第1段階 (14世紀末～15世紀前半以前)	大内Ⅱ	遺構はごくわずか
築山跡第2段階 (15世紀後半～16世紀初頭)	大内Ⅲ-1	南堀・東堀機能時
築山跡第3段階 (15世紀後半～16世紀初頭)	大内Ⅲ-2	両堀埋没後、南に石敷1を敷く 出入口範囲より広い
	大内Ⅲ-3	出入口機能時
築山跡第4段階 (15世紀後半～16世紀中頃)	大内Ⅲ-4	盛土整地後
	大内Ⅳ	長大な遺構SK1が機能・埋没
築山跡第5段階 (16世紀後半)	大内Ⅴ	廃棄土坑がわずかに分布

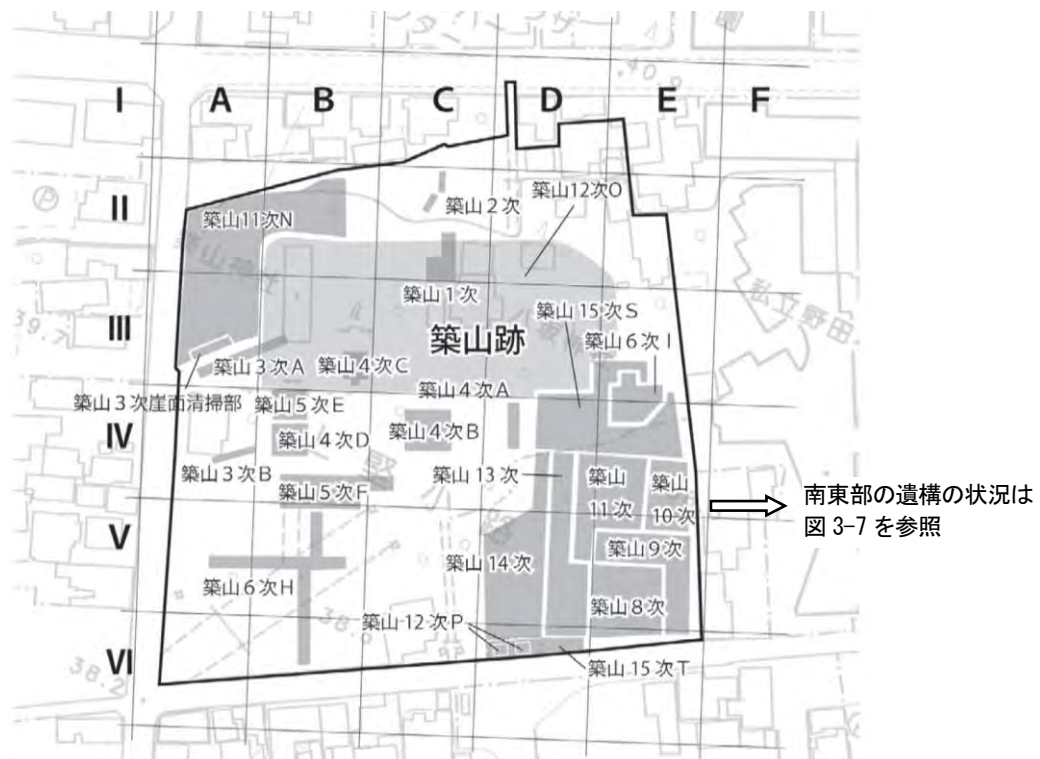


図3-6 築山跡の発掘調査地点

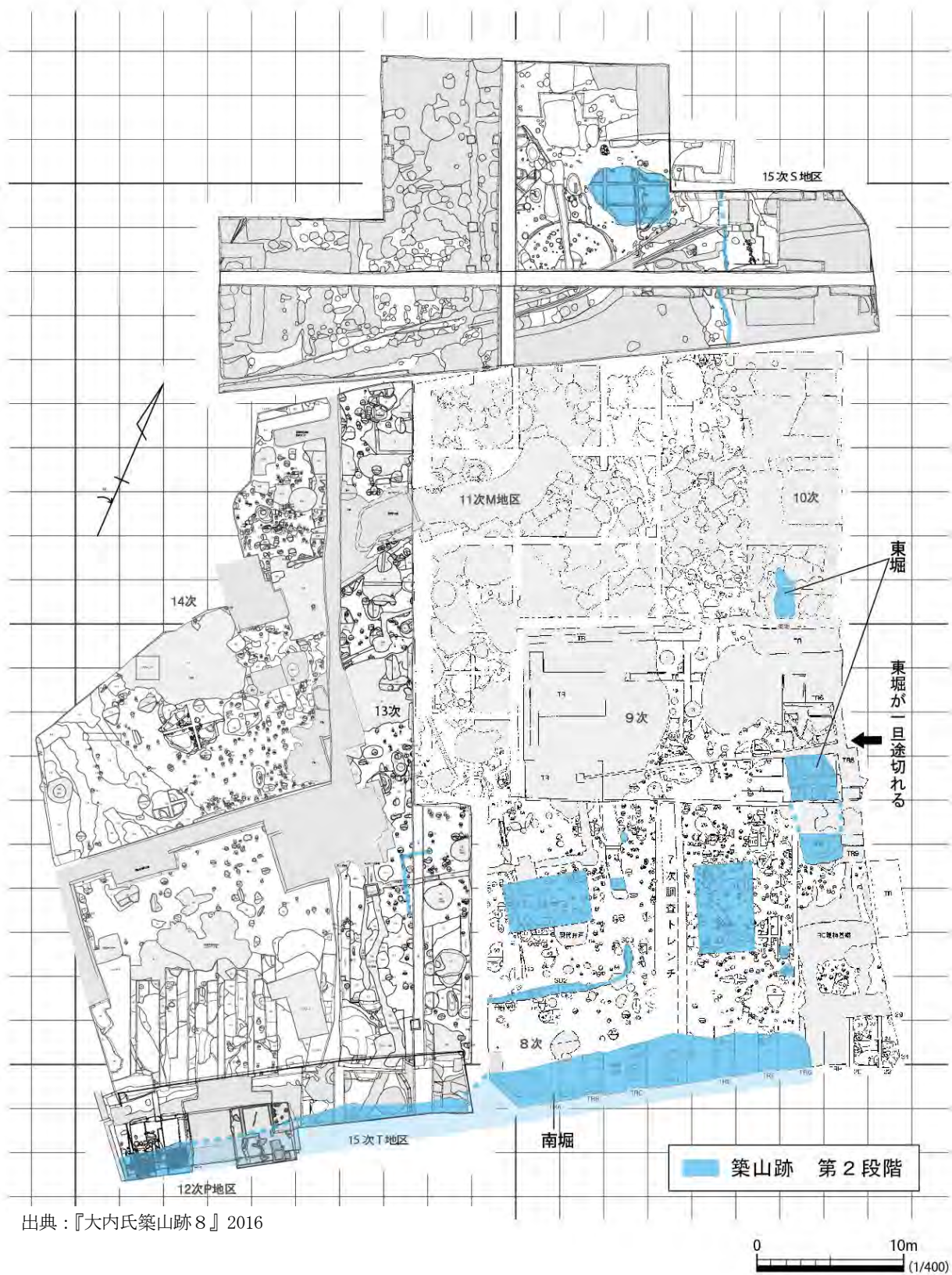


図3-7 築山跡南東部遺構配置図

ここでは、先ほど整理した、指定当初に捉えられていた本質的価値と比較をする。(カッコの中が発掘調査後の所見)

- 築山は教弘が営んだものである(教弘没後に廃絶し、存続期間は短い)
- 築山は当時の記録には、(教弘の祠、廟所として)現れる
- 別邸の如き館であった(大内氏館と同時期に存在した教弘の居館であった)
- 域内に八坂神社と築山神社が現存する
- 北西隅にかぎの手に土塁が遺存する(構築は築山が屋敷だった時期か、宗教施設だった時期か判別しがたい)
- これ(土塁)は居館の位置、規模を示す遺構として貴重である
- 江戸時代の末まで苑池のあとが残っていた(発掘調査では不明である。文明19年(1487)の詞書に山水(庭園の意)の語がある『拾塵和歌集』)
- 教弘没後には、教弘を鎮魂する施設に変化した。その終焉は寛文6年(1666)の築山境内の氷上山山王社への寄進である

また、文献史料から、15世紀後半の時期に大内教弘は、家督は保持したまま、子の大内政弘に守護職を譲っていたこと、そしてその時期、居館が別々だったことが明らかになった^{*1}。

これらをふまえ、新たな築山跡の本質的な価値を提示する。

- 北西隅の築地跡(土塁)は、「築山」の位置や規模を示す重要な遺構である。
- 「築山跡」は短期間に使用された大内教弘の居館であり、その後は教弘を鎮魂する施設に変化した。

史跡指定当初における価値と合わせて総括的にまとめると、築山跡は「大内氏館と併存して館の北に構築された、大内教弘が守護職を譲った後の居館で、その後、教弘を鎮魂する施設に変化した」といえる。

*1 大内氏遺跡保存対策協議会専門委員会の木村忠夫委員のご教示による。



写真 3-1 築山跡の築地跡(土塁)

(3) 高嶺城跡 (図 3-8、写真 3-2)

これまで高嶺城跡の史跡指定地内・外で実施した調査としては、縄張調査・発掘調査・工事立会・分布調査・測量調査がある。その結果、史跡指定地のある山頂付近で郭や石垣が確認されたほか、鴻の峰の丘陵一帯で多数の郭や堀切が確認されている。

これらをふまえ、新たな高嶺城跡の本質的な価値を提示する。

○鴻ノ峰を全体的に利用した壮大な山城

○居館との連続性を意識した郭や登城路を有する山城（居館側の東側山麓部から頂上にかけての遺構）

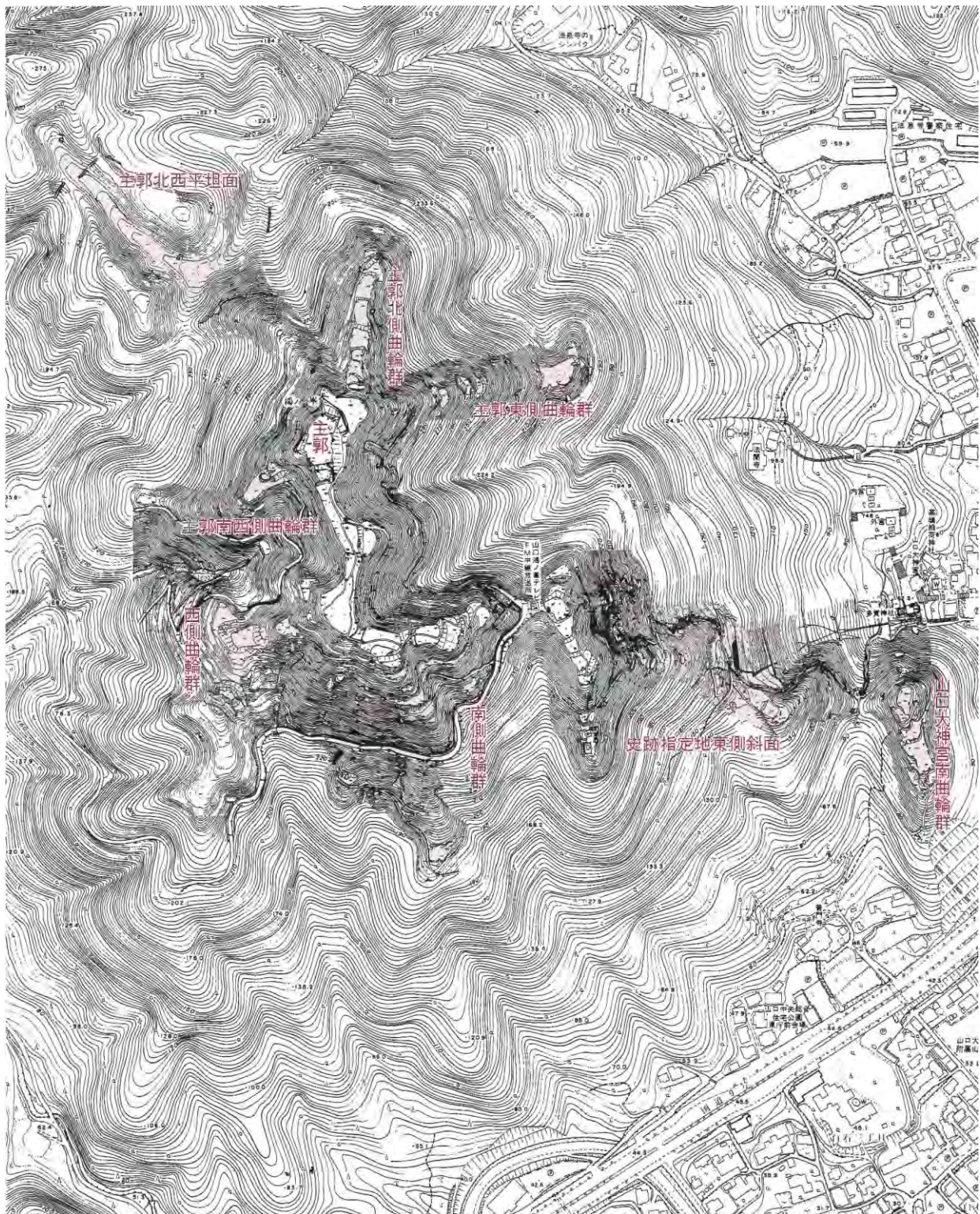
○凌雲寺方面を意識させる縄張（主郭北西平坦面）

○山頂部などで中世末～近世初頭の瓦が出土し、瓦葺の建造物などが存在したとみられる。

史跡指定当初における価値と合わせて総括的にまとめると、高嶺城跡は「大内氏から毛利氏へと支配体制が交代する中世末・近世初頭の典型的な山城で、絶好の眺望条件を有する史跡」といえる。



写真 3-2 高嶺城跡からみた館跡・築山跡



※出典：『史跡高嶺城跡周辺測量調査報告書』2003

図3-8 高嶺城跡の郭群分布図

(4) 凌雲寺跡 (図3-9～3-11、写真3-3)

これまでに実施した発掘調査などの成果をふまえ、新たな本質的な価値を提示する。

○凌雲寺の現地形は、本来の自然地形、寺存続時の地形改変、寺廃絶後の地形改変（棚田の築造など）の3つの要素が複合した状態で形成される。

○遺物の年代は16世紀初め～中頃で、寺の存続期間を示す（大内義興・義隆の頃に相当）。

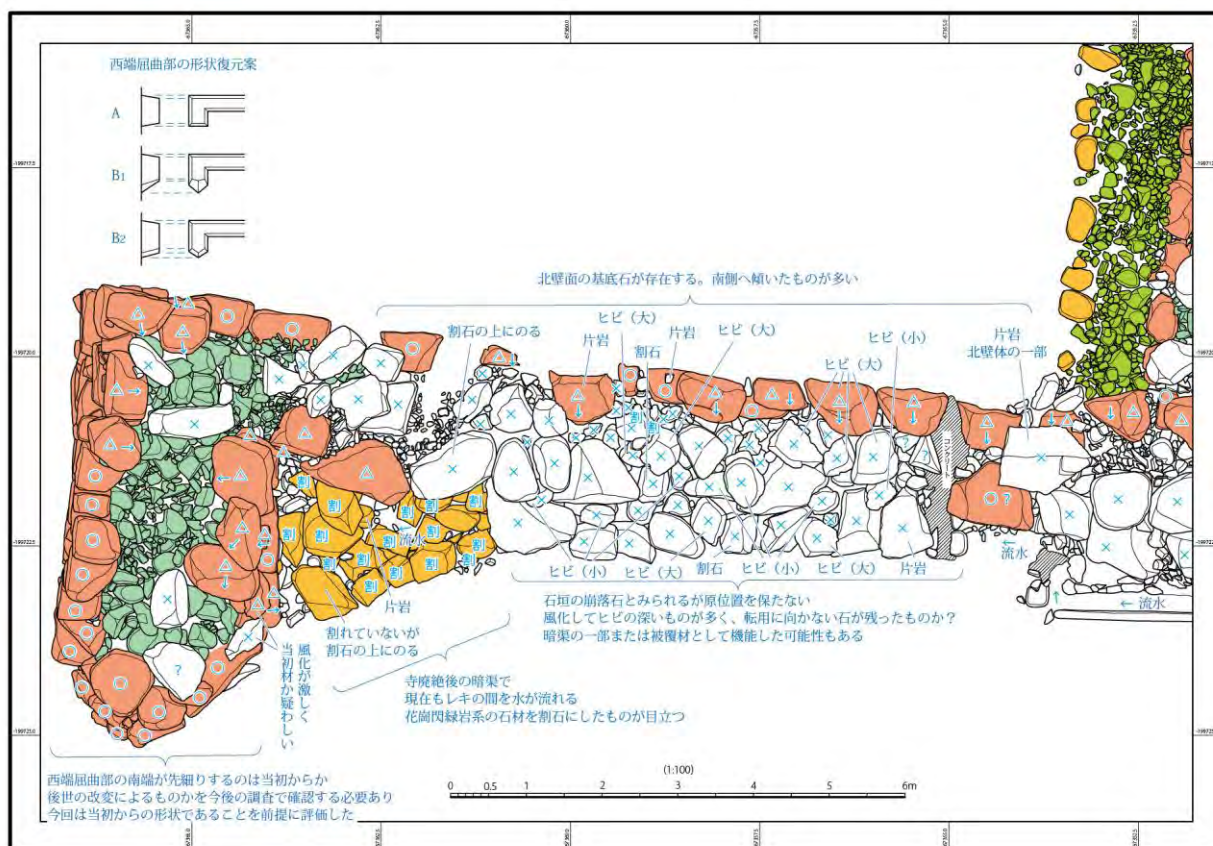
○総門跡とされる石垣のほか、凌雲寺期の石垣が現存する。

○遺構としては未確認だが、瓦や塼の分布状況から瓦葺の建造物の存在を想定できる。

○瓦には、大内菱とみられる角菱文を飾る軒丸瓦を含む。

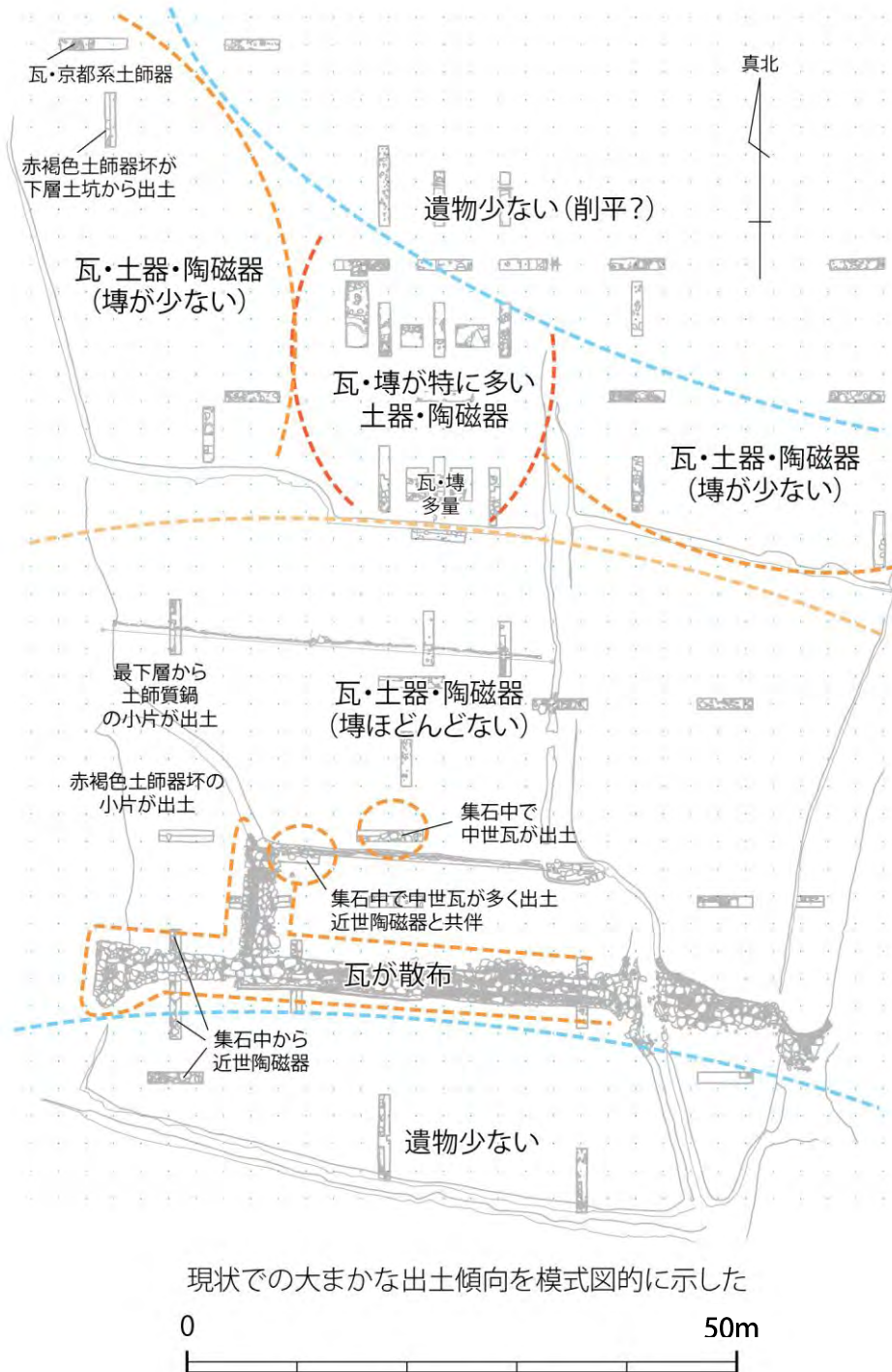
○大内氏滅亡後、寺の段地形を改変して棚田が築かれる。

史跡指定当初における価値と合わせて総括的にまとめると、凌雲寺跡は「山口北西部の要衝の地に立地し、自然地形を巧みに利用して造られた大内氏ゆかりの寺院で、城塞機能そして景観的効果を兼ね備えた史跡」といえる。



※出典：『凌雲寺跡1』2015

図3-9 凌雲寺跡の石垣観察所見の例 (石垣101：平面図)



※出典：『凌雲寺跡1』2015

図3-10 凌雲寺の遺物出土傾向

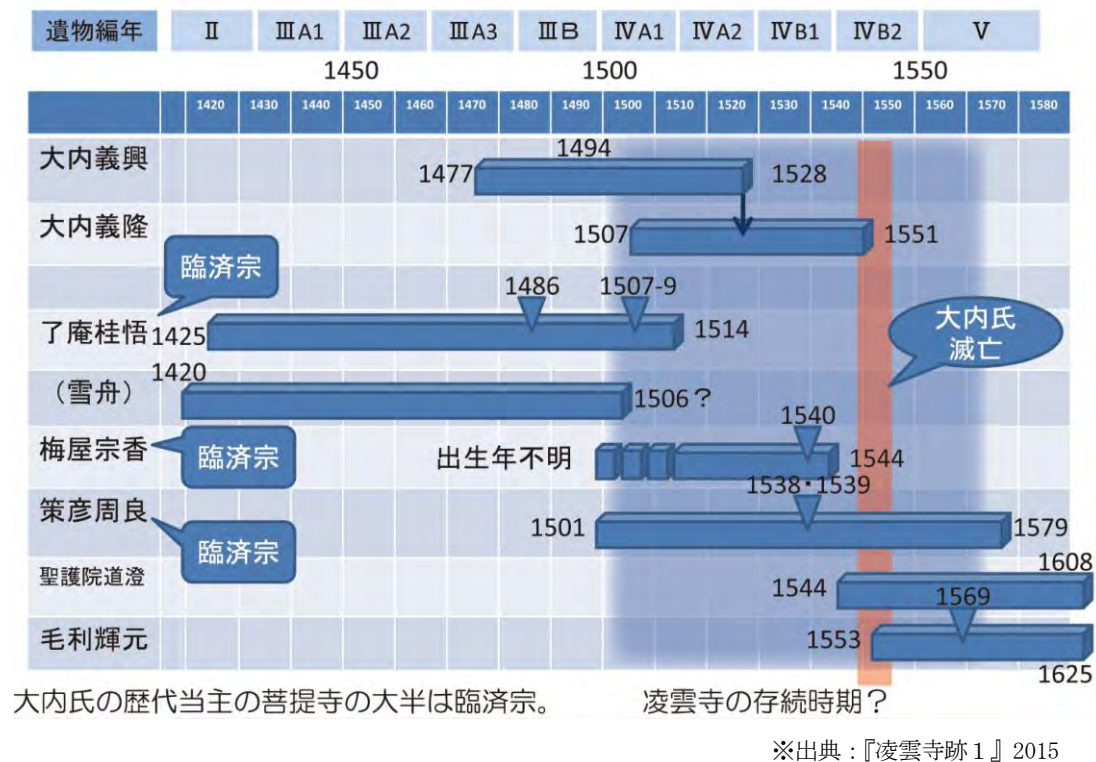


図3-11 凌雲寺ゆかりの人物



写真3-3 凌雲寺跡の伝総門跡(石垣101)

3 構成要素の区分と特定

(1) 構成要素の区分

史跡の構成要素は、次のように区分し、該当する構成要素を分類・整理する。

A：本質的価値を構成する要素

史跡の指定要件に関わる要素である。

つまり、それが失われた場合、指定解除の検討要因となる要素といえる。

B：本質的価値と一体となる歴史的・自然的要素

本質的価値を構成する要素そのものではないが、歴史的な経緯などにおいて本質的価値と密接に関連する要素で、史跡指定地においても保存すべき歴史的な要素（建築物・工作物）である。

また、高嶺城跡においては、原則として山城跡を構成する自然地形や森林も本質的価値と一体となる歴史的・自然的要素に位置づける。ただし、遺構のき損や眺望の阻害となる樹木については、「その他の要素」とする。

C：史跡の保存・活用に資する要素

本質的価値を構成する要素および本質的価値と一体となる歴史的要素の保存・活用において必要な要素であり、保存施設・便益施設・維持管理施設などがある。

今後、保存・活用のための施設（復元整備・案内板・休憩施設・トイレなど）や管理運営のための施設（防災設備、電気設備などの維持管理施設、管理棟・倉庫）などを整備する場合は、それらも含まれる。

D：その他の要素（保存・活用上、調整が必要な要素）

大内氏遺跡の本質的価値の顕在化や景観的調和において、そのあり方を検討する必要がある要素（A～C以外）である。

■メモ 復元と復原

文化財の世界では、「復元」は遺跡で発掘される建物の痕跡（遺構）から、上部構造を考えることを意味します。各地の遺跡で竪穴建物や古代建築が建てられ、近世城郭の天守や御殿なども「復元」されています。いわば、新築の建物に「ふくげん」するのです。

これに対して「復原」は、文化財建造物の修理の際に用いる言葉です。多くの場合、建物は長い年月の間に増改築や改造が行われています。「復原」は建物の改造の痕跡をもとに、改造前の姿に戻すことを意味します。例えば、屋根が瓦葺きから後世に銅板葺きが変わっていたものを、元の姿に「ふくげん」といった具合です。

（奈良文化財研究所HPより）



写真 3-4 「復元」された池泉庭園



写真 3-5 「復原」された枯山水庭園

(2) 構成要素の特定

ア 館跡 (表 3-3、資料 3-1～3-9)

館跡の構成要素を、前記のA～Dの区分に整理する。

館跡の史跡整備では、①発見された遺構そのものをみせる露出展示（枯山水庭園など）、②遺構は現地で地中保存したうえでの嵩上げ復元（池泉庭園・西門跡・堀跡など）、③遺構の位置や形状を示した平面表示（堀跡・石組竈など）といった様々な展示手法が採られている。

このうち①は、廃絶する前の状態に戻す点で復原にあたる。遺構そのものは本質的価値を構成する要素（A）にあたるが、復原工事の際に補った庭石や植栽などはこれに含まれない。

②・③は、遺構を模って新造した復元にあたるため、史跡の保存・活用に資する要素（C）に分類した。この場合、本質的価値を構成する要素となるのは、地中に保存された遺構である。復元整備に際して学術的根拠が不可欠だが、その後に調査研究が進展した結果によっては見直しが必要となる場合もある。

また、史跡内にある龍福寺や宝現霊社など大内氏ゆかりの文化財は、本質的価値と一体となる歴史的要素（B）である。

表 3-3 構成要素の区分と特定（館跡）

区分		館跡を構成する要素			
		A 本質的価値を構成する要素	B 本質的価値と一体となる歴史的・自然的要素	C 史跡の保存・活用に資する要素	D その他の要素（保存・活用上、調整が必要な要素）
指定地内	地上	復原整備した遺構 ・露出展示：枯山水庭園、石組溝（一部）	龍福寺 宝現霊社	復元整備した遺構 ・復元整備：池泉庭園・井戸跡・西門・土塁（嵩上げ復元） ・平面表示：建物・堀・石組かまど・石組水路・土橋など 史跡（A・B）の保存・活用、運営管理などのために必要な施設 ・保存施設 ・便益施設 ・維持管理施設など	住宅 駐車場 大殿公園 A・Bに関係しない工作物 句碑など 樹木 墓地など
	地下	埋蔵されている遺構	埋蔵されている遺構（龍福寺期）	—	ガス管・上下水管など

史跡に関連する要素

区分	Aに関連する要素	Bに関連する要素	Cに関連する要素	Dに関連する要素
指定地外	地上	—	参道	史跡説明板 見学者用駐車場 ガイダンス施設 ※今後の整備を含む
	地下	埋蔵されている遺構	—	ガス管・上下水管など

イ 築山跡（表3-4、資料3-10～3-18）

築山跡の構成要素を、前記のA～Dの区分に整理する。

表3-4 構成要素の区分と特定（築山跡）

区分		築山跡を構成する要素			
		A 本質的価値を構成する 要素	B 本質的価値と一体となる 歴史的・自然的要素	C 史跡の保存・活用に資する 要素	D その他の要素（保存・活用上、 調整が必要な要素）
指定地内	地上	築地跡（土塁）	八坂神社 築山神社	史跡（A・B）の保存・活用、管理運営などのために必要な施設 ・保存施設（管理に必要な施設） ・便益施設 ・維持管理施設など	河村写真館 八坂の家 住宅 八坂公園 駐車場 A・Bに関係しない工作物 句碑など 樹木
	地下	埋蔵されている遺構	—	※同上	—

史跡に関連する要素

区分		Aに関連する要素	Bに関連する要素	Cに関連する要素	Dに関連する要素
指定地外	地上	—	—	見学者用駐車場	市道 側溝
	地下	埋蔵されている遺構	—	—	

ウ 高嶺城跡（表3-5、資料3-19～3-25）

高嶺城跡の構成要素を、前記のA～Dの区分に整理する。

なお、Bについては鴻ノ峰の自然環境（地形・森林）を有することから「本質的価値と一体となる歴史的・自然的要素」とする。

表3-5 構成要素の区分と特定（高嶺城跡）

区分		高嶺城跡を構成する要素			
		A 本質的価値を構成する要素	B 本質的価値と一体となる歴史的・自然的要素	C 史跡の保存・活用に資する要素	D その他の要素（保存・活用上、調整が必要な要素）
指定地内	地上	郭 礎石 石垣 井戸 堀切	自然地形 森林（一部は「その他の要素」：遺構のき損、眺望の制約など）	史跡（A・B）の保存・活用、管理運営などのために必要な施設 管理に必要な施設 ・標識 ・説明板 ・案内板 ・座標基準点 ・便益施設 ・東屋 ・散策道（登山道）	鴻ノ峰公園 石碑など ・石碑 ・スチール碑 ベンチ 土管灰皿 樹木・下草（森林：遺構のき損、眺望の制約など）
	地下	埋蔵されている遺構（未発掘のため不明）	—	—	—

史跡に関連する要素

区分	Aに関連する要素	Bに関連する要素	Cに関連する要素	Dに関連する要素
指定地外（追加指定候補地を含む）	地上	山口大神宮 法泉寺のシンパク（国指定天然記念物） 自然地形 森林（一部は「その他の要素」：遺構のき損、眺望の制約など）	見学者用駐車場	宗教施設 ・木戸神社 ・普門寺 ・法閑寺 ・住職墓地 ＊名称未 公共施設 ・鴻ノ峰公園 ・鴻ノ峰創造の森 ・木戸公園（糸米川砂防公園を含む） ・兄弟山森林公園 ・砂防堤 ・林道 民間施設 ・放送局アンテナ ・携帯電話基地局 ・店舗 ・住宅 その他 ・樹木（森林）
	地下	埋蔵されている遺構（未発掘のため不明）	—	—

エ 凌雲寺跡（表3-6、写真3-2・3-3、資料3-26～3-36）

凌雲寺跡の構成要素を、前記のA～Dの区分に整理する。

史跡指定地内には、凌雲寺期に構築された石垣などのほか、地下に埋存する各種遺構が確認されている。これら凌雲寺期の遺構は、史跡の本質的な価値を構成する要素（A）となる。

寺廃絶後に築かれた棚田期の石垣もまた、近世以降の中尾地区の土地開発史を物語るものであり、凌雲寺跡の景観を形成するが、その他の要素（D）とした。今後、調査研究の進展次第では、本質的価値と一体となる歴史的・自然的要素（B）とすることも検討する。

なお、石垣201のように、凌雲寺期の石垣の上に、棚田期の石垣を積み増した事例もある。この場合、石垣の下半部は構成要素A、上半部は構成要素Dとなる。また、凌雲寺期か棚田期か判別のつかない遺構については、発掘調査などを実施したうえでその性格を判断することとする。

表3-6 構成要素の区分と特定（凌雲寺跡）

区分		凌雲寺跡を構成する要素			
		A 本質的価値を構成する要素	B 本質的価値と一体となる歴史的・自然的要素	C 史跡の保存・活用に資する要素	D その他の要素（保存・活用上、調整が必要な要素）
指定地内	地上	凌雲寺期の石垣 石塔（伝大内義興墓など） 積石遺構	—	史跡（A・B）の保存・活用、管理運営などのために必要な施設 ・史跡標柱 ・史跡説明板 ・大内義興顕彰碑 ・史跡境界標 ・測量基準点 ・見学路（階段含む） ※今後の整備を含む	祠（明治期以降建造） 棚田期の石垣 水路 A・Bに関係しない構造物・工作物 樹木
	地下	埋蔵されている遺構	—	—	—

史跡に関連する要素

区分		Aに関連する要素	Bに関連する要素	Cに関連する要素	Dに関連する要素
指定地外	地上	—	—	見学者用駐車場	農道・市道 水路
	地下	埋蔵されている遺構	—	—	—

第4章 現状・課題

1 保存管理

(1) 館跡

館跡の保存状況に関わる現状と課題は、表4-1のとおり。

なお、保存管理については、整備した遺構や施設の保存管理を含むことになるので、整備に関する現状もここで整理する（以下同様）。

表4-1 館跡 史跡の現状と課題

1/2

要素の区分	要素	現状	課題
A 本質的価値を構成する要素	埋蔵されている遺構	- 第37次に及ぶ発掘調査を実施し、遺構の埋存状況を把握している。 - 原則的に、調査後は保護層を確保したうえで調査区を埋戻し、遺構を地下で保存している。枯山水庭園と石組溝の一部（西門付近）は、露出展示して遺構の保存・活用を図っている。また、池泉庭園や土塁・堀跡・建物跡などについては復元展示（かさ上げ復元）や遺構表示を行っている。 - 未発掘調査の区域についても、館に関する遺構が埋存すると推定される。	- 未調査区域の遺構の確認やその保存をどうするか。 - 露出展示している遺構の保存および維持管理を継続的に行う必要がある。 - 遺構の保存（保護）および歴史的環境・景観の維持（調和）・形成を前提として、現状変更に対応する必要がある。 - 調査研究の進展の結果、見直しや再整備が必要な復元整備がある（西門跡・南門跡・館北部の土塁など） - 史跡指定地外にも外郭施設の堀や溝が続くため、これらの調査と評価を行い、追加指定を検討する必要がある。
	復元整備した遺構 露出展示	- 枯山水庭園は、遺構・植栽ともにおおむね適切に管理されているが、リュウノヒゲの補植が必要な箇所がある。 - 石組水路に経年変化はみられず、おおむね適切に管理されている。	
B 本質的価値と一体となる歴史的要素	龍福寺	昭和29年、本堂が国の重要文化財に指定され、平成17～23年度にかけて保存修理（解体修理・復元）が行われた。	龍福寺本堂を確実に保存し、本堂を中心とした歴史的環境・景観の維持・形成を促進する必要がある。
	宝現霊社	大内氏歴代の当主をまつる祠で、江戸時代中頃の建築と推定され、江戸時代には毛利氏により祭祀がなされた。現在は、龍福寺の鎮守として維持管理されている。	龍福寺による適切な維持管理が望まれる。
C 史跡の保存・活用に資する要素	復元整備した遺構 平面表示 かさ上げ復元	- 整備から間がないこともあり、概ね良好な状態を保っているが、一部に経年変化がみられる。 - 池泉庭園は、藻の発生に悩まされている。 - 復元整備に一部修正の余地がある（西門・板塀・土塁など）。	- 史跡整備（復元・平面表示）した池泉庭園や建物跡、土塁などの維持管理、およびき損した場合の保存修理などに適切に取り組む必要がある。 - 現在の復元整備が適切なものか、その後の調査研究の進展を受けて適宜点検する必要がある。
	保存施設 史跡標識・史跡説明板・遺構説明板・境界標など	- 山門横の史跡説明板はやや老朽化し、掲載している航空写真も古いものである。 - 遺構説明板の一部で表示面（陶板）のひび割れが生じている。 - その他については良好な状態を保っている。	保存施設や維持管理施設などの維持管理・点検・更新などに適切に対応する必要がある。

表 4-1 館跡 史跡の現状と課題

2/2

要素の区分	要素	現状	課題
C史跡の保存・活用に資する要素	維持管理施設	・龍福寺の本堂などの防災設備（警報・消火設備など）、照明施設・散水栓・柵（進入・転落防止）・生け垣（池泉庭園と龍福寺の境界）・ポンプ（池泉への給水）および排水路などがある。 ・ポンプ・足元灯が老朽化し、故障が多い。	・各施設・設備などの整備・管理の主体（山口市・龍福寺）が責任を持って維持管理などを行うとともに、各主体が相互に連絡・調整および情報の共有化を図る必要がある。 ・当初設置した装置が妥当か検討する必要がある（マイクロバブル発生装置など）。
Dその他の要素	個人住宅	・史跡整備の予定区域にある。	・公有地化・発掘調査・整備を計画的に進める必要がある。
	大殿公園 （街区公園）	・史跡整備の予定区域にある。	・大殿公園と史跡整備との調整を図る必要がある。
	墓地・空地	・史跡指定地内の西側には墓地があり、それに接した空地（発掘調査済）などが龍福寺の参詣者駐車場となっている。 ・龍福寺の駐車場（車庫）は、庫裏の南側、池泉庭園の西側にもある。	・必要に応じて史跡の保存・整備および活用との調整を図る必要がある。



写真 4-1 池泉庭園の藻の発生状況



写真 4-2 西門の経年変化

(2) 築山跡

築山跡の保存状況に関わる現状と課題は、表 4-2 のとおり。

表 4-2 築山跡 史跡の現状と課題

1/3

要素の区分	要素	現状	課題
A 本質的価値を構成する要素	築地跡 (土塁)	- 指定地の北西隅の西面および北面にL字型に遺存している。 - 築地跡の下部は低い石垣で土留めがなされている。 - 全体的に樹木で覆われ、その中に築山大明神址や市川元教墓がある。	- 築地跡の保存・活用・整備のあり方を検討する必要がある。 - 築地上の工作物の取り扱いを検討する必要がある
	埋蔵されている遺構	- 指定地の南東部では、発掘調査によって、堀跡・出入口遺構・建物跡などを確認している。現在は、遺構を埋め戻して保存している。 - 地下遺構は指定地の全体に埋存するが、南東部以外は未調査地が大部分である。	- 遺構の保存・活用・整備のあり方を検討する必要がある。 - 発掘調査などをどのように実施するか検討する必要がある。
B 本質的価値と一体となる歴史的要素	八坂神社	- 永正 17 年 (1520) に大内義興が再建したものとして知られ、もとは鴻ノ峰のふもとにあったが、元治元年 (1864) この地に移築された。 - 本殿は国の重要文化財に指定されている。建造物 大正 6 年 (1917) 8 月 13 日指定 - 敷地内に常駐の社務所がない。 - 八坂神社に伴う建築物・工作物として、示祇園稲荷・庚申・大地神・鳥居・灯籠・狛犬・手水鉢・鷺の舞舞台がある。	- 維持管理や修理などのあり方を検討する必要がある。 - 防火・防犯対策の検討が必要である。 - 神社に伴う建築物・工作物の更新・整理にどう対応するか検討する必要がある。
	築山神社	- 明治 3 年 (1870) に大内地区から現在地に移された。『山口県の近世社寺建築』1979 山口県教育委員会 - 平成 29 年に本殿が市指定文化財となる。 - 元は真光院に築かれた東照宮の社殿で、本殿・拝殿は寛保 2 年 (1742) の建物・幣殿は明治の移築時に新築されたものである。 - 現在、老朽化が激しく、屋根をシートで覆うなど応急的な処置がされ、本殿については軒が下がるのを防ぐため添え木が設置してある。 - 築山神社に伴う工作物として、鳥居・灯籠がある。	- 維持管理や修理などのあり方を検討する必要がある。 - 防火・防犯対策の検討が必要である。 - 神社に伴う建築物・工作物の更新・整理にどう対応するか検討する必要がある。

表 4-2 築山跡 史跡の現状と課題

要素の区分	要 素	現状	課題
C 史跡の保存・活用に資する要素	保存施設 (管理に必要な施設)	・史跡の標識と説明板が、八坂公園の北東側に付近に位置し、良好な状態にある。 ・史跡東側の一部にのみ境界標を設置している。	・境界標を史跡外周に設置する必要がある。
	便益施設	・史跡指定地には、南西側からの主となる参道のほか、八坂神社北側から、河村写真館東隣から、築山神社西側からの参道がある。 ・八坂神社には、控所・倉庫・階段・玉垣・石垣が付属する。 ・史跡指定地の中央部は広場となっている。	・維持管理や補修などのあり方を検討する必要がある。 ・新築・増築の取り扱いを検討する必要がある。
	維持管理施設	・説明板(史跡以外)・避雷針・ポンプ室・放水銃・水槽・井戸などがあり、一部を除き比較的良好に保たれている。	・維持管理や補修などにどう対応するか。
D その他の要素 (保存・活用上、調整が必要な要素)	河村写真館	・木造2階建、東西に増築部分を持つ瓦葺きの擬洋風建築である。明治初期の居留地の洋風建築に通じる特色を持つ。明治20年(1887)前後に旧士族の松原繁が写真館として建築したとされる。 ・現在は写真館としての業務は終えている。 ・県指定有形文化財(建造物) 平成18年(2006)12月26日指定	・史跡との調和又は調整を図る必要がある。 ・中長期的な観点から建物のあり方を検討する必要がある。
	八坂の家	・八坂神社の東側にある。旧社務所を借りて、シルバー人材センターが運営する多世代交流施設「にこにこサロン八坂の家」がある。	・史跡との調和又は調整を図る必要がある。 ・中長期的な観点から建物のあり方を検討する必要がある。
	住宅	・指定地の北東側には、住宅および付属建物(倉庫など)がある。 ・一部は空き家となっている。	・史跡との調和又は調整を図る必要がある。 ・中長期的な観点から建物のあり方を検討する必要がある。
	八坂公園	・指定地の西側中央部にあり、主要地方道山口旭線に面した街区公園である。 ・遊具などが配置してある。	・史跡と調和した施設の維持管理、更新に取り組む必要がある。 ・中長期的に公園の取り扱いを検討する必要がある。
	駐車場	・八坂神社の北側、築山神社の南西側、河村写真館の西側、合計3か所に駐車場がある。	・長期的な観点から駐車場のあり方を検討する必要がある。
	句碑など	・築山跡は大内氏ゆかりの地として、様々な顕彰碑などが建てられている。 ・宗祇句碑*1・大内義興碑・大内氏月見之松記念碑・箏曲組歌発祥之地碑・神徳碑・築山大明神址・大石などがある。 ・解体され、保管・放置された石材がある。	・本質的価値との関連や由来によってどう整理するか。 ・史跡の景観形成・保全の観点から適切な取り扱いが求められる。 ・石材の扱いをどうするか。
	石垣	・菜香亭跡地の西側には石垣があり、一部老朽化・き損している	・適切な維持管理が求められる。 ・石垣の扱いをどうするか。

表 4-2 築山跡 史跡の現状と課題

3/3

要素の区分	要素	現状	課題
D その他の要素 (保存・活用上、調整が 必要な要素)	電柱・電気設備 など	・電柱や外灯などの設備・工作物がある。	・設備の維持管理・更新などを図る 必要がある。
	排水路	・雨水排水路がある。 ・コンクリート製の蓋である。	・史跡の整備などと合わせて、雨水 排水のあり方を検討する必要が ある。
	樹木	・指定地内の北側には樹木が多数繁茂す る。とくに八坂神社、築山神社の周辺は、 うっそうとした樹林となっており、築地 跡にも多数の高木がある。 ・西辺と南辺の市道沿いにツツジの生垣が 繁茂する。	・文化財の保存に影響する樹木のあ り方をどうするか。 ・史跡との調和または調整を図る必 要がある。 ・樹木などの保存の体制をどう維 持・充実させるか。



写真 4-3 史跡南東部（発掘調査後埋め戻し）

(3) 高嶺城跡

高嶺城跡の保存状況に関わる現状と課題は、表4-3のとおり。

表4-3 高嶺城跡 史跡の現状と課題

1/2

要素の区分	要素	現状	課題
A 本質的価値を構成する要素	郭	・郭は全体的な遺存状態は比較的良好である。ただし、一部で地山の赤土が露出する。	- 郭や石垣などの遺構の保存の方策を検討する必要がある。 - 史跡指定地外にも郭や石垣・堀切があり、これらの調査と評価を行い、追加指定について検討する必要がある。
	石垣	・石垣は主郭の周囲で確認でき、一国一城令で破却したと推定される部分がある。また、後世に崩落したり孕んだりしている箇所もある。	
	礎石	・主郭で確認できるが、未調査のため、建物の構成などは明確でない。	
	堀切	・全体的に土や落ち葉の堆積で形状が分かりにくくなっている。	
	埋蔵されている遺構	・建物跡・堀切跡などの埋存が想定されるが、未調査のため不明。	・発掘調査により遺構の埋存状況を把握する必要がある。
B 本質的価値と一体となる歴史的要素	自然地形	・山地部であることから、自然災害や鳥獣による遺構のき損や安全面での懸念がある一方、鳥獣保護区に指定されている。	- 遺構のき損や眺望の障害となる区域・部分などを除き、原則として自然地形および森林の保全を図る必要がある。 - 森林（樹木・下草）については、遺構の保存や眺望の確保、動線の円滑化（障害の除去）などのため、適正かつ計画的に管理する必要がある。 - 山口市景観計画や史跡の存在を基本に、史跡指定地周辺の景観の保全・形成について普及・啓発に努める必要がある。
	森林	- 史跡指定地やその周辺における自然地形や森林は、山城跡の環境を守り、一体となって歴史的・自然的環境を形づくっている。 - 一部は石垣や郭などのき損の要因となっていたり、郭からの眺望を阻害していたりする。 - 鴻ノ峰の東および西側の一部が土砂流出など防備保安林となっている	
C 史跡の保存・活用に資する要素	管理に必要な施設	- 標識（史跡標柱）は基礎部分にひびが入り、やや傾いている。 - 説明板、案内板の一部に劣化がみられる。	・史跡内のサイン計画を行い、老朽化した標柱・説明板・案内板を更新する必要がある。
	便益施設	- 東屋は屋根が劣化し、野地板が腐食している部分がある。 - 散策道のうち、郭などをつなぐルートは比較的確であるが、土砂の流出や草木の繁茂によって歩きにくい箇所がある。 - 郭から外に出るルートなどで通行困難な散策道（登山道）がある。 - 鴻ノ峰公園整備時に設置されたトイレ・水飲み場が機能を停止したまま現地に残っている。	- 便益施設の更新・撤去を検討する必要がある。 - 散策道の維持管理を適切に行う必要がある。

表 4-3 高嶺城跡 史跡の現状と課題

2/2

要素の区分	要素	現状	課題
D その他の要素 (保存・活用上、調整が必要な要素)	石碑・スチール碑	・史跡とは直接関係がなく、機能もしていない石碑(白石小学校設置)や標柱(オリエンテーリング標など)がある。	・碑の設置者を特定し、適切な維持管理や撤去をお願いする必要がある。
	ベンチ	・民間企業が設置したベンチがあるが、劣化が進んでいる。	・ベンチの撤去を検討する必要がある。
	灰皿土管	・散策道に沿って灰皿土管が埋設されるが、機能していない。	・灰皿土管の撤去を検討する必要がある。 ・史跡内の防火対策を検討する必要がある。

■メモ 鳥獣保護区とは

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

(環境省ホームページより)

■メモ 保安林とは

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。

土砂流出など防備保安林

下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木および地表植生その他の地被物の直接間接的作用によって、林地の表面侵食および崩壊による土砂の流出を防止します。

(林野庁ホームページより)

(4) 凌雲寺跡

凌雲寺跡の保存状況に関わる現状と課題は、表 4-4 のとおり。

表 4-4 凌雲寺跡 史跡の現状と課題

1/2

要素の区分	要素	現状	課題
A 本質的価値を構成する要素	地上遺構	・凌雲寺期の石垣・石塔・積石遺構が確認でき、全体的には良好な遺存状態といえる。 ・石垣の崩落、改変および孕みなどがみられる。棚田期の石垣の下部に凌雲寺期の石垣を確認できるものもある。	・石垣の三次元計測や発掘調査などの成果をふまえ、石垣の修復・復元など保存の方策を検討する必要がある。 ・石塔や積石遺構の保存の方策を検討する必要がある。
	地下遺構	・発掘調査に着手したばかりであり、史跡指定地の大部分では遺構の埋存状況が把握できていない。 ・イノシシやモグラなどによる遺構のき損や地面の掘り返しなどが懸念される。	・発掘調査などによって地下遺構の状況を確認し、その保存の方策を検討する必要がある。
B 本質的価値と一体となる歴史的要素	自然地形	・史跡指定地内には、棚田として耕作されていた時期の石垣や水路があり、史跡指定地周辺の棚田や周囲の山並みと一体となって、農山村における文化的景観を形づくっている。 ・史跡指定地の大部分は、公有化する前は農地で、現在は草地となり、昆虫・野生動物などの生息の場になっている。 ・マムシなどの危険生物が生息する。 ・史跡指定地内の北側の一部は、「土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律」による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	・棚田期の石垣、水路については、本質的価値を構成する要素との調整を図りながら、原則として保存する方向で、その方策を検討する必要がある。 ・旧農地については、その活用と合わせて、地形・景観の保全・形成の方策を検討する必要がある。 ・関連諸法規に則った維持管理・防災対策・安全対策を行う必要がある。
C 史跡の保存・活用に資する要素	保存に必要な施設	・保存施設（一部、公開・活用施設）である標識（史跡標柱）、説明板・注意札・境界標・測量基準点・大内義興顕彰碑および史跡の維持管理・点検にも利用している見学路がある。 ・説明板については、屋根部分などが老朽化しつつある。また、誘導標識や注意札は、応急的なものである。	・保存施設や維持管理施設などの維持管理・点検や整備・更新に計画的に取り組む必要がある。 ・史跡内のサイン計画を行い、老朽化した標柱・説明板・案内板を更新・撤去・新設する必要がある。
	見学路	・西側の駐車場からのルート、および南側から正面石垣の東開口部に至るルートがあるが、通常利用されているのは移動の短い西側からのルートである。 ・西側から石塔群に至るルートの階段などは篤志家による整備であるが、経年劣化がみられる。 ・史跡指定地内はあぜ道などを利用したルートである。狭かったり、ぬかるんでいたりして歩きにくく、危険な部分がある。	・見学ルートの整備・更新・危険除去に計画的に取り組む必要がある。

表 4-4 凌雲寺跡 史跡の現状と課題

2/2

要素の区分	要素	現状	課題
D その他の要素 (保存・活用上、調整が必要な要素)	祠	・大内義興顕彰碑の背後に位置するが、老朽化し倒壊のおそれがある。	・関係者、地元住民による話し合いを基本に、祠のあり方などを方向づける必要がある
	水路	・史跡指定地内の水路は、現在も農業用水路として機能しているが、それを管理・点検する人の高齢化、担い手の不足も懸念される。 ・水路の水流により、石垣のき損が危ぶまれる。	・水路の維持・保存又は付け替えなどのあり方、方法を検討する必要がある。



写真 4-4 凌雲寺跡からみた中尾の棚田風景

2 活用

(1) 活用の現状

ア 館跡（写真 4-5、資料 4-4・4-5）

■立地環境

館跡は、山口市の中心市街地の北東側にあり、周囲は住宅や公共公益施設（学校・病院など）が立地し、文教地区としての性格を有する。

周辺の状況を見ると、館跡の北側には同じ史跡大内氏遺跡の築山跡、北東側には山口市菜香亭（築山跡から移築）、西側には旧萩往還、その更に西側には一の坂川・亀山公園・サビエル記念聖堂、その北側には県政資料館（山口県庁）・瑠璃光寺（香山公園）など、多くの歴史文化・観光資源がある。

■活用の現状

発掘調査の成果をもとに、枯山水庭園や池泉庭園・堀跡・建物跡などの史跡整備、および龍福寺本堂の保存修理を行っており、これらは学校教育などの郷土学習の場であるとともに、観光資源や文化活動の場としても活用されている。

また、発掘調査を行う過程では、成果の現地説明会を行うとともに、遺物については山口市歴史民俗資料館や龍福寺史料館などで展示している。

秋に開催されるアートふる山口においては、館跡も人気観光スポットとして紹介されている。

館跡やその周辺地域は、「大内文化特定地域」として大内文化まちづくり推進計画に位置づけられ、プロジェクトを設定し、山口県や民間と連携しながら、計画的に事業に取り組んでいる。

なお、平成 29 年 4 月 6 日、日本城郭協会の「続日本 100 名城」に高嶺城とともに選定された。



写真 4-5 池泉庭園大茶会（平成 28 年 11 月）

イ 築山跡（写真 4-6・4-7、資料 4-6）

■立地環境

山口市の中心市街地の北東側にあり、西は旧萩往還である主要地方道山口旭線、南側は市道大手町野田線、東および北側は民地に接している。このうち東側については、住宅のほか、野田学園などの学校がある。

周辺の状況は、館跡とほぼ同様である。

■活用の現状

発掘調査を行う際、成果の現地説明会を行うとともに、遺物については山口市歴史民俗資料館で展示している。

7月に山口祇園祭、11月には山口天神祭の舞台となり、地元や観光客など多くの方でにぎわう。秋に開催されるアートふる山口では、築山跡（八坂神社境内）も会場の一つになっており、箏曲組歌発祥之地とされることから、地元団体による演奏も行なわれている。

この他、周辺の歴史文化資源は、学校教育などの郷土学習の場であるとともに、観光資源としても活用されている。

こうした築山跡やその周辺地域は、大内文化まちづくり推進計画の大内文化特定地域として位置づけられ、プロジェクトを設定し、山口県や民間と連携しながら、計画的に事業に取り組んでいる。



写真 4-6 発掘調査の現地説明会



写真 4-7 神社での祭り

ウ 高嶺城跡 (写真4-8、資料4-7)

■立地環境

高嶺城跡は、山口盆地の北側を画する山系のうち市街地に接する山地部である鴻ノ峰に位置し、東側山麓部には山口県庁などが立地する。

また、山頂一帯は史跡指定地を含んで都市公園法による特殊公園の鴻ノ峰公園となっており、西側の山麓部にも地区公園の木戸公園が立地する。加えて、鴻ノ峰の自然環境などを生かし、南面の中腹部などは鴻ノ峰創造の森として自然体験やレクリエーションなどの場となっている。

鴻ノ峰の山頂付近などからは、山口市の市街地や周囲の山並みなどを眺望する景観条件を備えている。

この他、山麓部付近には、木戸神社・普門寺・法聞寺・山口大神宮・法泉寺のシンパク（国指定天然記念物）などがあり、鴻ノ峰の東側には、館跡・築山跡を含む大内文化特定地域が広がる。

■活用の現状

史跡指定地を含む鴻ノ峰は、手軽なハイキングコースであり、鴻ノ峰創造の森と合わせた利用者も多い。ただし、鴻ノ峰の特色・魅力の一つである山頂付近などからの眺望が、樹木が茂ってきたため限定的になっている。

高嶺城跡のある白石地区の子ども・市民は、鴻ノ峰に登山し、自然体験などを行う機会があるが、城跡の歴史や文化財的価値を学ぶ機会は少ない。これは他地区からの来訪者も同様である。

なお、平成29年4月6日、日本城郭協会の「続日本100名城」に館跡とともに選定された。また、これを記念する講演会および現地見学会を開催した（本書第7章）。

写真4-8 高嶺城講演会・見学会（平成30年2月）

エ 凌雲寺跡（写真 4-9、資料 4-8）

■立地環境

凌雲寺跡は、山口盆地の北西側に位置する東鳳翔山（734.2m）から南に延びる尾根上に、吉敷川の支流である東浴川と西浴川の谷に挟まれた標高 140m 前後の舌状台地の上に立地する。

この一帯は、棚田が広がる谷間の農山村であり、山口市外などからは国道 9 号から国道 435 号を経由し、市道に入り約 1 km 北上して到達する。史跡指定地の西側、約 100m のところには市道に面して史跡利用に供する駐車場が整備されている。

■活用の現状

凌雲寺跡は、発掘調査の期間中に現地説明会を開催している。ただし、市街地から距離があり、まだ史跡整備が進んでいないこと、周辺によく知られた観光資源などがないことから、利用は限定的である。



写真 4-9 凌雲寺跡現地説明会（平成 28 年 3 月）

オ 史跡全体の活用の現状

史跡大内氏遺跡が 4 つの遺跡で構成されていることの認知度はさほど高くない。また、館跡以外では、遊歩道や案内表示板などの整備が一部あるものの、遺構整備などは今後の課題となっている。こうしたことから、複数の遺跡の利用は限定的といえる。

また、4 つの遺跡をつないでの大内氏遺跡の活用の取組は、まだ本格化していない。

一方、地域活動団体などとしては、大内文化街道まちなみ協議会、大殿地区町内連合会、おおどのコミュニティ協議会、白石地区地域づくり協議会、吉敷地区地域づくり協議会、吉敷地域文化振興協議会、中尾西自治会などがある。それぞれが歴史文化を生かしたまちづくりに取り組むなかで、地域活動団体などの相互連携が徐々に進みつつある。

(2) 活用の課題**ア 館跡**

- 学校教育や社会教育において、館跡および築山跡などを含めた学習の機会をつくるなど、積極的な活用が期待される。
- 観光振興や地域おこし・まちづくりの面からも活用が求められる。たとえば、大内文化特定地域のなかでテーマやストーリーによって文化財や観光資源などをつなぐほか、広域的なネットワークを形成するなどの取り組みが必要である。

イ 築山跡

- 史跡の整備と合わせて、活用のあり方を検討する必要がある。
- 神社および関係団体などと連携・協議しながら、保存と合わせて、全体的な史跡の活用の体制づくり、具体的な取組について検討する必要がある。
- 史跡周辺・山口市中心市街地・山口市域、さらには広域的な歴史文化資源などの活用を検討する必要がある。

ウ 高嶺城跡

- ハイキングや自然体験などと合わせて、歴史探訪の場としても、高嶺城跡や鴻ノ峰一帯の活用を促進する必要がある。また、高嶺城跡と木戸公園・鴻ノ峰創造の森などの連携を強化する必要がある。
- 高嶺城跡などにおいて、良好な眺望点を設定し、樹木の整備などを通じて眺望条件を高めるとともに、積極的な情報発信をする必要がある。
- 大内氏遺跡や、関連する文化財・観光資源などをつなぎ、多様な活用を図る必要がある。

エ 凌雲寺跡

- 学校教育や社会教育・観光振興・地域おこしなどの面において、凌雲寺跡の歴史や文化財的価値、市街地の近くにある農山村の資源・景観などを生かす必要がある。
- 凌雲寺跡以外の地域資源を再発見又は創出し、凌雲寺跡と連携させて地域の魅力づくり、活性化を検討する必要がある。
- 大内氏遺跡全体、また、関連する文化財や観光資源などをつなぎ、多様な活用を図る必要がある。
- 史跡へのアクセス、史跡内の見学ルートのあり方を検討する必要がある。

オ 史跡の全体に関わる課題

- 大内氏遺跡をはじめ歴史文化を生かしたまちづくりに関わる地域活動団体などの活動、および相互の連携を支援し、複数の遺跡、さらには大内氏遺跡のネットワーク化による活用を促進する。
- 行政としても、歴史文化・健康づくりなどの部門との連携を図りながら、大内氏遺跡のネットワーク化による活用の機会を確保・充実させる必要がある。
- 地域活動団体などと行政の連携を強化しながら、協働の取組などを進める必要がある。
- 多様な情報媒体を活用しながら、大内氏遺跡や歴史文化を生かした取組などの情報の発信に努める必要がある。

3 整備

(1) 整備の現状

ア 館跡

発掘調査の成果にもとづき、枯山水庭園・池泉庭園・土塁・堀跡・建物跡などの遺構整備を行うとともに、保存施設（史跡全体説明板・遺構説明板・境界標・囲い）、散策道、維持管理施設（防災設備・照明設備・散水栓）などを整備している。ただし、史跡指定地の北東側は、街区公園の大殿公園や住宅敷地があり、遺構整備などは未着手である。

また、専用の駐車場やトイレがないため、大殿地域交流センターなどの施設を利用することになるとともに、大内氏遺跡のガイダンス施設も未整備である。

館跡の南側、大殿大路に面する市指定文化財の十朋亭は江戸時代の民家建築で、明治維新の史跡の一つでもある。平成30年秋には、十朋亭を含む歴史ミュージアム「十朋亭維新館」が開館した。

イ 築山跡

本質的価値を構成する要素である築地跡が地上にあり、堀跡・掘立柱建物などは地下に埋存在している。また、文化財保護課が保存施設（標識・説明板・一部の境界標）を設置している。ただし、史跡整備をした箇所はない。

重要文化財の八坂神社本殿は、所有者が放水銃と避雷針を整備した。

街区公園の八坂公園は都市整備課が整備した。また、史跡南西隅の地名碑は観光課（現 観光交流課）が、地元団体に委託して整備した。

このほか、八坂神社・築山神社および関係団体などが、施設などの維持管理と合わせて、石碑や説明板などを整備している。

ウ 高嶺城跡

本質的価値を構成する要素である郭や石垣・井戸・堀切・井戸などが遺存している。このうち石垣は一部で崩落や孕みがみられ、郭や堀切の輪郭が不明瞭になるなど、懸念される点がある。また、井戸への転落の危険性など、安全面に関する問題が指摘される。

一方、史跡指定地においては、保存施設（標識・説明板・境界標）、案内板や散策道などの公開・活用施設、便益施設（休憩施設：東屋）、土管灰皿などを整備しているが、一部施設では老朽化や劣化が生じている。また、散策道については、史跡指定地外を含めて土砂の流出や階段の破損、草木の繁茂によって歩きにくい箇所・区間がある。

この他、史跡指定地外において、木戸公園や鴻ノ峰創造の森などの整備を行っていると同時に、放送局アンテナや携帯電話基地局などの民間施設がある。

エ 凌雲寺跡

本質的価値を構成する要素である石垣・石塔・積石遺構がある。このうち、石垣の一部で崩落・孕み・改変がみられる。

計画的な発掘調査を実施しており、その成果をもとにした遺構整備などを予定している。

また、保存施設（標識・説明板・境界標）、散策道の整備、および駐車場の整備を行っているが、案内板や休憩施設、トイレなどは未整備である。

(2) 整備の課題

ア 館跡

＜主として保存のための整備＞

- 史跡指定地外に設置している史跡全体説明板を、設置場所を含めて検討し、再整備を図る必要がある。
- 今後の史跡整備に合わせて説明板などの保存施設の整備を進めるとともに、必要に応じて既設の説明板などの修繕・更新を検討する必要がある。

＜主として活用のための整備＞

- 史跡指定地の北東側のうち住宅敷地については、関係権利者の理解と協力を得るとともに、また、街区公園の大殿公園については、地域住民の理解と協力、および関係部署との調整を図りながら、計画的に史跡整備に取り組む必要がある。
- 枯山水庭園や池泉庭園、土塁など史跡整備を行っている区域を含め、樹木の剪定や樹形の整形、施設・設備の更新・整備に取り組む必要がある。
- 史跡指定地周辺を含め、ガイダンス施設やトイレなどの整備を検討する必要がある。

イ 築山跡

＜主として保存のための整備＞

- 今後の史跡整備に合わせて説明板・境界標などの保存施設の整備を進めるとともに、必要に応じて既設の説明板などの修繕・更新を検討する必要がある。

＜主として活用のための整備＞

- 史跡については発掘調査の所見に基づき、埋め戻している遺構の整備などを行う必要がある。
- 全体的な土地利用や施設などのあり方を整理し、史跡の保存・活用に関わる整備を検討する必要がある。とくに、八坂神社・築山神社・関係団体などと協議しながら整備対象地を明確化し、それぞれが担当する施設などの整備・役割分担についても、方針を明らかにする必要がある。

ウ 高嶺城跡

＜主として保存のための整備＞

- 石垣や郭の修復などのあり方を検討する必要がある。
- 今後の史跡整備に合わせて説明板などの保存施設の整備を進めるとともに、必要に応じて既設の説明板などの修繕・更新を検討する必要がある。
- 遺構の保護のために、井戸などの囲いの整備・更新とともに、転落防止対策・安全対策を図る必要がある。

＜主として活用のための整備＞

- 便益施設などの整備・更新を検討する必要がある。
- 遺構の保護や自然環境の保全に留意しながら、良好な眺望条件を有する箇所において、適切に樹木の整備を図る必要がある。
- 史跡指定地と山麓部・木戸公園・鴻ノ峰創造の森などをつなぐ散策道や誘導標識などの整備・充実を図る必要がある。
- 木戸公園や鴻ノ峰創造の森などの施設・設備の更新に対応する必要がある。

エ 凌雲寺跡

＜主として保存のための整備＞

- 発掘調査の成果などをもとに、石垣の修復・復元やその他の遺構整備を検討する必要がある。
- 今後の史跡整備に合わせて説明板などの保存施設の整備を進めるとともに、必要に応じて既設の説明板などの修繕・更新を検討する必要がある。

＜主として活用のための整備＞

- 散策道や案内板などの公開・活用施設、休憩施設やトイレ・緑陰などの便益施設および維持管理施設などの整備を検討する必要がある。
- 大内義興顕彰碑の背後にある祠について、関係者や地元住民と話し合い、その取扱いを決める必要がある。
- 史跡へのアクセス、史跡内の見学ルートのあり方を検討し、動線の整備や駐車場の拡充を検討する必要がある。

オ 史跡のネットワーク・情報発信などに関わる整備課題

- 大内氏遺跡や関連する文化財、その他地域資源をつなぐコースを、テーマや体力・時間などを考慮して複数設定し、案内板・説明板・誘導標識の整備に努める。また、休憩スポット・トイレ・駐車場の整備や充実を検討する必要がある。
- 大内氏遺跡をはじめとした文化財・大内文化特定地域、観光資源などの情報の提供・発信のため、ICT（情報通信技術）の活用をはじめ、情報媒体とそれを利活用する体制の整備・充実を図る必要がある。
- 大内氏遺跡全体あるいは大内文化のガイダンス機能の整備・充実が求められる。

4 管理・運営体制

（1）管理・運営体制の現状

ア 館跡

管理団体は山口市であり、管理を教育委員会文化財保護課が所管する（築山跡・高嶺城跡・凌雲寺跡も同様）。また、史跡指定地内にある大殿公園の管理は、都市整備部都市整備課が所管する。

史跡指定地内には龍福寺があり、その境内や建物の維持管理および運営（宗教活動など）は龍福寺が行っている。

イ 築山跡

指定地内にある八坂公園の管理の所管は、都市整備部都市整備課である。

この他、指定地内にある八坂神社・築山神社は、それぞれの所有者が管理・運営を行っている。旧社務所を借りて設置された「にここサロン八坂の家」は、シルバー人材センターが運営する。

ウ 高嶺城跡

史跡指定地を含む鴻ノ峰公園および史跡指定地外の木戸公園の管理の所管は、都市整備部都市整備課である。史跡指定地外の鴻ノ峰創造の森・兄弟山森林公園の管理の所管は、経済産業部農林整備課である。また、史跡指定地およびその周辺は、鳥獣保護区および鳥獣保護区特別保護地区が指定されており、その所管は山口県となっている。

エ 凌雲寺跡

凌雲寺跡の一部および東側隣接地には土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、その所管は山口県となっている。

(2) 管理・運営体制の課題**ア 館跡**

- 史跡の保存・活用に向けて、龍福寺との連携を図るとともに、地域住民をはじめ市民・関係団体などの協力・参加による運営体制づくりが必要になる。
- 史跡指定地の北東側の史跡整備を予定している区域については、住宅や街区公園があることから、関係権利者や地域住民の理解と協力を得る努力を重ねるとともに、街区公園の大殿公園を管理する担当課（都市計画課・都市整備課）との連携・調整を図る必要がある。

イ 築山跡

- 史跡を適切に保存・活用していくためには、史跡全体として所有者・利用者などが連携した保存・活用の体制とともに、周辺の住民をはじめ市民・関係団体などの協力・参加を促進する運営・体制づくりが必要になる。

ウ 高嶺城跡

- 山地部に位置することから、日常的な維持管理などは制約があるといえる。しかし、史跡指定地外の散策道などを含めた定期的な維持管理・点検を行うため、史跡を所管する教育委員会文化財保護課と特殊公園を所管する都市整備部都市整備課などの庁内連携体制を充実させるとともに、地域住民をはじめとした市民・関係団体などの協力・参加による運営体制づくりが必要になる。
- 高嶺城跡の歴史や文化財としての価値および鴻ノ峰の自然環境を、学校教育や社会教育、市民などの健康づくりやレクリエーション、観光振興などに活用するため、庁内連携体制の充実とともに、市民・関係団体などを含めた資源活用を中心とした運営体制づくりを検討する必要がある。

エ 凌雲寺跡

- 凌雲寺跡および関連する道や駐車場などの日常的・定期的な維持管理・点検を行うため、地域住民・関係団体などの協力・参加による運営体制づくりが必要になる。
- 凌雲寺跡をはじめとした地域資源の活用や新たな魅力づくりなど、地域の活性化に向けた地域住民・関係団体などの取組を支援する仕組みや体制を検討する必要がある。
- 凌雲寺跡の一部および東側隣接地には、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定されていることから、それを所管する機関・部署との連携を図る必要がある。

オ 全体的な管理・運営体制

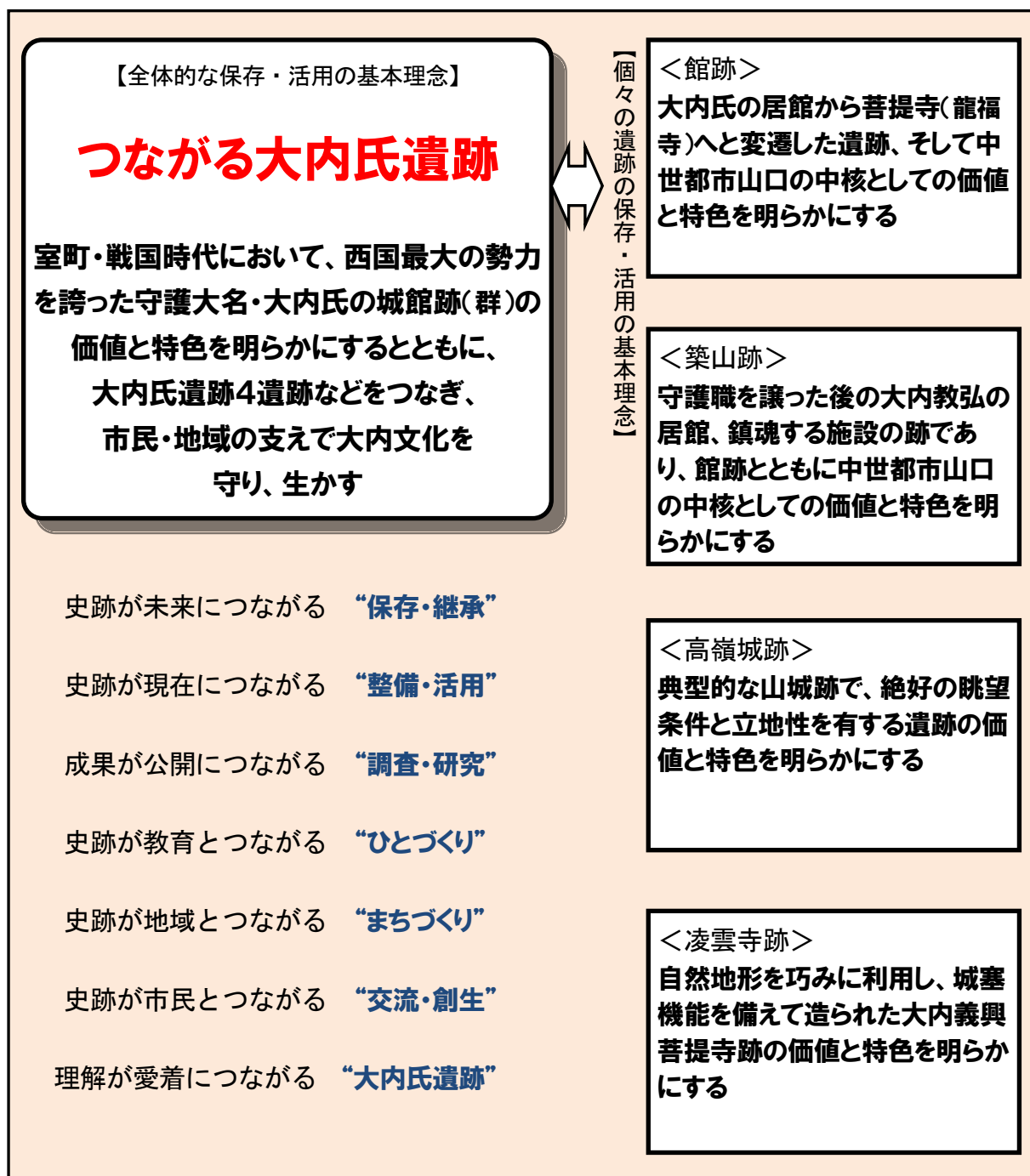
- 大内氏遺跡4遺跡の管理団体は、いずれも山口市である。所管する文化財保護課において、今後の調査や史跡整備を考慮しながら、史跡全体の管理・運営体制を充実させる必要がある。
- 今後策定される山口市歴史文化基本構想と関連づけながら、大内氏遺跡を含めた市内の文化財や関連施設・地域資源をネットワーク的に活用方法や運営体制について検討する必要がある。

第5章 大綱・基本方針

1 保存・活用の基本理念

史跡大内氏遺跡を保存・活用するには、その本質的価値や現状・課題をふまえ、保存管理・整備を計画的に進める必要がある。地域住民をはじめとした市民、各種団体などの参加・連携のもと、教育文化・観光・まちづくり・地域活性化などの観点から、生かしていく仕組みも重要になる。

このため、史跡の保存・活用の基本理念を次のように設定する。



2 保存・活用の基本方針

史跡の保存・活用の目標を具体化するため、基本方針を次のように設定する。

(1) 調査研究

ア 全体的な調査研究

- 昭和34年の指定当時は、地表観察や地名などをもとに史跡指定範囲の決定がなされた。その妥当性を発掘調査などの考古学的調査によって検証する必要がある。
- 興隆寺跡・乗福寺跡・仁平寺跡・陶氏館跡・大内氏関連町並遺跡をはじめ、大内氏に関連する中世遺跡の発掘調査の成果をふまえ、大内氏遺跡の特質や周辺環境を明らかにする。
- 史料調査などを持続的にを行い、その成果を積極的に公開・活用する。

イ 個々の史跡の調査研究

【館跡】

- 今後整備予定の史跡指定地北東部（大殿公園の区域など）の発掘調査などを実施し、その成果を史跡の整備に生かすとともに、積極的に公開・活用する。

【築山跡】

- 発掘調査などを計画的に実施し、その成果を史跡の整備に生かすとともに、積極的に公開・活用する。

【高嶺城跡】

- 史跡指定地およびその周辺での工作物の設置・改修などにおいては、必要に応じて発掘調査・工事立会を行う。
- 史跡高嶺城跡周辺測量調査報告書（2003 山口市教育委員会）や山口県の中世城館遺跡総合調査の成果をふまえ、必要に応じて縄張調査などの追加実施を検討する。

【凌雲寺跡】

- 発掘調査などを計画的に実施し、その成果を史跡の整備に生かすとともに、積極的に公開・活用する。

(2) 保存管理

ア 全体的な保存管理

- 遺構の保存状況を的確に把握し、史跡の適切な保存管理に取り組む。
- 関係する部署や国・県と連携し、地元関係者・市民の理解を得ながら保存管理に取り組む。
- 周辺環境の適切な保全に努め、必要に応じて追加指定の可能性を検討する。

イ 個々の史跡の保存・管理

【館跡】

- 本質的価値を構成する整備した遺構（露出展示）や地下遺構については、活用・整備と調整しながら、適切な保存・管理に取り組む。
- 館の外郭施設である堀・溝が史跡指定地外にも続くことが明らかとなっており、その学術的評価をふまえたうえで追加指定の可能性を検討する。
- 龍福寺や宝現霊社など、本質的価値と一体となる歴史的要素については、所有者などと連携しながら、適切な保存の支援に取り組む。

【築山跡】

- 本質的価値を構成する築地跡や地下遺構について、活用・整備と調整しながら、適切な保存管理に取り組む。
- 八坂神社・築山神社など、本質的価値と一体となる歴史的要素については、所有者などと連携しながら、適切な保存の支援に取り組む。

【高嶺城跡】

- 本質的価値を構成する郭や礎石・石垣・井戸・堀切などについて、適切な保存管理に取り組む。
- 史跡指定地外にも存在する郭・堀切などの学術的評価をふまえ、追加指定の可能性を検討する。
- 本質的価値と一体となる歴史的・自然的要素については、森林の管理や景観保全などと調整しながら、適切な保存管理に取り組む。

【凌雲寺跡】

- 本質的価値を構成する凌雲寺期の各種遺構について、活用・整備と調整しながら、適切な保存管理に取り組む。
- その他の要素である棚田期の石垣や水路について、活用・整備と調整しながら、適切な保存管理に取り組む。

(3) 活用

ア 全体的な活用

- 市民・地域活動団体などと連携しながら、個々の大内氏遺跡の活用とともに、大内氏遺跡相互や関連する文化財、観光資源などのネットワークづくりを進め、教育文化の振興や観光交流の促進、および山口市における大内文化を生かしたまちづくり、魅力づくりなどにつなぐ。
- ガイダンス機能の整備やICTをはじめとした情報媒体の活用を通じて、大内氏遺跡などに関する情報発信に努める。

イ 個々の史跡の活用

【館跡・築山跡】

- 大内文化特定地域の中にあり、国宝瑠璃光寺五重塔をはじめとした大内氏ゆかりの文化財などとともに、大内文化が薫るまちづくり・魅力づくりを進める。

【高嶺城跡】

- 遊歩道などのアクセスの整備や眺望の確保、鴻ノ峰創造の森などとの連携に努めながら、市民・来訪者にとって歴史探訪や自然観察・探勝・憩い・健康づくり・レクリエーションの場となるよう、多様な活用を促す。

【凌雲寺跡】

- 凌雲寺跡一帯の田園環境や自然環境、景観条件などと文化財的価値とを関連づけることで、市民・来訪者が自然や田園に親しみ、歴史にふれあえる場となるよう、活用を促す。

(4) 整備

ア 全体的な整備

- 個々の大内氏遺跡の整備とともに、大内氏遺跡相互や関連文化財や観光資源などをつなぐため、案内板や誘導標識の整備、パンフレットの作成、ICTを活用した情報発信などに取り組む。
- 既存施設の活用を含め、休憩スポット・トイレ・駐車場など整備を検討する。

○既存施設又はこれから整備する文化や観光・交流関係の施設の活用を含め、大内氏遺跡全体あるいは大内文化のガイダンス機能の整備を図る。

イ 個々の史跡の整備

【館跡】

- 史跡指定地の北東側については、発掘調査の結果をふまえ、遺構の保存・表現に関わる整備をおこなう。また、活用や管理運営を考慮しつつ、説明板など保存施設の整備に取り組む。
- 史跡の活用を円滑・快適にするため、史跡周辺での休憩施設・トイレ・駐車場などのあり方を検討し、施設整備や既存施設の活用を計画的に進める。

【築山跡】

- 本質的価値を構成する要素については、今後の活用や管理運営などを考慮しながら、遺構の保存や表現に関わる整備などに取り組む。
- 本質的価値と一体となる歴史的要素については、それらの保存に関わる整備（建造物の修理など）の主体・内容・事業費などを考慮し、計画的な整備を促進する。
- 史跡の活用を円滑・快適にするため、南側に位置する館跡やその周辺を含め、休憩施設・トイレ・駐車場などのあり方を検討し、計画的に施設の整備や既存施設の活用を進める。

【高嶺城跡】

- 郭や礎石・石垣などの遺構の保存に関わる整備などを検討する。
- 説明板など保存施設の更新を計画的に進めるとともに、新設を検討する。
- 遺構の保護施設の整備・更新とともに、転落・進入防止などの安全対策を講じる。
- 遊歩道の修繕や誘導標識などの更新・整備を検討する。
- 森林・自然環境の保全や防災面に配慮しながら、眺望確保のための樹木整理を検討する。

【凌雲寺跡】

- 今後の発掘調査の結果をふまえ、遺構の保存・表現に関わる整備をおこなう。また、活用や管理運営などを考慮しながら、説明板など保存施設の整備に取り組む。
- 史跡へのアクセスや史跡周辺を含めた周遊ルート、案内板や誘導標識の整備を図る。
- 史跡の活用を円滑・快適にするため、休憩施設・トイレなど便益施設の整備に取り組む。

（5）運営体制

- 管理団体の山口市が中心となって、所有者などとの連携を図り、管理運営の体制を強化する。
- 庁内および所有者や市民・関係団体などとの連携を図りながら、大内氏遺跡に関する情報発信、文化財を生かした体験・交流活動などを進める体制づくりに努める。
- 大内氏遺跡などの保存・活用のため、地域住民をはじめとした市民の協力・参加・協働の取り組みを進める。市域外の人々・団体などを含めた協力体制やネットワークづくりに努める。

第6章 保存管理

1 方向性

(1) ゾーン区分

ア 館跡 (図 6-1)

① 史跡指定地のゾーン区分

館跡の保存を図るため、史跡指定地を次の5つのゾーンに分ける。

■遺構整備・公有地ゾーン

館跡のうち、土地の公有化を図り、遺構整備を完了または計画している区域である。

本質的価値を構成する要素Aとしては、復原整備した遺構（露出展示：枯山水庭園・石組溝）や地下遺構がある。地下遺構のうち、池泉庭園・井戸跡・土塁などは復元整備（嵩上げ復元）し、建物・堀・石組かまど・石組水路などの跡は平面表示し、構成要素Cとなっている。このほか、構成要素Cとしては保存施設・維持管理施設（排水施設など）、構成要素Dとしては樹木などがある。

■龍福寺建造物ゾーン

龍福寺が所有する土地のうち、本堂・庫裏などの建造物が建っている区域を中心とする。

本質的価値を構成する要素Aとしては地下遺構がある。構成要素Bとしては龍福寺と宝現霊社、龍福寺期の遺構がある。このほか、構成要素Cとしては保存施設など、構成要素Dとしては駐車場・句碑・樹木などがある。

■龍福寺墓地ゾーン

龍福寺が所有する土地のうち、墓地を中心とした区域である。

本質的価値を構成する要素Aとしては、館期の地下遺構、構成要素Bとしては龍福寺期の地下遺構がある。このほか、構成要素Cには便益施設など、構成要素Dには駐車場・樹木などがある。

■都市公園ゾーン

史跡指定地の北東側に位置する大殿公園（街区公園）である。

本質的価値を構成する要素Aとしては、館期の地下遺構がある。今後の調査によっては、構成要素Bである龍福寺期の地下遺構が埋存する可能性もある。このほか、構成要素Dとして大殿公園（街区公園）がある。

■民有地ゾーン

史跡指定地の北東側に位置する住宅およびその敷地であり、進入路を含む。

発掘調査は未実施だが、本質的価値を構成する要素Aである地下遺構、構成要素Bである龍福寺期の地下遺構が想定される。このほか、構成要素Dとして住宅およびその敷地（外構など）がある。



写真 6-1 館跡の現況確認作業（平成 29 年）

② 史跡周辺におけるゾーンの設定（図6-2）

館跡および築山跡周辺の景観保全やまちづくりを一体的に進めるため、以下のゾーンを設定する。

■館跡・築山跡連結ゾーン（館跡北地区）

近接する館跡と築山跡の間にある公有地からなる。建物跡などの遺構を確認しており、館跡と築山跡をつなぐ位置にあることから「館跡・築山跡連結ゾーン」とする。なお、上記公有地の東・西両隣接する民有地についても、土地所有者などの理解と協力を得ながら、「館跡・築山跡連結ゾーン」の拡大を検討する。

■史跡周辺ゾーン（大内文化特定地域）

史跡指定地および「館跡・築山跡連結ゾーン」を除く、大内文化特定地域の範囲である。

館跡および築山跡一帯は、大内時代に形づくられた町割が色濃く残り、国宝瑠璃光寺五重塔など大内氏に関わる文化財などが数多く存在する。

こうした大内文化特定地域において、文化財の周辺環境を含めた保存・活用とネットワークづくりを図る。また、歴史的環境と調和したまちなみづくりを進め、生活環境の保全・向上、地域の活性化を図る。

■追加指定検討ゾーン

館跡の北・南・西側に隣接する。西側には豎小路、南側には大殿大路が位置する。

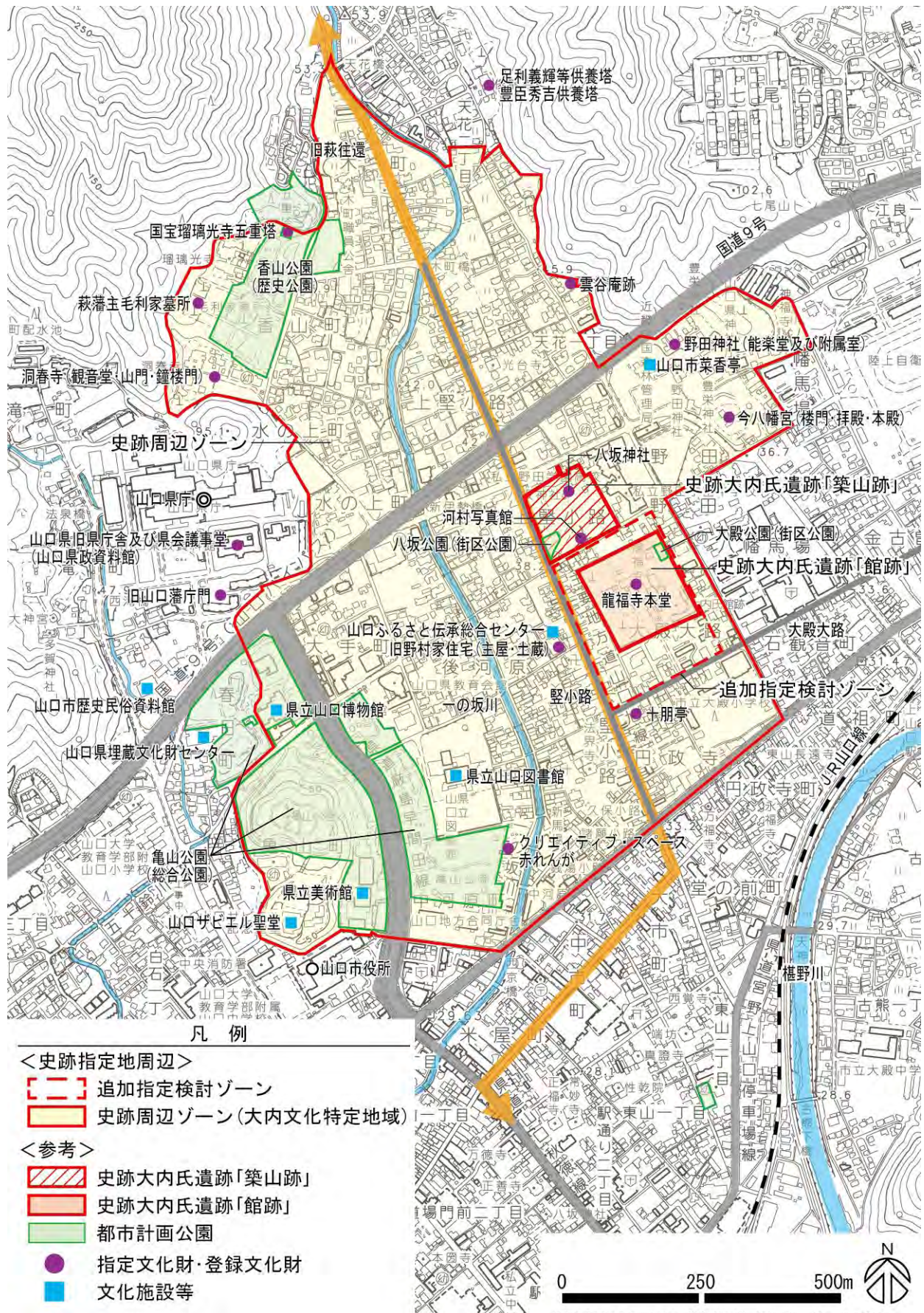
このうち豎小路は、江戸時代には萩往還として機能し、沿道には歴史的建造物が残るなど風情を感じさせる通りである。第Ⅲ段階（15世紀後半～16世紀中頃）の館はここまで広がっていた可能性がある。また、第Ⅰ～Ⅲ段階の館は、南端が大殿大路まで広がっていたとみられ、館の正面を画する街路であった可能性がある。



写真 6-2 上空から見た館跡・築山跡周辺

（上が北）

– 66 –



イ 築山跡

① 史跡指定地のゾーン区分（図6-3）

築山跡の保存を図るため、史跡指定地を次の6つのゾーンに分ける。

■史跡南東部ゾーン

史跡指定地の南東部に位置する旧菜香亭跡地を中心とするゾーンである。

菜香亭跡地の公有化から、面的な発掘調査を実施し、本質的価値を構成する要素Aのうち、堀や建物などの地下遺構が確認できている範囲およびその周辺部を一部含んでいる区域である。構成要素B・Cはないが、区域の一部に構成要素Dの石垣がある。

■築地跡（土塁）ゾーン

史跡指定地の北西端に位置する築地跡を中心とするゾーンである。

本質的価値を構成する要素Aとして、現時点では唯一の地上遺構である築地跡を中心とした区域である。構成要素Cはないが、構成要素Dの句碑などが点在し、築地上には電柱支えがある。

■河村写真館ゾーン

河村写真館とその敷地からなるゾーンである。

県指定の有形文化財であり、本計画ではそのほかの要素Dとしている河村写真館およびその敷地からなり、築山跡の地下遺構（A）が埋存する区域である。構成要素B・Cはない。

■居住ゾーン

史跡指定地の北東側に位置する住宅を中心としたゾーンである。

そのほかの要素Dとした住宅やその倉庫などが密集し、築山跡の地下遺構（A）が埋存する区域である。構成要素B・Cはない。

■参道・広場ゾーン

参道・広場ゾーンは、神社の参道や広場となっている区域である。

指定地の南西側から延びる参道と中央部の広場、八坂公園や駐車場など（D）が立地し、築山跡の地下遺構（A）が埋存する。また、神社関連の灯籠など（B）や防火用水のポンプ室（C）が点在する。

■社殿ゾーン

社殿ゾーンは、八坂神社や築山神社の社殿を中心とした区域である。

本質的価値と一体となる歴史的要素Bとした両神社に伴うもののほか、史跡（A・B）の保存・活用に資する要素Cとして重要文化財八坂神社本殿を守る放水銃や避雷針がある。また、要素Dとした句碑なども集中的に存在する。そして、築山跡の地下遺構（A）が埋存する。

② 史跡周辺におけるゾーンの設定

※前記の館跡で示したゾーンを参照



写真 6-3 築山跡の現況確認作業（平成 29 年度）



図 6-3 史跡指定地のゾーン区分 (築山跡)

ウ 高嶺城跡

① 史跡指定地のゾーン区分（図6-4）

高嶺城跡の保存を図るため、史跡指定地を次の2つのゾーンに分ける。

■郭ゾーン

山頂一帯にある郭を中心としたゾーンである。

本質的価値を構成する要素Aとしては、郭のほかに礎石や井戸・石垣がある。構成要素Cとしては、標識・説明板・休憩所・座標基準点・散策道、構成要素Dとしては鴻ノ峰公園のベンチ・土管灰皿などがある。

■切岸・城郭ゾーン

郭ゾーンを囲む形で、山城の斜面地を構成するゾーンである。

本質的価値を構成する要素Aとしては、切岸以外では確認されていない。しかし、登城路などが遺存する可能性がある。構成要素Bとしては自然地形や森林が該当する。このほか、構成要素Cとしては散策道がある。

② 史跡周辺におけるゾーンの設定（図6-5）

高嶺城跡の史跡指定地周辺について、それぞれの区域の特色や現状を踏まえてゾーンを設定する。

なお、都市公園に位置づけている区域以外については、明確な区域設定ではなく、概ねの区域とする。今後、具体的な取組を進めるなかで、必要に応じて区域設定を検討する。

■城郭遺構ゾーン

史跡指定地とつながる形で、郭や堀切などの存在が推定されるゾーンである。

■山城緑地ゾーン

史跡指定地や城郭遺構ゾーンを取り巻く、山城の概ね中腹から山麓にかけてのゾーンである。

■追加指定検討ゾーン

今後の追加指定を検討するゾーンである。

具体的な範囲については、郭や登城路などの遺構の確認、山麓部の土地利用の現状などを踏まえ、土地所有者などの理解と協力を得ながら検討する。



写真 6-4 高嶺城跡の現況確認作業（平成 29 年度）

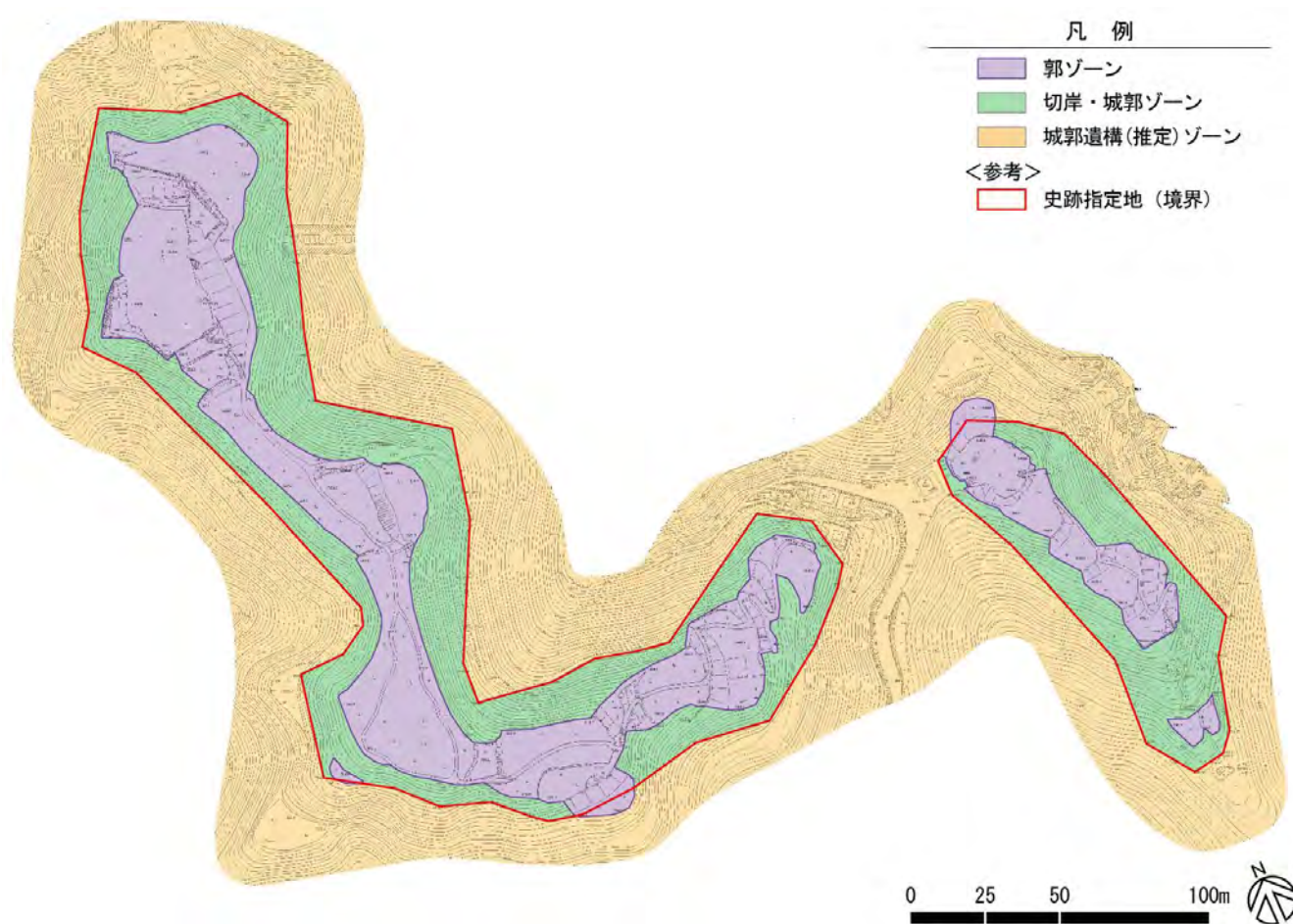


図 6-4 史跡指定地のゾーン区分 (高嶺城跡)
一部隣接地を含む

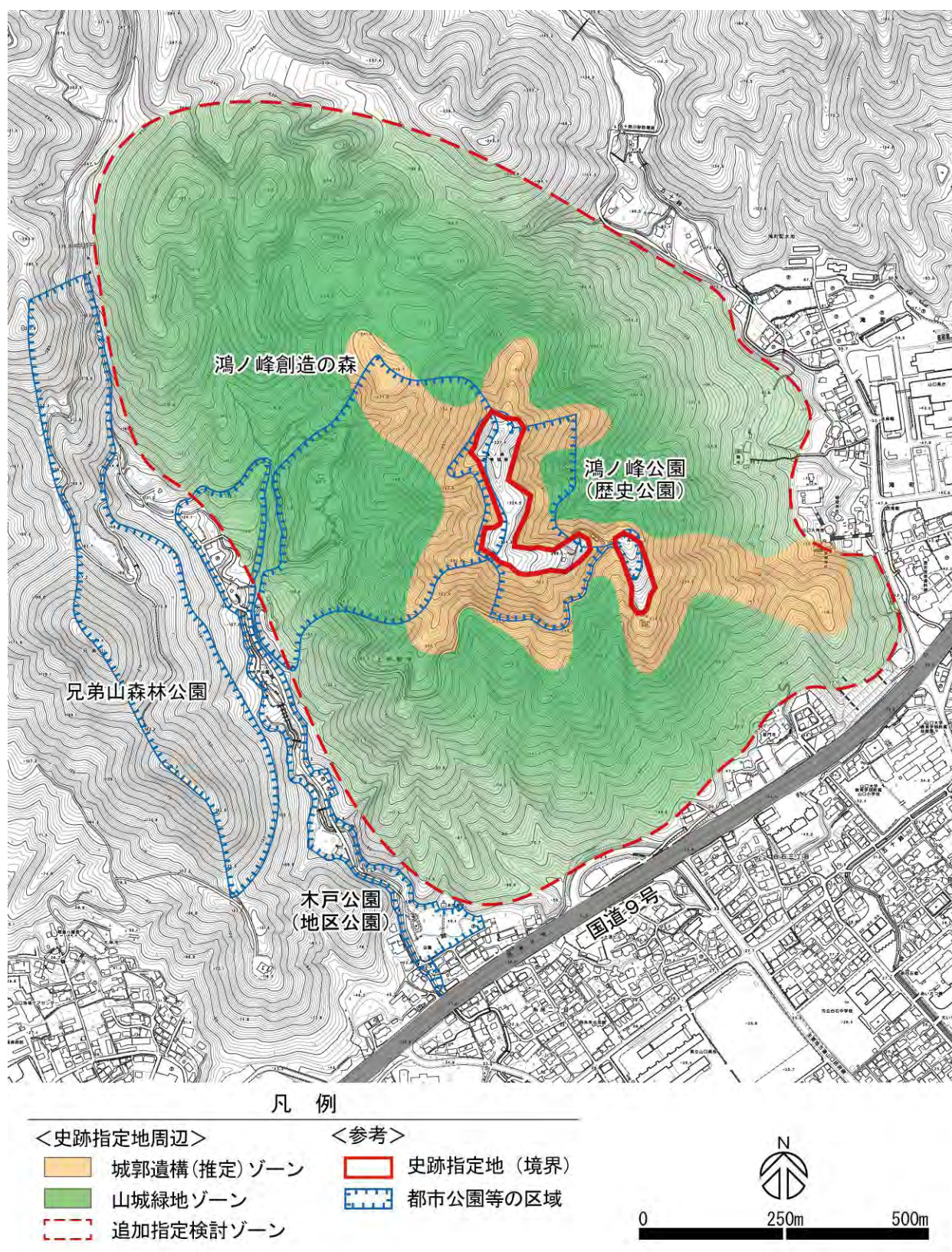


図 6-5 史跡指定地周辺のゾーン区分 (高嶺城跡)

エ 凌雲寺跡

① 史跡指定地のゾーン区分（図6-6）

凌雲寺跡の保存を図るため、指定地を次の6つのゾーンに分ける。

■境内地ゾーン（寺内）

地名や地割・発掘調査の成果から、凌雲寺の寺域中心部と推定される。

本質的価値を構成する要素Aとしては、総門跡など凌雲寺期の石垣などのほか、地下遺構が確認できる。構成要素Cとしては説明板や注意札、構成要素Dとしては棚田期の石垣や水路がある。

■石塔・積石遺構ゾーン（寺内）

大内義興墓と伝える石塔や積石が集中し、寺の墓所であった可能性がある。大内義興や凌雲寺を顕彰する場でもあった。

本質的価値を構成する要素Aとしては、複数の石塔や積石遺構がある。構成要素Cとしては、史跡標柱や顕彰碑・説明板が集中する。構成要素Dとしては、棚田期の石垣のほか、老朽化した祠が1棟存在する。

■境内北側ゾーン（宮利下）

境内地ゾーンの北側に位置し、何らかの寺との関係が推定される。未発掘のため詳細不明。寺に関連する遺構が埋在する可能性がある。構成要素Dとしては、棚田期の石垣がある。

■斜面地・緑地ゾーン（寺内・射場）

斜面地および緑地を中心とした範囲である。未発掘のため詳細は不明。

■境内前面・参道ゾーン（原田）

字名からも寺域外にあった可能性が示唆される。寺に至る参道などが存在した可能性があるなど、寺の正面景観を考えるうえで重要である。

発掘調査の結果、凌雲寺に関する遺構・遺物の存在は希薄であった。構成要素Cとして基準点がある。構成要素Dとしては、棚田期の石垣や水路がある。

■北西部・河岸ゾーン（射場）

史跡指定地の北西部にあたる。未発掘のため詳細は不明だが、寺に関連する遺構が埋在する可能性がある。構成要素Dとしては、棚田期の石垣や水路がある。

② 史跡周辺におけるゾーンの設定（図6-7）

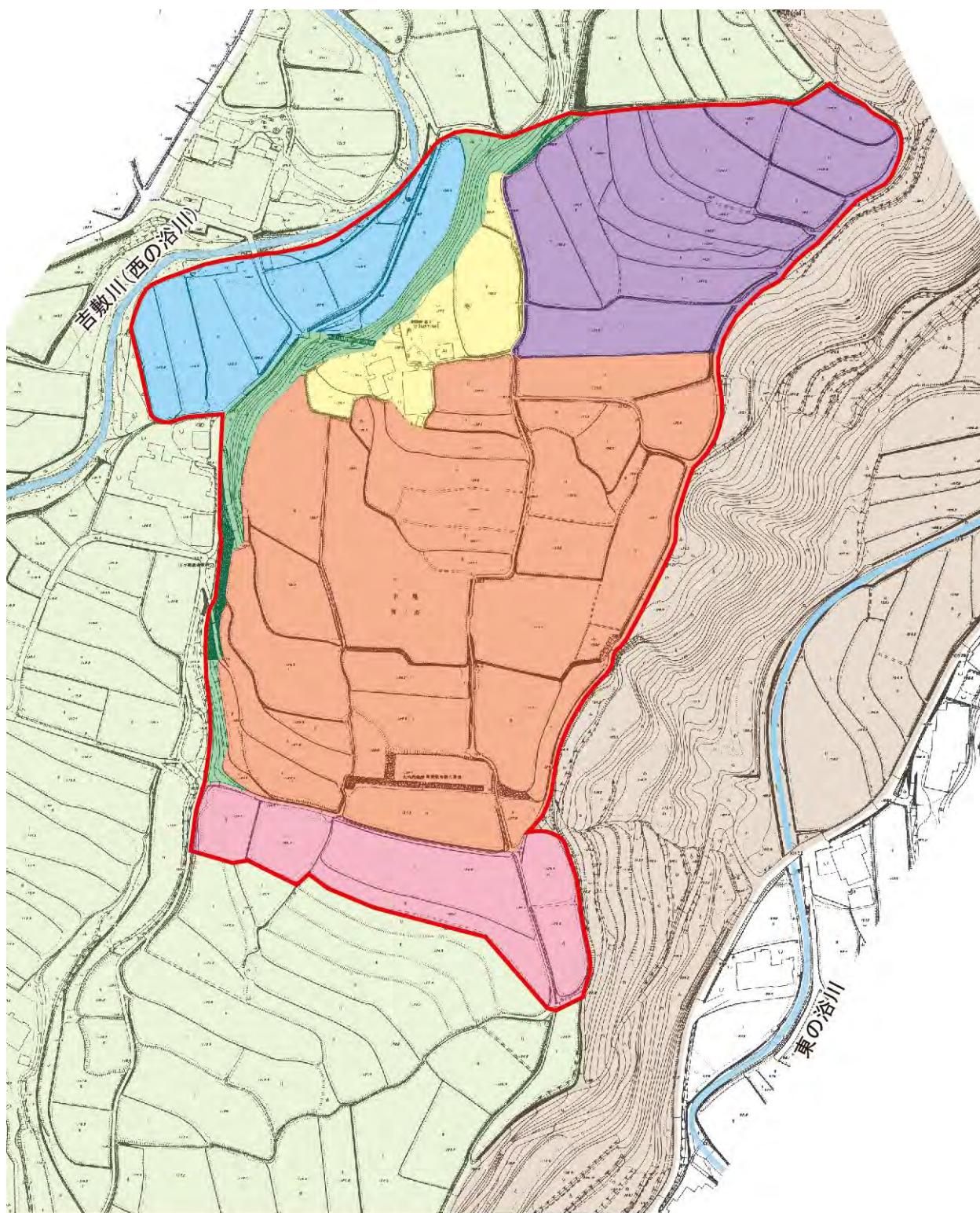
凌雲寺跡と一体となった棚田・集落景観を保全するとともに、自然災害に備えることを意図し、以下のゾーンを設定する。なお、西は市道中尾西線、東は洞中尾西中尾東上線、南は中尾公民館付近よりも史跡側の概ねの区域とする。

■棚田・田園集落景観ゾーン

史跡指定地の南・北・西側に広がる棚田を中心とした田園集落であり、史跡指定地と一体的な景観の保全・形成が期待される。なお、「三百坊」などの地名から、凌雲寺に関連する地下遺構が史跡指定地外に埋存する可能性がある。

■斜面地・環境保全ゾーン

史跡指定地の東側などに広がる斜面地であり、防災上および景観上からの保全が求められる。



凡 例

<史跡指定地>

- 境内地ゾーン(寺内)
- 石塔・積石遺構ゾーン(寺内)
- 境内北側ゾーン(宮利下)
- 斜面地・緑地ゾーン(寺内、射場)
- 境内前面・参道ゾーン(原田)
- 北西部・河岸ゾーン(射場)

※()は字名

<史跡指定地周辺>

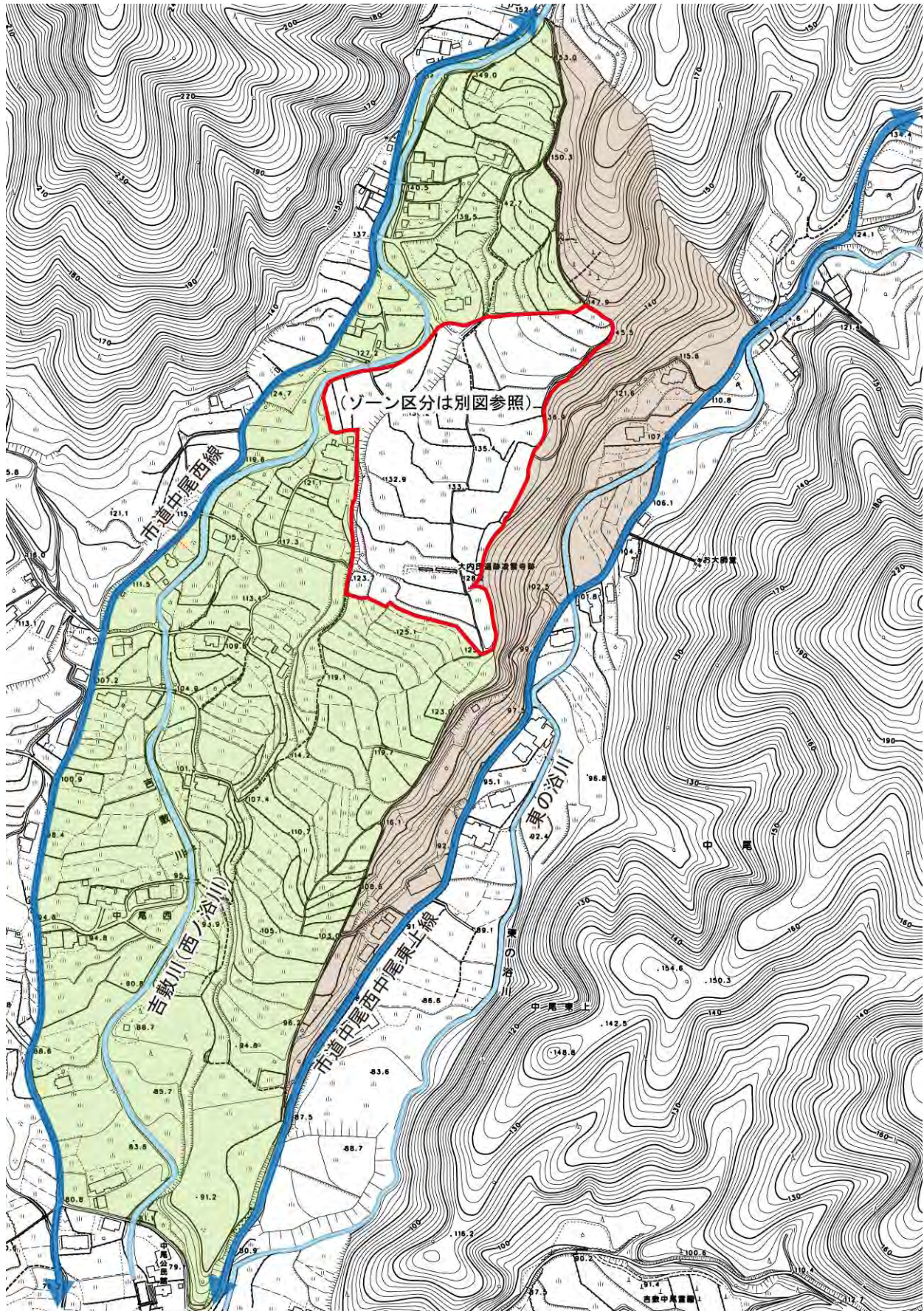
- 棚田・田園集落景観ゾーン
- 斜面地・環境保全ゾーン

<参考>

- 史跡指定地(境界)



図 6-6 史跡指定地およびその周辺のゾーン区分 (凌雲寺跡)



凡 例

<史跡指定地周辺>

- 棚田・田園集落景観ゾーン
- 斜面地・環境保全ゾーン

<参考>

- 史跡指定地 (境界)
- 道路 (市道)

0 50 100 200m



図 6-7 史跡指定地周辺のゾーン区分 (凌雲寺跡)

(2) 史跡指定地での方向性

史跡指定地における主として文化財の保存管理に関する方向性を、遺構の保存と史跡として相応しい景観の保全を前提として、遺跡別・ゾーン別に設定する。なお、文化財の保存・活用のための整備などについても、保存管理と関係があるため、その方向性を示す。

表 6-1 史跡指定地における保存管理の方向性

1/2

遺跡	ゾーン	方向性
館跡	遺構整備・公有地ゾーン	発掘調査の成果をもとに、地下遺構の保存を図ったうえで、遺構の表現（遺構の展示・表示・復元）を計画的に進める。 遺構を表現した区域を含め、保存状況の点検や維持管理に取り組み、現状変更などが必要となった場合には、適切に対応する（以下、共通事項）。
	龍福寺建造物ゾーン	所有者である龍福寺による龍福寺本堂（重要文化財）、そのほか建造物の防災対策および点検や維持管理を支援する。また、文化財の保存修理やそのほか建造物の現状変更などに適切に対応する。
	龍福寺墓地ゾーン	現状の墓地としての土地利用を継承するなかで、所有者である龍福寺による維持管理などを促進する。
	都市公園ゾーン	都市公園の利用者、近隣住民の意向を踏まえ、公園と文化財の共存など多面的な検討を行った上で、公園の史跡指定地外への代替施設の設置も含め、史跡としての保存・整備の方法を定めていく。
	民有地ゾーン	土地所有者などの今後の利用意向を踏まえ、合意が得られた場合には土地の公有化を図り、史跡としての保存・整備を目指す。
築山跡	史跡南東部ゾーン	発掘調査によって確認した堀跡や建物跡などの遺構の表現や保存・活用のための施設（説明板・園路・解説板・休憩施設など）の整備を検討する。
	築地跡（土塁）ゾーン	築地跡の形態の保存を基本とし、き損した場合は復旧を図る。また、発掘調査などによって築地跡の遺構（延長）が確認できた場合には、その復元を検討する。遺構の保存、景観の保全に影響のある樹木は伐採などを検討する。
	河村写真館ゾーン	県指定の有形文化財の河村写真館の適切な保存を図る。 長期的には、当該史跡指定地外への移設も検討し、移設した場合は発掘調査を実施し、築山跡としての本質的価値の顕在化や環境整備に努める。
	居住ゾーン	史跡などと調和する景観・環境形成や空き家への対応を検討する。 長期的には、居住者・所有者の理解と協力のもとに、住宅のあり方を検討する。 将来的に住宅の利用をやめた場合は土地の公有化をして発掘調査を実施し、築山跡としての本質的価値の顕在化や環境整備に努める。
	参道・広場ゾーン	遺構の保存や史跡としての景観との調和に留意しながら、それぞれの所有者・管理者が歩行者動線や広場および諸施設の維持管理を図る。神社に伴う建築物・工作物については、現状より増えないことを基本とし、新設については、極力、抑制する方向で対応する。句碑などについては新設を認めず、既存のものについては由来などによって今後調整を図る。 駐車場（八坂公園北側・河村写真館西側）については、そのあり方や修景について検討する。 八坂公園については、公園の適切な維持管理を図るとともに、中長期的には移設やその跡地のあり方を検討する。 さらに、発掘調査などの調査研究により、築山跡を構成する遺構が確認できた場合には、既存施設などと調整しながら、遺構の表現を含め、その保存・整備を検討する。
	社殿ゾーン	八坂神社・築山神社とも大内氏と関係の深い建造物であるため、現地に保存する。 ただし、将来、解体修理を行った場合、その際の発掘調査により築山跡の遺構が確認できた場合には、社殿などと調整しながら、遺構の表現を含め、その保存・整備を検討する。 神社に伴う建築物・工作物については、現状より増えないことを基本とし、新設については、極力、抑制する方向で対応する。句碑などについては新設を認めず、既存のものについては由来などによって今後調整を図る。

表 6-1 史跡指定地における保存管理の方向性

遺跡	ゾーン	方向性
高嶺城跡	郭ゾーン	現状の郭・地形、および礎石・井戸・石垣の保存に努める。 き損箇所が確認された場合は、復旧について検討する。 井戸については、安全対策および遺構の保存のために、囲いなどの設置・維持更新を図る。 今後の調査によって新たな遺構が確認された場合は、上記に準じた保存を図る。
	切岸・城郭ゾーン	郭ゾーンを囲む現状の斜面地（切岸）の地形の保存に努める。 土砂の崩落など、郭ゾーンへの影響が生じるようなき損箇所が確認された場合は、復旧について検討する。 今後の調査によって新たな遺構が確認された場合は、上記に準じた保存を図る。
凌雲寺跡	境内地ゾーン（寺内）	凌雲寺期の石垣などの遺構を、原則として現状を基本に保存する。 石垣の崩落箇所の積み直し、および後世の改変箇所の原状への復旧を検討する。 発掘調査の成果をもとに、地下遺構の保存とあわせ、遺構の表現（遺構展示・遺構表示・復元）を検討する。
	石塔・積石遺構ゾーン（寺内）	大内義興墓・石塔・積石については、原則として現状を基本に保存する。 今後の調査により遺構が確認できた場合には、その保存とあわせ、遺構の表現（遺構展示・遺構表示・復元）を検討する。
	境内北側ゾーン（宮利下）	原則として、現状の形状（地形）を保存する。 今後の調査により遺構が確認できた場合には、その保存とあわせ、遺構の表現（遺構展示・遺構表示・復元）を検討する。
	斜面地・緑地ゾーン（寺内・射場）	原則として、現状の形状（地形）を保存する。 今後の調査により遺構が確認できた場合には、その保存とあわせ、遺構の表現（遺構展示・遺構表示・復元）を検討する。
	境内前面・参道ゾーン（原田）	凌雲寺跡の境内の前面であり、遺構の保存とあわせ、正面景観の維持・形成を図る。 参道などの遺構が確認された場合は、その保存とあわせ、遺構の表現（遺構展示・遺構表示・復元）を検討する。
	北西部・河岸ゾーン（射場）	原則として、現状の形状（地形）を保存する。 今後の調査により遺構が確認できた場合には、その保存とあわせ、遺構の表現（遺構展示・遺構表示・復元）を検討する。

（3）史跡周辺の方向性

ア 館跡・築山跡周辺

大内文化特定地域（大内文化まちづくり推進計画）における事業を推進するとともに、山口市景観計画に基づく景観の保全に向けて取り組む。以下、館跡・築山跡周辺の各ゾーンについて、文化財の保存や景観保全に関する方向性を示す。

■館跡・築山跡連結ゾーン

確認できた建物跡などの遺構の保存を図り、遺構の表現（遺構展示・遺構表示・復元）について検討する。また、近接して立地する館跡と築山跡の動線の確保、史跡利用に資する便益施設などの整備、および館跡と築山跡をつなぐ景観形成に努める。

■史跡周辺ゾーン（大内文化特定地域）

大内文化特定地域に残る中世～近代の多彩な歴史遺産について、その周辺環境を含めた保存・整備・活用に努める。歴史的環境と調和するまちなみづくりを進め、生活環境の保全・向上、地域の活性化に努める。

山口市景観計画では「一の坂川周辺地区」を景観形成重点区域とし、景観形成基準を定めるとともに、ルールに基づく建築行為などに対する助成制度を創設している。また、それ以外の縦小路を中心とした区域を「大内文化地区」として景観形成重点区域（候補）としており、今後、その具体化を目指す。

また、大内文化特定地域まちづくり構想（大内文化街道まちなみ協議会、平成27年10月）では、縦小路に関わる景観形成などの提案もまとめている。その実現方策や主体・担い手などを含め、具体化を検討する。

■追加指定検討ゾーン

これまでの調査の蓄積と今後の調査研究、および現状の土地利用などを踏まえ、土地所有者などの理解と協力を得ながら、大内氏遺跡としての追加指定を検討する。

イ 高嶺城跡周辺

高嶺城跡周辺は、山口市景観計画における「山地・丘陵地ゾーン」に含まれている。その景観形成基準に基づき、景観の保全・形成に向けて取り組む。以下、高嶺城跡周辺の2つのゾーンについて、文化財の保存や景観の保全・形成に関する方向性を示す。

■城郭遺構ゾーン・山城緑地ゾーン

原則として現状の地形、森林の保全を図る。ただし、眺望点などにおいては、山口市の市街地や周辺の山並みなどを眺望できるよう、樹木などの整理（部分的な伐採・枝打ち・下草刈り）をおこなう。

また、鴻ノ峰公園・鴻ノ峰創造の森・木戸公園の整備においては、遺構の保存や山城跡としての景観との調和に留意する。

郭や堀切などの遺構が確認された場合は、史跡指定地との一体的・連続的な保存・活用に努める。

高嶺城跡などの遺構が確認された場合は、その保存・活用を検討する。

■追加指定検討ゾーン

郭や登城路などの遺構の確認、山麓部の土地利用の現状などを踏まえ、土地所有者などの理解と協力を得ながら追加指定を検討する。

ウ 凌雲寺跡

凌雲寺跡周辺は、山口市景観計画における「田園・集落地ゾーン」に含まれている。その景観形成基準に基づき、景観の保全に向けて取り組む。以下、凌雲寺跡周辺の2つのゾーンについて、文化財の保存や景観の保全に関する方向性を示す。

■棚田・集落景観ゾーン

棚田を中心とした農地の保全および耕作を促進し、凌雲寺跡の石垣と棚田が一体的に広がる伸びやかな景観の保全・継承を目指す。

■東側切岸・緑地ゾーン

凌雲寺跡（史跡指定地）の東側を画する切岸を中心とした斜面地については、防災面、文化財保護の面から、緑地としての保全を図る。

2 方法

(1) 現状変更などの取扱基準

ア 現状変更などの許可を必要とする行為（表6-2・6-3）

史跡指定地内において現状変更などを行おうとする場合には、国の機関においては文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）、それ以外の団体などは文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。また、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更などについては、当該市の教育委員会がその事務を行うとある。

なお、文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。同項にはただし書きがあり、許可が必要ない行為が規定されている。

以上を踏まえ、史跡指定地内において想定される現状変更などの行為を次のように整理する。

表6-2 現状変更などの許可を必要とする行為

権限を有するもの（届出先）	根拠法令など行為の内容 （抜粋・要約）	大内氏遺跡における例
文化庁長官	■文化財保護法第125条第1項 ○現状変更 ・土地の形状の変更を行う行為 ・建築物の新築・増改築・除去など ○保存に影響を及ぼす行為 ・地層のはぎ取りなど（影響の軽微である場合は許可が必要ない） ※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ※法施行令第5条第4項の規定に基づく行為は除く（下記）。	【現状を変更する行為】 ○建築物の新築・増築・改築・除却、色彩の変更 ○園路・広場の舗装および修繕 ○工作物（塀・柵・水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、説明板、看板など）の設置・改修・撤去 ○塀・ベンチ・説明板・看板などの設置・改修・撤去 ○遺構に影響を及ぼさない短期間の仮設物の設置 ○地形・区画形質の変更、掘削 ○木竹などの伐採・植栽・移植・除根 ○発掘調査など各種調査、史跡の保存整備など 【保存に影響を及ぼす行為】 ○遺構・建造物の型取り ○地下遺構の直上または建造物における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為 ○石・木材などの露出遺構の薬剤処理 など
山口市教育委員会	■法施行令第5条第4項 ○小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120㎡以下など）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（設置の日から50年を経過していない工作物） ○道路の舗装若しくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの） ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修 ○建築物などの除却（建築又は設置の日から50年を経過していないもの） ○木竹の伐採 ○保存のため必要な試験材料の採取 など	○イベントなどに利用される仮設建築物の整備 ○工事に関わる仮設建築物（2年以内）の整備 ○埋設されている水管の改修 ○建築物以外の工作物（フェンス・説明板・看板など）の設置・改修・除去 ○木竹の伐採

表 6-3 現状変更などの許可を必要としない行為

区 分	根拠法令などとの行為の内容(抜粋・要約)	大内氏遺跡における例
維持の措置	■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き） ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ○前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記） ■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更などの許可申請などに関する規則（省令）第 4 条（上記ただし書きの範囲） ○き損などからの原状復旧 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更などの許可を受けたものについては、当該現状変更などの後の原状）に復するとき。 ○き損などの拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 ＜許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合＞ ※文化財保護法第 127 条 ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要がある場合は除く。	○き損などからの原状復旧 ・部分的にき損している建物の壁、屋根、窓枠などの現状復旧 ・一部が崩れている水路の護岸石組などの原状復旧 など ○き損などの拡大を防止する応急処置 ・き損している屋根への一時的なシート、支持柱の設置など ○復旧が不可能な場合における、き損部分の除却 ・枯死した樹木の除去（保存に影響を及ぼす抜根は除く：前頁参照）など
非常災害のために必要な応急措置	■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き） ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	○崩落や浸水を防ぐ土のうの設置 ○シートによる文化財の保護 ○立入禁止柵などの設置 ○倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去 など
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上	○危険樹木、史跡の利用上支障となる樹木の除去（部分的な除去：許可の必要な行為かどうか、個別具体的に検討する）など ○花などの植栽（影響の軽微である場合）
一般的な管理行為（維持の措置）	※同上	○清掃 ○除草、下草刈り ○樹木の管理（剪定・除草・下刈・つる切りなど枝打ち） ○景観や周辺環境に配慮した枝打ち ○枯損木・倒木・危険木の伐採および除却 ※許可が必要な行為かどうかは、個別具体的に判断する。

イ 現状変更などの取扱基準

① 館跡

■保存管理基準（昭和56年の保存管理計画）

館跡においては、本質的価値に該当する埋蔵されている遺構の保存・活用、そのほかの要素の撤去・移設など、現状変更などの行為が想定される。

昭和56年の保存管理計画で定められた、改訂前の保存管理基準は次のとおりである（一部省略）。

館跡については、龍福寺本堂の本殿が重要文化財でもあり、館跡に深い関係があるため、現地で保存するが、解体修理の際に地下遺構と調整し最終決定をする。

他の現状変更については、長期的展望のもとに史跡公園化することを目的として、次によって行う。

イ．新築および全面改築による現状変更は認めない。

ロ．イ以外のやむをえない現状変更（部分改築）については、事前の発掘調査を条件として、遺構が保存でき、かつ、景観をそこなわない措置が講じられる場合にのみ認める。

ハ．そのほかの構築物については、整備以外のものは認めない。

■改訂する現状変更などの取扱基準（表6-4）

館跡については、史跡指定地内に住宅や公園があるが、中長期的にはそれらの撤去・移転に努め、全体の史跡公園化（龍福寺建造物ゾーン・墓地ゾーンを除く）を目指す。

また、平成19・20年度の龍福寺本堂解体修理の際、発掘調査で館の遺構面を確認した。国・県と協議し、地下遺構の保護を図ったうえで、龍福寺本堂の現地保存を認めることとした。

こうした点を踏まえ、史跡指定地内における現状変更などについて、取扱方針および取扱基準を次のように定める。

<各遺跡共通の手続き上の留意点>

文化庁長官の許可を必要とする現状変更などのうち、建築物の新築・建替えなど、より慎重に取り扱う必要のある事項は、大内氏遺跡保存対策協議会で検討し、国・県と協議し、その取扱いについて判断していく。

なお、文化庁長官の許可を必要とする現状変更などについては、すべてにおいて国・県と協議し、現状変更などの申請に対処する。

また、現状変更などの取扱方針および取扱基準に該当しない事案が生じた場合は、国・県と協議し、現状変更などの申請に対処する。

<次頁の語句の説明>

*1 改築

従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異なるもの）を建てること。元の建物と著しく異なるときは「新築（建替え）」又は「増築又は増改築」と捉える。

*2 修繕

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

*3 模様替え

建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で、建築物の材料や仕様を替えて、建築当初の価値の低下を防ぐこと。

表 6-4 館跡における現状変更などの取扱基準

1/2

区 分		遺構整備・公有地 ゾーン	龍福寺建造物 ゾーン	龍福寺墓地 ゾーン	都市公園 ゾーン	民有地 ゾーン
現状変更 などの取 扱方針		史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。				
現状変更 などの取 扱基準	共通事項	○遺構の保存および史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、原則として認めない。				
	建築物の新築など	○原則として、建築物の新築を認めない。 ○ただし、現に営まれている宗教活動および生活上真に必要な建築物については、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ、必要最低限の規模で新築を認める。	○原則として、建築物の新築、増築を認めない。 ○ただし、現に営まれている宗教活動上において必要な建築物については、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ、必要最低限の規模で新築を認める。	○原則として、建築物の新築を認めない。	○原則として、建築物の新築を認めない。	
	園路などの敷設・改良など	○調査成果に基づく建築物の整備（復元・再現など）、史跡の保存・活用に資する小規模な建築物の新築は認める。なお、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられることを前提とする。 ○既存建築物（今後、整備されるものを含む）の建替え、改築※ ¹ 、修繕※ ² 、模様替え※ ³ は、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。 ○既存建築物の移設・撤去を認める。	○園路・広場、駐車場などについては、史跡の保存・活用上又は宗教活動および生活上、真に必要なと認められる場合以外は、原則として新設を認めない。 ○園路・広場・駐車場などを新設・改良する場合は、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられることを前提とする。	○公園への進入路の新設、ルートの変更は認めない。 ○既存の進入路・公園（広場）を改良する場合は、遺構の保存と景観に配慮した工法・材料によることにする。 ※都市公園の利用者、近隣住民の意向を踏まえ、公園と文化財の共存など多面的な検討を行った上で、公園の史跡指定地外への代替施設の設置も含め、史跡としての保存・整備の方法を定めていく。	○敷地への進入路の新設、ルートの変更は認めない。 ○既存の進入路を改良する場合は、遺構の保存と景観に配慮した工法・材料によることにする。 ※土地・建物所有者などの今後の利用意向を踏まえ、合意が得られた場合には土地の公有化を図り、史跡としての保存・整備を目指す。	

表 6-4 館跡における現状変更などの取扱基準

区 分		遺構整備・公有地 ゾーン	龍福寺建造物 ゾーン	龍福寺墓地 ゾーン	都市公園 ゾーン	民有地 ゾーン	
現状変更などの取扱基準	工作物の設置・改修・撤去など	—	○本質的価値と一体となる歴史的要素（B：龍福寺・宝現霊社）に関する工作物については、原則として現在地で適切な維持管理および修理などを行うこととするが、史跡の保存・活用上、又は宗教活動上において必要と認められる場合は、移設・撤去を認める。	—	—	—	
		<そのほか既存工作物について> ○史跡（A・B）の保存・活用のために資する要素（C）の改修・更新、移設、撤去は、遺構の保存および史跡の景観への配慮を前提に、原則として認める。 ○そのほかの要素（D：保存・活用上、調整が必要な要素）の工作物については、移設、撤去を認める。大殿公園の遊具の改修については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。					
		<工作物の設置（新設）について> ○史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として設置（新設）を認めない。 ○史跡の保存・活用上、必要と認められる工作物の新設については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。					
	—	○宗教活動および生活上において必要不可欠な電気、上下水道などの工作物の設置（新設）については、遺構の保存および景観への配慮を前提に認める。	○公園の維持管理上で必要不可欠な電気、上下水道などの工作物の設置（新設）については、遺構の保存および景観への配慮を前提に認める。	○生活上において必要不可欠な電気、上下水道などの工作物の設置（新設）については、遺構の保存および景観への配慮を前提に認める。			
	地形・区画形質の変更	○原則として、地形・区画形質※ ⁴ の変更を認めない。 ○ただし、調査成果に基づく土塁などの復元など遺構の表現、史跡の保存・活用のために必要な小規模の地形・区画形質の変更については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。					
—		○宗教活動上真に必要な場合において、地形・区画形質の変更の意向が示された場合には、大内氏遺跡保存対策協議会で検討し、国・県と協議し、その取扱いについて判断していく。	—	—			
植栽	○本質的価値や史跡の景観と調和する植栽、史跡の保存・活用や管理において有効な植栽および既存の植栽を除き、原則として新たな植栽を認めない。	○本質的価値や史跡の景観と調和する植栽、史跡の保存・活用や管理において有効な植栽および既存の植栽を除き、原則として植栽を認めない。 ○ただし、宗教活動上や敷地の管理上において必要な新たな植栽は、遺構の保存と景観に配慮することを前提に認める。	※「遺構整備・公有地ゾーン」と同様		※「遺構整備・公有地ゾーン」と同様		
	○植栽の管理のための伐採、剪定などは認める。						

*4 区画形質の変更

「区画」の変更：公共施設（道路や水路など）の新設又は改廃を伴う土地の分割又は統合のことで、具体的には道路や水路などの新設、つけ替え、廃止などを行うこと。

「形質」の変更：土地の形態、地目を変更すること。

② 築山跡

■保存管理基準（昭和56年の保存管理計画）

築山跡においては、史跡としての本質的価値や本質的価値と一体となる歴史的要素の保存・活用に伴う整備など、現状変更などの行為が想定される。

昭和56年の保存管理計画で定められた、改定前の保存管理基準は次のとおり。

八坂神社については、本殿が重要文化財であり、また、築山神社については、大内氏と深い関係がある上に、近世を代表する建造物であるため、現地に保存するが、次回解体修理の際に地下遺構と調整し最終決定をするが、他の現状変更については、次によって行う。

イ．新築および全面改築による現状変更は認めない。

ロ．イ以外のやむをえない現状変更（部分改築）については、事前の発掘調査を条件として、遺構が保存でき、かつ、景観をそこなわない措置が講じられる場合にのみ認める。

ハ．そのほかの構築物については、整備以外のものは認めない。

■改訂する現状変更などの取扱基準（表6-5）

築山跡については、八坂神社本殿が重要文化財であり、また、築山神社については、大内氏と深い関係がある上に、近世を代表する建造物であるため、現地に保存する。ただし、次回解体修理の際に地下遺構と調整し、最終決定をする。

こうした点を踏まえ、史跡指定地内における現状変更などの取扱基準を次のように定める。

表6-5 築山跡における現状変更などの取扱基準

1/2

区 分		史跡南東部 ゾーン	築地跡（土塁） ゾーン	河村写真館 ゾーン	居住ゾーン	参道・広場 ゾーン	社殿ゾーン
現状変更 などの取 扱方針		史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。					
現状変更 などの取 扱基準	共通事項	○遺構の保存および史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、原則として認めない。					
	建築物の新築など	○既存建築物の移設・撤去を認める。 ○既存建築物の修繕、模様替えは、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。 ○原則として、建築物の新築・増築・全面改築を認めない。 ○新築・増築・全面改築以外のやむをえない現状変更（部分改築）については、必要最小限の規模とし、事前の発掘調査を条件として、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合にのみ認める。 ○文化財指定のある建造物の保存修理は、その修理方針に基づく場合は認める。					
		＜ただし書き：新築など＞ ○調査成果に基づく建築物の整備（復元・再現など）は除く。			＜ただし書き：新築など＞ ○宗教活動上真に必要な場合で、新築・増築、全面改築の意向が示された場合には、大内氏遺跡保存対策協議会で検討し、国・県と協議し、その取扱いについて判断していく。 ○調査成果に基づく建築物の整備（復元・再現など）は除く。		

表 6-5 築山跡における現状変更などの取扱基準

区 分		史跡南東部 ゾーン	築地跡（土塁） ゾーン	河村写真館 ゾーン	居住ゾーン	参道・広場 ゾーン	社殿ゾーン
現状変更などの取扱基準	園路などの敷設・改良など	○駐車場の整備は認めない。 ○園路・広場については、史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として新設を認めない。 ○園路・広場を新設・改良する場合は、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられることを前提とする。			○園路・広場、駐車場などについては、史跡の保存・活用上又は宗教活動および生活上、真に必要と認められる場合以外は、原則として新設を認めない。 ○ただし、宗教活動上および生活上、真に必要な場合で、新設の意向が示された場合には、大内氏遺跡保存対策協議会で検討し、国・県と協議し、その取扱いについて判断していく。 ○園路・広場・駐車場などを新設・改良する場合は、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられることを前提とする。		
	工作物の設置・改修・撤去など	<既存工作物について> ○本質的価値と一体となる歴史的要素（B）の工作物については、原則として現在地で適切な維持管理および修理などを行うこととするが、史跡の保存・活用上、必要と認められる場合は、移設、撤去を認める。 ○史跡（A・B）の保存・活用のために資する要素（C）の改修・更新・移設・撤去は、遺構の保存および史跡の景観への配慮を前提に、原則として認める。 ○そのほかの要素（D）の工作物については、移設・撤去を認める。八坂公園の遊具の改修・更新については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。 <工作物の設置（新設）について> ○史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として設置（新設）を認めない。 ○史跡の保存・活用上、必要と認められる工作物の新設については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。					
		—			<ただし書き：新設> ○居住において必要不可欠な電気、上下水道などの工作物の設置（新設）については、遺構の保存および景観への配慮を前提に認める。 ○本質的価値と一体となる歴史的要素（B）の工作物のうち、神社に関わる石造物などについて、設置（新設）の意向が示された場合には、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。		
	地形・区画形質の変更	○原則として、地形・区画形質の変更を認めない。 ○ただし、調査成果に基づく土塁などの復元など遺構の表現、史跡の保存・活用のために必要な小規模の地形・区画形質の変更については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。					
	—			<ただし書き> ○宗教活動上真に必要な場合で、変更の意向が示された場合には、大内氏遺跡保存対策協議会で検討し、国・県と協議し、その取扱いについて判断していく。			
植栽	○築山跡の本質的価値と調和する植栽、史跡の保存・活用や管理において有効な植栽を除き、原則として、新たな植栽を認めない。 ○植栽の管理のための伐採・剪定などは認める。						

③ 高嶺城跡

■保存管理基準（昭和56年の保存管理計画）

高嶺城跡においては、説明板・案内板の更新、園路・登山道や東屋の再整備など、現状変更などの行為が想定される。

昭和56年の保存管理計画で定めた、改訂前の保存管理基準は次のとおり。

高嶺城跡は、鴻ノ峰の頂上に所在し、山口の市街地を一望におさめることができる場所で、テレビ塔、無線塔などが指定地と境界を接して立っている。

指定地の大半は山口市の所有で、民地はわずかである。往時の石垣なども相当損壊しているので、早い機会に修理を加え、史跡指定地の全域を活用して、森林公園を加味した史跡公園として整備する。

現状変更の取扱は、次によって行う。

イ. 史跡整備以外の現状変更は認めない。

ロ. 植林については、遺構を損傷しないかぎり認める。

■改訂する現状変更などの取扱基準（表6-6）

高嶺城跡については、都市計画公園である鴻ノ峰公園がほぼ史跡指定地全体を包含し、また、鴻ノ峰創造の森も一部が重なり合っている。これら森林公園的な機能・環境に加え、歴史を迫体験する場などとしても整備・充実を目指す。

こうした点を踏まえ、史跡指定地内における現状変更などの取扱基準を次のように定める。

表6-6 高嶺城跡における現状変更などの取扱基準

1/2

区 分		郭ゾーン	切岸・城郭ゾーン
現状変更などの取扱方針		史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。	
現状変更などの取扱基準	共通事項	○遺構の保存および史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、原則として認めない。	
	建築物の新築など	○原則として、建築物の新築を認めない。 ○ただし、調査成果に基づく建築物の整備（復元・再現など）、史跡の保存・活用に資する小規模な建築物の新築は認める。なお、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられることを前提とする。 ○既存建築物（東屋など：今後、整備されるものを含む）の建替え・改築・修繕・模様替えは、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。 ○既存建築物の移設・撤去を認める。	○建築物の新設を認めない（現状は、建築物は存在しない）。
	設・園路などの敷・改良など	○駐車場の整備は認めない。 ○園路・広場（郭を除く）については、遺構をもとに整備する場合、史跡の保存・活用において必要と認められる場合以外は、原則として新設を認めない。 ○園路・広場の整備・改良においては、遺構の保存と景観に配慮した工法・材料によることにする。	

表 6-6 高嶺城跡における現状変更などの取扱基準

2/2

区 分	郭ゾーン	切岸・城郭ゾーン
現状変更などの取扱基準	工 作 物 の 設 置 ・ 改 修 ・ 撤 去 な ど ＜既存工作物について＞ ○史跡（A・B）の保存・活用のために資する要素（C）の改修・更新、移設、撤去は、遺構の保存および史跡の景観への配慮を前提に、原則として認める。 ○そのほかの要素（D：保存・活用上、調整が必要な要素）の工作物については、移設・撤去を認める。改修については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。 ＜工作物（要素C・D）の設置（新設）について＞ ○史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として設置（新設）を認めない。 ○史跡の保存・活用上、必要と認められる工作物の新設については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。	
	の 地 形 ・ 区 画 形 質 ○原則として、地形・区画形質の変更を認めない。 ○ただし、調査成果に基づく郭や堀切の復元など遺構の表現、史跡の保存・活用のために必要な小規模の地形・区画形質の変更については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。	
	植 栽 （ 森 林 管 理 な ど ） ○原則として、郭などの遺構の区域における植林・植栽は認めない。 ○ただし、法面（切岸）などの保護のための植林・植栽は、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。 ○遺構の保護、森林の管理、眺望点からの眺望の確保、そのほか史跡の保存・活用上において必要な場合、原則として、樹木の伐採、枝打ちなどを認める。 ○ただし、樹木の伐採などの範囲が広い場合は、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。	

④ 凌雲寺跡

■保存管理基準（昭和56年の保存管理計画）

凌雲寺跡においては、本質的価値である石垣の修復、説明板・案内板、園路や水路の整備など、現状変更などの行為が想定される。

昭和56年の保存管理計画で定めた、改訂前の保存管理基準は次のとおり。

凌雲寺跡は、民家が一戸あるのみで他は水田であるため、現状では急激な改変を受けることはないと思われる。ただし、地すべり防止地域に指定されているため、これにともなう遺構保存のための措置を行う。

現状変更の取扱は次によって行う。

イ. 土地の利用方法は、現状の利用方法以外には認めない。

ロ. 民家のやむをえない現状変更（部分改築）については、事前の発掘調査を条件に、遺構が保存でき、かつ景観をそこなわない措置が講じられている場合のみ認める。

ハ. 地すべり防止関係現状変更については、発掘調査を行い、遺構保存の措置を講じて行う。

■改訂する現状変更などの取扱基準（表6-7）

凌雲寺跡については、史跡指定地全体を公有化している。今後は、周辺の棚田景観などと調和する形で、史跡公園化を目指す。

こうした点を踏まえ、史跡指定地内における現状変更などの取扱基準を次のように定める。

表6-7 凌雲寺跡における現状変更などの取扱基準

1/2

区 分		境内地ゾーン (寺内)	石塔・積石遺構 ゾーン (寺内)	境内北側ゾー ン (宮利下)	斜面地・緑地ゾ ーン (寺内・射場)	境内前面・参道 ゾーン (原田)	北西部・河岸ゾ ーン (射場)
現状変更 などの取 扱方針		史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として現状変更を認めない。					
現状変更 などの取 扱基準	共通事項	○遺構の保存および史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、原則として認めない。					
	建築物の新築など	○原則として、建築物の新築を認めない。 ○ただし、調査成果に基づく建築物の整備（復元・再現など）、史跡の保存・活用に資する小規模な建築物の新築は認める。なお、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられることを前提とする。 ○整備した建築物の建替え、修繕などは、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。 ○整備した建築物の移設・撤去を認める。					
		—	○祠の修繕などおよび撤去、史跡指定地外への移設を認める。	—			
設、園路などの敷 設、改良など		○駐車場の整備は認めない（史跡指定地外に確保）。 ○園路・広場（手すりなどを含む）については、遺構をもとに整備する場合、史跡の保存・活用において必要と認められる場合以外は、原則として新設を認めない。 ○園路・広場の整備・改良においては、遺構の保存と景観に配慮した工法・材料によることにする。					

表 6-7 凌雲寺跡における現状変更などの取扱基準

2/2

区 分		境内地ゾーン (寺内)	石塔・積石遺構 ゾーン (寺内)	境内北側ゾー ン (宮利下)	斜面地・緑地ゾ ーン (寺内・射場)	境内前面・参道 ゾーン (原田)	北西部・河岸ゾ ーン (射場)
現状変更などの取扱基準	工作物の設置・改修・撤去など	<既存工作物について> ○史跡（A・B）の保存・活用のために資する要素（C：史跡標柱・説明板・制札など）の改修・更新、移設、撤去は、遺構の保存および史跡の景観への配慮を前提に、原則として認める。 ※史跡（A・B）の保存・活用のために資する要素（C）があるのは、「境内地ゾーン」「石塔・積石遺構ゾーン」「境内前面・参道ゾーン」 ○そのほかの要素（D：保存・活用上、調整が必要な要素）の工作物（水路など）については、移設・撤去を認める。改修については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。 <工作物の設置（新設）について> ○史跡の保存・活用上、必要と認められる場合以外は、原則として設置（新設）を認めない。 ○史跡の保存・活用上、必要と認められる工作物の新設については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。					
	地形・区画形質の変更	○原則として、地形・区画形質の変更を認めない。 ○ただし、調査成果に基づく遺構の表現、史跡の保存・活用のために必要な小規模の地形・区画形質の変更については、大内氏遺跡保存対策協議会などで検討するとともに、国・県と協議し取扱いについて判断していく。					
	植栽	○原則として、新たな植栽を認めない。 ○ただし、法面などの保護のための植栽、休憩用の緑陰や修景、安全確保（転落防止・見切り）を目的とする植栽は、遺構の保存および史跡として相応しい景観をそこなわない措置が講じられる場合のみ認める。 ○植栽の管理のための伐採・剪定などは認める。					

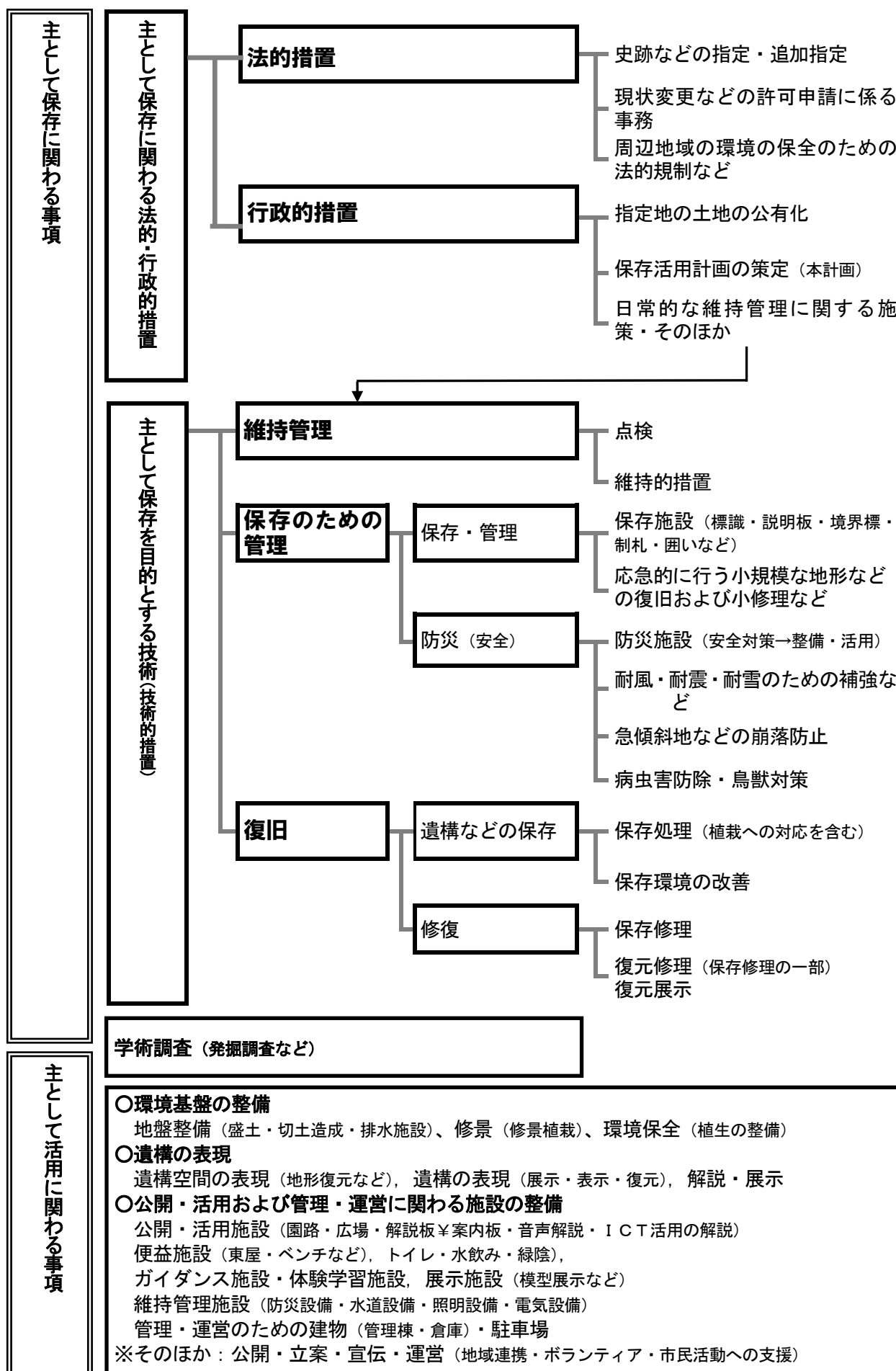


図6-8 史跡などの保存・活用の手法 ※「史跡等整備のてびき(Ⅰ・Ⅱ)」を参考に作成

(2) 史跡周辺での文化財や景観の保全

ア 館跡・築山跡

館跡・築山跡周辺における文化財の保存については、山口市歴史文化基本構想（平成 31 年度策定予定）やそのほか関連計画などを踏まえながら、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、総合的な保存・活用を目指す。

また、景観の保全・形成については、山口市景観計画（市都市計画課）を踏まえ、届出によるゆるやかな規制・誘導を図る。あわせて、史跡（大内氏遺跡）周辺や大内文化特定地域に相応しい景観ガイドラインなどの作成やそれに基づいた景観の保全・形成について検討する。

【山口市景観計画】

本計画は、景観法を適用する「区域」を示し、景観形成に必要な「方針」「ルール」「仕組み」を定めている。また、それぞれの地域固有の「歴史や文化」を保全・継承しながら、各地域の魅力ある景観形成に取り組むため、地域の景観特性にもとづいた景域を設定している。

■館跡・築山跡に関わる事項

館跡・築山跡が位置する地域は、山口市景観計画では、「山口盆地を中心とした市街地の景域」に含まれ、さらに景観形成重点地区（候補）である「大内文化地区」に位置づけている。

また、景観形成基準は山地・丘陵地、田園・集落地、市街地の3つのゾーンごとに設定され、館跡・築山跡は市街地ゾーンに含まれる。

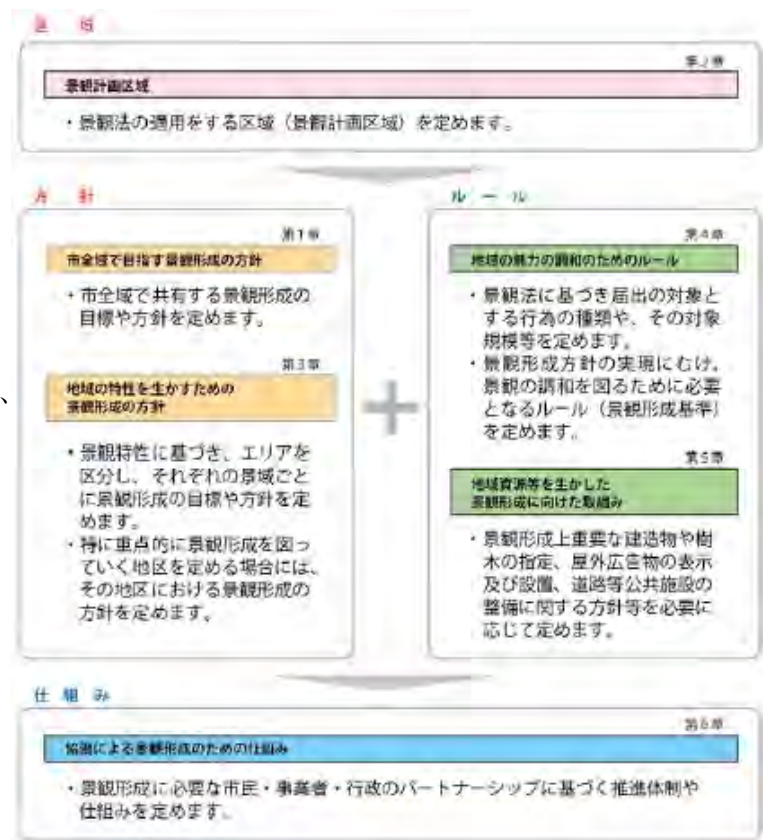


図 6-9 山口市景観計画の構成

表 6-8 山口市景観計画の届出対象行為と対象となる規模など（館跡・築山跡に関わる内容）

区分		対象となる規模など（用途地域）
対象行為		
建築物の新築など	新築・増築・改築又は移転	○高さ 15m 以上又は延床面積 3,000 m ² (店舗の場合にあっては、店舗面積 1,000 m ²) 以上のもの (増改築にあっては、行為に係る部分の面積の合計が 500 m ² 以上のもの)
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ 15m 以上又は延床面積 3,000 m ² (店舗の場合にあっては、店舗面積 1,000 m ²) 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の 1/2 以上のもの
工作物の建設など	新設・増築・改築 又は移転	○工作物の高さ 10m 以上のもの (太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの)
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○工作物の高さ 10m 以上のもの (太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの) のうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の 1/2 以上のもの
開発行為、土地の開墾その他 土地の形質の変更（土砂の採取および鉱物の掘採を除く）		○行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの

表 6-9 山口市景観計画に基づく景観形成基準（館跡・築山跡に関わる内容）

項 目		景観形成基準
景域別の配慮事項		館跡・築山跡の位置する地域は、「山口盆地を中心とした市街地の景域」に含まれ、その方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。 (ア) 青垣の山並みと調和したまとまりある市街地景観の形成 (イ) 心地よい暮らしを感じさせる潤いある景観の形成 (ウ) にぎわいと文化の薫る魅力ある景観の形成 (エ) 移動に伴い変化する景観の保全・形成
ゾーン別の配慮事項（市街地ゾーン）		
建築物・ 工作物	位置	☐地域の景観を特徴づけている山や河川などへの眺めと調和した配置とする。 ☐通りや周囲との連続性を保全・形成するよう配慮した配置とする。
	形態・ 意匠	☐周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した形態・意匠とする。 ☐商業系市街地では、建物の建ち並びや歩行空間との連続性を意識した形態・意匠とし、多くの人が集うことによるにぎわいを創り出すよう工夫する。 ☐長大な壁面などを計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通りなどからの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備など	☐建築物などの周囲に設置する設備類は、道路などの公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠しなどの措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 ☐屋上などに設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	☐周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。 ☐商業系市街地では、にぎわいの演出のために使用するアクセントやポイントとなる色彩は、低層部分においてのみ使用し、全体として見苦しくないよう留意する。 ☐屋根は外壁色と調和したものとする。
	付帯する 屋外広告 物	☐節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 ☐掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 ☐屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず屋上に設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、高さは1層分程度に抑える。
	外構・緑化 など	☐道路境界部では、生垣や花壇の設置、あるいは樹木などによる植栽を施し、通りからの見え方において緑を効果的に活用した潤いある外観を創出する。 ☐建築物などに付随する塀や柵などは、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 ☐付属する駐車場では、閑散とした印象とならないよう植栽や舗装での工夫を行う。
	外観 照明	☐ 住居系市街地では、ネオンサインやサーチライトなどのような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
	開発行為 など	☐切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 ☐法面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。

イ 高嶺城跡

高嶺城跡における文化財の保存については、山口市歴史文化基本構想（平成31年度策定予定）やそのほか関連計画などを踏まえながら、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、総合的な保存・活用を目指す。

また、景観の保全・形成については、山口市景観計画（市都市計画課）を踏まえ、届出によるゆるやかな規制・誘導を図る。

■高嶺城跡に関わる事項（山口市景観計画）

高嶺城跡が位置する地域は、山口市景観計画では、「山口盆地を中心とした市街地の景域」に含まれる。また、景観形成基準は山地・丘陵地ゾーンに含まれる。

表 6-10 山口市景観計画の届出対象行為と対象となる規模など（高嶺城跡に関わる内容）

区分		対象となる規模など (用途白地地域および都市計画区域外)
建築物の新築など	新築、増築、改築又は移転	○高さ 10m以上又は延床面積 1,500 m ² （店舗の場合にあっては、店舗面積 1,000 m ² ）以上のもの（増改築にあっては、行為に係る部分の面積の合計が 500 m ² 以上のもの）
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ 10m以上又は延床面積 1,500 m ² （店舗の場合にあっては、店舗面積 1,000 m ² ）以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の 1/2 以上のもの
工作物の建設など	新設、増築、改築又は移転	○工作物の高さ 10m以上のもの（太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの）
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○工作物の高さ 10m以上のもの（太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの）のうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の 1/2 以上のもの
開発行為、土地の開墾そのほか 土地の形質の変更（土砂の採取および鉱物の掘採を除く）		○行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの

表 6-11 山口市景観計画に基づく景観形成基準（高嶺城跡に関わる内容）

1/2

項 目		景観形成基準
景域別の配慮事項		高嶺城跡の位置する地域は、「山口盆地を中心とした市街地の景域」に含まれ、その方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。 （ア）青垣の山並みと調和したまとまりある市街地景観の形成 （イ）心地よい暮らしを感じさせる潤いある景観の形成 （ウ）にぎわいと文化の薫る魅力ある景観の形成 （エ）移動に伴い変化する景観の保全・形成
ゾーン別の配慮事項（山地・丘陵地ゾーン）		
建築物・工作物	位置	□地形や周辺環境に十分配慮した配置とする。 □道路境界部からできる限り後退するなど、周辺環境に圧迫感を与えないよう配慮した配置とする。 □棚田や河川沿いなどの良好な自然景観が見られるところでは、本来の自然景観を阻害しない配置となるよう配慮する。

表 6-11 山口市景観計画に基づく景観形成基準（高嶺城跡に関わる内容）

2/2

項 目		景観形成基準
建築物・工作物	形態・意匠	☐ 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した規模・形態・意匠とする。 ☐ 地域の基調となっている伝統的な建築様式と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 ☐ 長大な壁面などを計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通りなどからの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備など	☐ 建築物などの周囲に設置する設備類は、道路などの公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠しなどの措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 ☐ 屋上などに設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	☐ 周囲に広がる樹林地になじむ色彩となるよう、奇抜な色彩の多用は避ける。 ☐ 地域で多く用いられている色彩との調和を図る。 ☐ 屋根は外壁色と調和したものとする。
	付帯する屋外広告物	☐ 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 ☐ 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 ☐ 屋上には設置しない。
	外構・緑化など	☐ 既存の雑木などをできる限り保全するとともに、周辺に配慮した緑化に努める。 ☐ 敷地境界部では、できる限り多くの樹木を植栽する。
	外観照明	☐ ネオンサインやサーチライトなどのような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
開発行為など	造成など	☐ 地形を生かし、地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。 ☐ 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 ☐ 法面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。 ☐ 擁壁などは、自然素材の仕様などできる限り周囲の自然となじむよう配慮する。
	環境保全	☐ できる限り、既存の樹林地を保全・活用する。 ☐ 周辺の貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。

ウ 凌雲寺跡

凌雲寺跡における文化財の保存については、山口市歴史文化基本構想※¹（平成 31 年度策定予定）やそのほか関連計画などを踏まえながら、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、総合的な保存・活用を目指す。

また、景観の保全・形成については、山口市景観計画（市都市計画課）を踏まえ、届出によるゆるやかな規制・誘導を図る。

■凌雲寺跡に関わる事項（山口市景観計画）

凌雲寺跡が位置する地域は、山口市景観計画では、「山口盆地を中心とした市街地の景域」に含まれる。

また、景観形成基準は田園・集落地ゾーンに含まれる。

なお、届出対象行為と対象となる規模などは、高嶺城跡と同様である。

※1 歴史文化基本構想

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想（参考資料：「歴史文化基本構想」策定ハンドブック…文化庁文化財部伝統文化課）

表 6-12 山口市景観計画に基づく景観形成基準（凌雲寺跡に関わる内容）

項 目		景観形成基準
景域別の配慮事項		高嶺城跡の位置する地域は、「山口盆地を中心とした市街地の景域」に含まれ、その方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。 (ア) 青垣の山並みと調和したまとまりある市街地景観の形成 (イ) 心地よい暮らしを感じさせる潤いある景観の形成 (ウ) にぎわいと文化の薫る魅力ある景観の形成 (エ) 移動に伴い変化する景観の保全・形成
ゾーン別の配慮事項（田園・集落地ゾーン）		
建築物・工作物	位置	☐ 地形や周辺環境に十分配慮した配置とする。 ☐ 地域の景観を特徴づけている山や海、河川、橋等への眺めを損ねない配置とする。 ☐ 通りや周囲との連続性を保全・形成するよう配慮した配置とする。
	形態・意匠	☐ 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した規模・形態・意匠とする。 ☐ 地域の基調となっている伝統的な建築様式と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 ☐ 長大な壁面などを計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通りなどからの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備など	☐ 建築物などの周囲に設置する設備類は、道路などの公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠しなどの措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 ☐ 屋上などに設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	☐ 周囲に広がる樹林地になじむ色彩となるよう、奇抜な色彩の多用は避ける。 ☐ 地域で多く用いられている色彩との調和を図る。 ☐ 屋根は外壁色と調和したものとする。
	付帯する屋外広告物	☐ 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 ☐ 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 ☐ 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず屋上に設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、高さは1層分程度に抑える。
	外構・緑化など	☐ 敷地境界部では、生垣の設置や樹木などにより植栽を施すなど、周囲からの見え方において緑豊かな外観となるよう配慮する。 ☐ 建築物などに付随する塀や柵などは、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 ☐ 付属する駐車場では、閑散とした印象とならないよう植栽や舗装などでの工夫を行う。
	外観照明	☐ ネオンサインやサーチライトなどのような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
	造成など	☐ 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 ☐ 法面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。 ☐ 擁壁などは、自然素材の仕様などできる限り周囲の自然となじむよう配慮する。
開発行為など	環境保全	☐ できる限り、既存の樹林地を保全・活用する。 ☐ 周辺の貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。 ☐ 地域を特徴づけている田園景観を阻害しないよう配慮する。

(3) そのほか史跡の保存方法

ア 追加指定

今後の調査研究により、指定地周辺において大内氏遺跡に関わる遺構が確認された場合は、その区域の土地利用の状況や関係権利者の意向などを踏まえ、追加指定に努める。

なお、築山跡においては、史跡指定地に南堀の堀肩が含まれていない。このため、追加指定により史跡指定地内に既存の道路や道路計画を含むようになった場合、その改良・整備を行うことについては、遺構の保存を前提として種々調整するものとする。そのほか、こうした状況が生じた場合は、前記に準じて対応する。

イ 土地の公有化

本史跡を構成する4遺跡のうち、凌雲寺跡は史跡指定地のすべての土地を公有化しているが、そのほかの3つの遺跡は民有地を含んでいる。

このため、3つの遺跡については、次のように土地の公有化に努めることとする。

■館跡

館跡については、現在、住宅地となっている土地の公有化を検討する。

■築山跡

築山跡を構成する6つのゾーンのうち、現在は史跡南東部ゾーン・築地跡(土塁)ゾーンを除き、八坂神社・築山神社の所有地である。今後は築山跡の保存・活用を図ること、また、神社の存続を前提に、土地の公有化を検討する。

その際、居住ゾーン・河村写真館ゾーンが優先的な公有化の対象となる。社殿ゾーンは原則として公有化しない。参道・広場ゾーンは、神社の存続を前提とし、それとの調整を十分にした上で、公有化の対象を決めていく。

■高嶺城跡

高嶺城跡については、史跡指定地の9割近くの土地を公有化しているが、残りの土地の公有化を検討する。

ウ 調査研究の継続的な実施

本史跡を構成する4遺跡ごとの発掘調査の状況や遺跡の特性を考慮し、次のように発掘調査などに取り組む。また、関係機関や学識経験者などと連携し、大内氏遺跡に関する史料調査などを持続的に行う。こうした調査研究の成果は、適切に公開・情報発信し、大内氏遺跡の保存・活用・整備に活用する。

■館跡

館跡における遺構整備・公有地ゾーンのうち、未整備の区域においては、整備に伴う発掘調査を実施する。そのほか、未調査の区域・箇所における発掘調査を検討する。

■築山跡

大内教弘の居館であった時代の庭園や建物の位置や状況、鎮魂する施設であった時代の建造物の配置、その後の変遷などを確認するため、発掘調査を実施する。

■高嶺城跡

高嶺城跡においては、中長期的な観点から、郭内や登城路などの発掘調査を検討する。また、石垣の三次元測量など、遺構の保存状況の把握に努める。

■凌雲寺跡

凌雲寺跡においては、未調査の区域・箇所における発掘調査を実施する。

エ 維持管理・点検への適切な対応

土地（建物）の所有者や地域住民・地域活動団体などと連携し、史跡指定地やその周辺の清掃美化、下草刈りの定期的・持続的な実施を図る。

また、本質的価値を構成する要素や本質的価値と一体となる歴史的要素、史跡の保存・活用に資する要素、樹木などの定期的な点検を行うとともに、山口市および所有者などが連携し、かつ、それぞれの責任のもとに、適切な維持管理などを行う。

さらに、そのほかの要素についても、前記の定期的な点検においては、史跡への影響の変化などを確認し、必要に応じて対策を検討する。



写真 6-5 凌雲寺跡の除草作業

<次頁・次々頁の語句の説明>

※1 歴史文化保存活用区域

不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域（参考資料：「歴史文化基本構想」策定ハンドブック…文化庁文化財部伝統文化課）

※2 関連文化財群

有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまり（テーマ・ストーリー）として捉えたもの。文化財の類型を越えた群（テーマ・ストーリー）の設定も想定（参考資料：同上）

第7章 活用

1 方向性

本史跡を構成する4つの遺跡の価値と特色を学び・体感できる場としての活用を図るとともに、そのほか大内氏関連の遺跡、それ以外の文化財、観光資源などと連携した活用に努める。

また、学校教育・社会教育・観光交流・まちづくりなどの部門、および市民・地域活動団体などと連携しながら、さまざまな活動・催しの実施に努める。

館跡・築山跡については、中世山口の中心であり、近世には萩往還が通っていたこの地域のまちづくり、魅力づくりの観点からも、市民・地域活動団体などと連携し、活用に取り組む。

高嶺城跡については、市民・地域活動団体などと連携し、ハイキングや登山、そのほか森林レクリエーションなどを組みあわせた活用に取り組む。

凌雲寺跡については、市民・地域活動団体などと連携し、周辺の棚田・田園景観などと関連づけた活用、地域おこしの資源としての活用などに取り組む。

こうした取組などの情報については、適正かつ効果的に広く提供・発信する。

2 方法

(1) 活用の内容

ア 館跡・築山跡

■館跡

大内氏の居館として、中世都市山口の中核であり、後に菩提寺へと変遷した遺跡であることをうかがい知れるよう、遺構の表現や案内・説明機能の整備などに努め、見学会や学習会などの機会確保に取り組む。

また、龍福寺や市民・地域活動団体などと連携し、機会を捉えたイベント開催などに取り組む。

■築山跡

大内教弘の居所、鎮魂の場であったことが理解できるよう、遺構の表現や案内・説明機能の整備などに努め、見学会や学習会などの機会確保に取り組む。

また、築山跡の土地所有者（八坂神社・築山神社）や関係者、市民・地域活動団体などと連携しながら、イベント開催について取り組む。

■大内文化特定地域における歴史文化遺産などの一体的・面的な活用

大内文化まちづくり推進計画のプロジェクトに位置づけている「大内文化特定地域の回遊を促す歴史ルートの整備」「歴史的な町並み景観の保全・形成」の取組などを推進し、この地域を歴史文化保存活用区域^{*1}の観点からも捉えつつ、さまざまな活用に取り組む。

こうした取り組みの多くは整備を伴うものであり、活用と整備を連動させて事業を推進する。

イ 高嶺城跡

絶好の眺望条件と立地性を有する典型的な山城である高嶺城跡の価値や特色を学び・体感できるよう、郭などの樹木整理や下草刈り、眺望の確保、説明板や園路の整備・充実などに努め、登山・ハイキングとあわせた見学会や学習会など体験機会・学習機会の確保に取り組む。また、史跡と鴻ノ峰公園・鴻ノ峰創造の森・木戸公園などとの役割分担と連携を図る。

さらに、市民・地域活動団体などと連携しながら、イベントの開催などに取り組む。

ウ 凌雲寺跡

大内義興の菩提寺跡である凌雲寺跡の価値や特色を学び・体感できるよう、遺構の表現や説明板、園路の整備・充実、草刈りなどに努めながら、ハイキングとあわせた見学会や学習会など、体験機会・学習機会の確保に取り組む。

また、市民・地域活動団体などと連携しながら、周辺の地域資源を生かした地域おこしなどに取り組む。

エ 全体的な活用

■大内氏遺跡や関連する文化財などとの連携による活用

本史跡を構成する4つの遺跡、さらにはそのほかの山城跡をはじめとした大内氏に関わる遺跡、寺社、施設などと連携した活用を促進する。

■山口市や広域エリアでの歴史文化の周遊ネットワークの形成に向けた活用

大内文化まちづくり推進計画のプロジェクトに位置づけている「地域をつなぐ歴史ルートの設定」などの取り組みを推進し、関連文化財群^{※2}の観点からも捉えつつ、山口市や広域エリアで文化財をつなぐテーマやストーリーを見だし、大内氏遺跡跡を含めた文化財の活用に取り組む。

具体的には、「大内文化まちづくり推進計画」に位置づけている「旧街道の活用による地域間の交流活動」「情報機器の活用による情報提供」を進める。

■案内・ガイダンスや展示、情報の提供・発信

館跡や築山跡をはじめとした大内氏遺跡、そのほか大内文化特定地域の歴史文化などの案内、ガイダンス機能の充実・強化に向け、観光ボランティアガイドなどと連携し、ガイドの養成支援やパンフレットの作成、案内説明板の整備・充実、体験機会の確保・充実などに努める。あわせて、大内文化の案内・説明機能の強化に取り組む。その際、多言語表記などの対応を検討する。

また、山口市歴史民俗資料館において、大内氏遺跡に関する展示・解説などの充実を図る。

さらに、webなどの情報通信技術の活用によって、大内氏遺跡を含め山口市の歴史文化や観光、そのほかの情報の提供・発信を図るとともに、外国人観光客（インバウンド）への対応にも努める。

（２）活用の主体と連携

大内氏遺跡の活用は、管理団体の山口市だけでなく、関係権利者や市民・地域活動団体などの協力と参加が重要となる。関係権利者に関しては、館跡では土地・建物の所有者である龍福寺、築山跡では同じく八坂神社・築山神社、および寺社関係者などとの連携が不可欠である。

したがって、大内氏遺跡の保存と活用においては、関係者などとの連携を図りながら、それぞれの主体による取組を進めるとともに、各主体が役割分担して協力・参加する協働の取り組みなどの展開を図る。

こうした各主体および協働の取組などの展開においては、広く史跡に関わる情報の提供や発信、参加・体験機会の提供などをおこない、史跡を訪れての利用や、史跡の歴史などの情報・資料の活用を促進する。

さらに、来訪者などの意見の把握に取り組み、その結果を施策や事業に反映させる。



写真 7-1 山口市歴史民俗資料館での展示（平成 27 年度）



写真 7-2 大内氏歴史文化研究会シンポジウム（平成 27 年度）

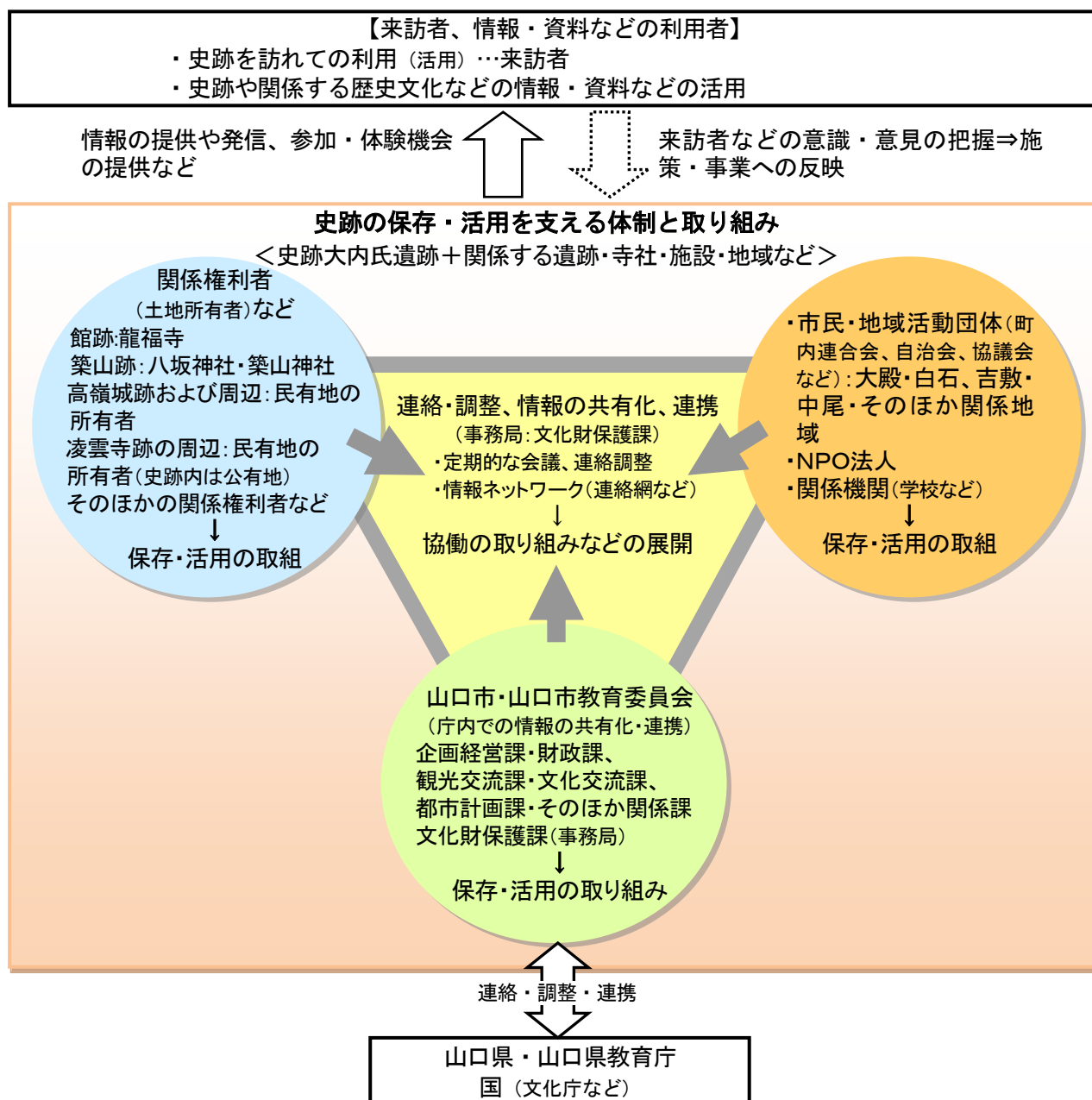


図 7-1 多様な主体と連携の体制

■メモ 大内氏遺跡をもっと身近に ―最近の取り組み事例―

(1) 続日本100名城選定を契機とした取り組み(図7-2、写真7-3～7-5)

平成29年4月6日(城の日)、公益財団法人日本城郭協会は、続日本100名城として大内氏館と高嶺城を選定した。山口県下では、日本100名城(平成18年選定)の萩城や岩国城に次ぐ選定である。

平成30年2月3日、選定委員を務めた滋賀県立大学の中井均教授を招いての記念講演会と高嶺城見学会を開催し、多数の参加者があった(山口市・市教育委員会主催)。

同年4月6日からはスタンプラリーが開始され、県内外から多くの見学者が訪れるようになった。現在、スタンプは山口市歴史民俗資料館(山口市春日町)と大路ロビー(山口市下堅小路)で押印できる。また、高嶺城跡の案内図やパンフレットを作成、現地の説明板を新調したほか、樹木伐採により眺望の改善を図るなど、見学の便を図っている。

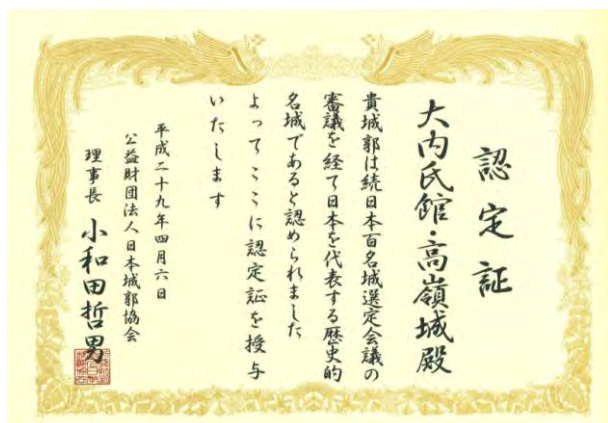


写真7-3 続日本100名城認定証



写真7-4 選定記念の高嶺城跡見学会



写真7-5 続日本100名城スタンプ設置状況

(山口市歴史民俗資料館)



図7-2 続日本100名城スタンプ

(2) 史跡整備地を舞台とした取り組み

a. 柳の水で楽しむ池泉庭園大茶会(写真7-6～7-8)

県庁裏(山口市滝町)に湧き出る「柳の水」は山口三名水のひとつに数えられ、大内氏時代から知られていたと伝えられる。平成28年11月3日、柳の水を守る会による大茶会が大内氏館池泉庭園を舞台に開催された(山口市大内文化特定地域活性化事業補助事業)。

市内の茶道団体3会派が一同に会して野点(のだて)をおこない、参加者はそれぞれの茶を楽しんだ。茶会に合わせ、文化財保護課の文化財専門員による池泉庭園の説明もおこなわれた。



写真 7-6 池泉庭園大茶会



写真 7-7 茶会での遺跡説明

山口三名水 柳の水で楽しむ
池泉庭園大茶会

表流山口露山会
露山堂茶会 養千家山口香尤会
三笑亭養茶流山口吉祥会

日時 / 平成28年11月3日(木・祝) 13時～16時
会場 / 史跡 大内氏館跡池泉庭園 (山口市大殿大路)
(雨天時は大殿地域交流センターで開催)
料金 / 700円 (お茶券販売は前売りのみ お茶一杯 お菓子付)
*当日二杯目のお茶は500円
お茶券販売 / 山口井筒屋 赤れんが 山口情報芸術センター
主催 / 柳の水を守る会
問い合わせ / <http://www.rikousha.co.jp>
後援 / 山口市 山口市教育委員会 協力 / 山口市教育委員会文化財保護課
庭園写真提供 / 山口市教育委員会

写真 7-8 池泉庭園大茶会のチラシ

(柳の水を守る会主催)

b. 枯山水庭園での箏曲演奏会 (写真 7-9)

箏曲組歌は、室町時代に大内氏のもとで発祥したと伝えられる。平成29年10月8日、大殿地区で開催される文化イベント「アートふる山口」にあわせて、箏曲組歌再現の会による演奏会が開かれ、枯山水庭園を前に市内の小・中学生たちが琴などの和楽器を演奏した(山口市大内文化特定地域活性化事業補助事業)。



写真 7-9 箏曲組歌再現の会による演奏

【大内文化特定地域活性化事業】

室町時代に栄えた大内氏の遺跡・文化財や幕末・明治維新期の史跡、古くからの街道筋の街並みなどの歴史資源が残り、経済や文化等において市内への波及効果が期待できる地域を「大内文化特定地域」として位置付け、これらの歴史資源などを活用して、地域の活性化を図ることを目的としています。

(山口市ホームページより 主管は市文化交流課)

(3) まちづくり団体が主体となった取り組み

a. 大路ロビーによる大内氏遺跡ガイドランス (写真 7-10・7-11)

市文化財保護課は、NPO法人「大路小路まち・ひとつづくりネットワーク」に、大内氏遺跡のガイドランスを委託している。

館跡に近接する大路ロビーを拠点として、見学者への情報提供や、インターネットを活用した情報発信をおこなうほか、大内氏遺跡に関するミニ展示もおこなっている。大内文化を楽しむ体験できるイベントも年に数回開催し、好評を得ている。



写真 7-10 大路ロビーでのミニ展示



写真 7-11 大路ロビーによる「お殿さまのうめぼしづくり」

(左からチラシ・新聞記事・イベント風景)

b. 郷土ハンドブック『吉敷さんぽ』 (写真 7-12)

吉敷地域の魅力を再発見し、活用できるよう作られた郷土ハンドブックである (吉敷地域づくり協議会発行)。自然・文化・歴史などをコンパクトにまとめており、凌雲寺跡の発掘調査の成果も収録する。

冊子作成にあたって地元の良城小学校児童に情報を募り、1,200 件に及ぶ応募があった。これに、吉敷ふるさと文化振興委員会 (現・吉敷地域文化振興協議会) が収集した文化情報を加えて編集された。郷土学習のほか、まち歩き・ワークショップなどに活用されている。

(表紙)

(本文)



写真 7-12 郷土ハンドブック『吉敷さんぽ』

第8章 整備

1 方向性

本史跡の整備は、史跡の確実な保存と有効な活用を目的として行うものである。整備の内容は「本質的価値などを保存するための整備」と「活用のための整備」に分けられる。

このうち「活用のための整備」は、本質的な価値の保存を前提とし、「本質的価値などを保存するための整備」と調整・調和させながら進める必要がある。また、関連文化財群や歴史文化保存活用区域の考え方を取り入れ、周辺環境などを含めて検討することが重要となる。

こうしたことを踏まえ、前章の「活用」と連動させ、周辺を含め大内氏遺跡の整備の方向性を次のように設定する。

【館跡・築山跡】

■館跡

大内氏の居館から菩提寺へと変遷したことや、中世都市山口の中核であったことをうかがい知ることのできる遺構の表現、保存施設（説明板・囲いなど）などの整備に取り組むことで、館跡の価値や特色を学び・体感できるようにする。これまでの史跡の整備を踏まえながら、史跡指定地の全体的な整備を目指す。

■築山跡

大内教弘の居館、鎮魂の場であったことをうかがい知ることのできる遺構の表現、保存施設（説明板・囲いなど）などの整備に取り組み、築山跡の価値や特色を学び・体感できるようにする。

■史跡指定地外（指定地周辺）における本質的価値に関わる遺構の整備

館跡と築山跡の間に位置する館跡北地区（館跡・築山跡連結ゾーン）では、発掘で確認された建物跡などの遺構の保存を図るとともに、遺構の表現（遺構展示・遺構表示・復元）を検討する。

そのほか、史跡指定地周辺において確認された遺構の保存・活用および整備を検討する。

■本質的価値と一体となる歴史的要素の整備（主として保存に関わる整備）

<館跡>

重要文化財である龍福寺本堂の維持管理・点検に努め、将来的にき損などが生じた場合は、保存修理などに的確に対応する。

また、そのほかの本質的価値と一体となる歴史的要素である建造物については、所有者などによる維持管理などを促進する。

<築山跡>

重要文化財である八坂神社本殿については、所有者などと連携し、定期的な点検に努め、き損か所が確認された場合には、適切な保存修理を支援する。

未指定文化財で老朽化し、き損が生じている築山神社などについては、所有者と連携し、建造物の調査や応急的な対策を支援しながら、保存修理のあり方や手法などを検討する。

■そのほか史跡指定地などの整備

公開・活用施設（園路・広場・案内板など）、便益施設（休憩施設・トイレ・緑陰など）、維持管理施設（防災設備、照明設備など）、そのほか必要な施設・設備の整備に取り組む。

史跡の利用に供する駐車場、トイレについては、原則として史跡指定地内には設けないこととし、周辺地域を含めたなかで、そのあり方や確保・整備について検討する。

史跡なども含めた大内文化のガイダンス機能については、大内文化まちづくり推進計画のなかで位置づけや内容を検討し、計画的にその整備に取り組む。

＜館跡＞

館跡に立地する住宅は、所有者の理解と協力と同意を得て、土地の公有化を図り、史跡整備を進める。

大殿公園については、地域住民の理解と合意のもとに、近隣への移転・整備することを検討する。大殿公園が移転した場合には、史跡整備を進める。

＜築山跡＞

築山跡に立地する県指定の有形文化財である河村写真館については、適切な維持管理を促進するとともに、長期的には、所有者や県と連携し、史跡指定地外への移設を含め、その保存・活用を検討する。

八坂の家・住宅・空き家については、所有者（八坂神社）、居住者、使用者の意向を把握しながら、将来的なあり方を検討する。

＜史跡指定地周辺＞

館跡と築山跡の間に位置する館跡北地区（館跡・築山跡連結ゾーン）においては、遺構の保護に留意しながら、動線の確保、史跡利用に資する便益施設などの整備、および館跡と築山跡をつなぐ景観形成に努める。

■大内文化特定地域における歴史文化遺産などの一体的・面的な整備（主として活用に関わる整備）

大内文化特定地域におけるまちづくりの観点も考慮し、この地域に存在する文化財の周辺環境を含めた整備を検討する。

また、大内文化まちづくり推進計画のプロジェクトに位置づけている「大内文化特定地域の回遊を促す歴史ルートの整備」「歴史的な町並み景観の保全・形成」の取組を推進する。

【高嶺城跡】

絶好の眺望条件と立地性を有する典型的な山城である高嶺城跡の価値や特色を学び・体感できるようにする。登山道・園路や案内板・説明板の整備・充実、郭の草刈り、眺望の確保などに努めながら、ハイキングとあわせた見学会や学習会などの機会確保に取り組む。

また、今後の調査研究の成果を踏まえながら、郭や堀切・井戸などの保存・整備を検討する。

【凌雲寺跡】

自然地形を巧みに利用し、城塞機能を備えた大内義興の菩提寺跡である凌雲寺跡の価値や特色を学び・体感できるように、遺構の表現や説明板、園路の整備・充実、草刈りなどに努めながら、ハイキングとあわせた見学会や学習会など体験機会・学習機会の確保・充実に取り組む。

また、環境保全、農業用水路と兼ねた排水施設など地盤整備について検討する。

トイレについては、史跡指定地の近接地への確保を検討する。また、今後の利用動向を踏まえながら、駐車場の整備・拡充について検討する。

さらに、市民・地域活動団体などと連携しながら、凌雲寺跡や周辺の地域資源を生かした地域おこしのなかで、整備メニューやその内容などを検討する。

【全体的な整備】

■大内氏遺跡のガイダンス機能の確保・整備

大内氏遺跡全体あるいは大内文化のガイダンス機能の整備、および個々の遺跡における説明板、そのほか情報提供機能の充実などに取り組む。

■大内氏遺跡や関連する文化財のネットワーク化による活用に向けた整備

本史跡を構成する4つの遺跡を中心に、大内文化に関連した文化遺産群のネットワーク化による活用を促進するため、幾つかの選択可能なコースを設定し、案内板・説明板・誘導標識の整備、パンフレット作成などを検討する。

■山口市や広域エリアでの歴史文化の周遊ネットワークの形成に向けた整備

大内文化まちづくり推進計画のプロジェクト「地域をつなぐ歴史ルートの設定」などの取り組みを推進する。また、山口市や広域エリアで文化財をつなぐテーマやストーリーを見だし、それを生かした案内板などの整備に努める。

■情報の提供・発信のための整備

前述の取り組みを含め、ICT（情報通信技術）を活用した歴史文化・観光などの情報発信の基盤（無料Wi-Fiスポットなど）やシステム整備などを検討する。

2 方法

整備の方向性に基づき、具体化を検討すべき整備の方法を示す。

表 8-1 整備の方法

1/4

	方向性	方法	主体・そのほか
館跡・築山跡	■大内氏の居館、中世都市山口の中核であり、後に菩提寺へと変遷した遺跡の価値と特色を学び・体感できる場としての整備	館跡 ○大殿公園が移転した場合、および民有地（現在住宅が立地）を公有化した場合 ↓ ○未調査区域の発掘調査 ↓ ○都市公園ゾーン、民有地ゾーン、および遺構整備・公有地ゾーンの北東側（未整備区域）における遺構の整備、そのほか保存・活用のための整備	山口市 （文化財保護課）
	■大内教弘の居館、鎮魂の場など築山跡の価値と特色を学び・体感できる場としての整備	築山跡 ○史跡南東部ゾーンにおけるの整備：遺構の整備、そのほか保存・活用のための整備 築地跡（土塁）ゾーンおよびその周辺の発掘調査など ↓ ○築地跡の保存修理（修復） ○築地跡の延伸（復元など）の検討	山口市 （文化財保護課）
		上記以外のゾーンの発掘調査 ↓ ○発見できた遺構の整備の検討	山口市 （文化財保護課）
	■史跡指定地外（指定地周辺）における本質的価値に関わる遺構の整備	史跡指定地外 ○館跡北地区（館跡・築山跡連結ゾーン）：確認できた建物跡などの遺構の表現（遺構展示・遺構表示・復元）の検討 ○そのほか、確認された遺構の保存・活用および整備の検討	山口市 （文化財保護課）

表 8-1 整備の方法

2/4

	方向性		方法	主体・その他
館跡・築山跡	■本質的価値と一体となる歴史的要素の整備	館跡	○龍福寺本堂などの維持管理・点検 ↓ ○き損などが生じた場合は、保存修理などに的確に対応	龍福寺 *支援は国・山口県・山口市（文化財保護課）
		築山跡	重要文化財の点検の指導・助言 ↓ ○八坂神社本殿（重要文化財）の保存修理の支援（き損などの場合）	八坂神社 *支援は国・山口県・山口市（文化財保護課）
			築山神社などの調査の指導・助言 ↓ ○保存修理のあり方や手法などを検討 ⇒所有者による保存修理への支援策を検討	所有者（築山神社など） *支援は山口市（文化財保護課）
	■そのほか史跡指定地などの整備	館跡	○大殿公園の移転・整備の検討 ○民有地（現在住宅が立地）の公有化を検討⇒公有化できた場合は建物などの撤去 ↓ ○都市公園ゾーン、民有地ゾーン、および遺構整備・公有地ゾーンの北東側（未整備区域）における遺構の整備、そのほか保存・活用のための整備（再掲）	山口市（文化財保護課） 山口市（都市整備課：大殿公園）
		築山跡	○史跡、重要文化財の保存・活用に関わる整備 ・公開・活用施設（園路・広場・案内板など） ・便益施設（休憩施設・トイレ・緑陰など） ・維持管理施設（防災設備・照明設備など） ・そのほか必要な施設・設備の整備 ○駐車場については、周辺地域を含めたなかで、そのあり方や確保・整備について検討 ○八坂の家・住宅・空き家のあり方の検討 ○句碑などの整理	山口市（市が所有する施設など：文化財保護課、関係課） 所有者 居住者 使用者 *支援は山口市（文化財保護課・関係課）
			○河村写真館（県指定の有形文化財）の保存修理などに関して、山口県と連携し、下記に取り組む。 ・保存修理の支援（山口県） ・史跡指定地外への移設を含め、保存・活用を検討	所有者 *支援などは山口県、山口市（文化財保護課）
		史跡指定地周辺	○館跡北地区（館跡・築山跡連結ゾーン）における便益施設などの整備 ・トイレ：休憩スペース、説明板（パネル）設置の検討（ガイダンス機能） ・駐車場・駐輪場 ・案内板・説明板 ・園路（通路）など ○全体でのガイダンス機能の整備⇒次頁「大内氏遺跡ガイダンス機能の整備」	山口市（文化財保護課）

*支援

ここでは、原則として財政措置を伴う取り組み（指導・助言を含む）とする。

表 8-1 整備の方法

	方向性	方法	主体・その他
館跡・築山跡	■大内文化特定地域における歴史文化遺産などの一体的・面的な整備	大内文化特定地域における文化財の把握・評価 ↓ ○未指定文化財の保存・活用および整備の支援策の検討（民間所有） ⇒保存・活用の促進（協働の取り組みなど）	山口市 （文化財保護課） 所有者 市民・地域活動団体など
		＜大内文化まちづくり推進計画（図 8-1 を参照）に位置づけている事業＞ ○大内文化まちづくりに関連した道路整備事業	山口県（県道） 山口市（都市整備課）
		○パーク&サイクルライド導入と関連整備 ○民間施設の参入の促進・支援	山口市（観光交流課、文化交流課） 民間
		○大殿周辺地区整備事業	山口市 （都市整備課）
		○大内氏遺跡ガイダンス機能の整備	山口市 （文化財保護課）
		○案内サインの整備	山口市 （観光交流課）
		○景観形成助成事業 ⇒景観形成重点地区内の建物、外構などの修景への助成	山口市 （都市計画課） 助成金利用者
高嶺城跡	■絶好の眺望条件と立地性を有する典型的な山城の価値と特色を学び・体感できる場としての整備	○高嶺城跡の利用環境の整備 ・登山道・園路 ・案内板・説明板 ・眺望の確保（部分的な樹木の伐採・枝打ちなど） ・郭の草刈り など	山口市 （文化財保護課）
		○今後の調査研究の成果を踏まえた遺構整備の検討 ・郭・堀切・井戸・建物跡 など	山口市 （文化財保護課）
凌雲寺跡	■自然地形を巧みに利用し、城塞機能を備えた菩提寺の価値と特色を学び・体感できる場としての整備	○遺構の整備 ・石垣の保存修理 ・建物跡などの遺構の表現の検討 など	山口市 （文化財保護課）
		○史跡指定地の環境保全（植生）、地盤整備の検討 ・植生・植栽 ・排水施設 など	山口市 （文化財保護課）
		○高嶺城跡の利用環境の整備 ・登山道 ・案内板・説明板 ・眺望の確保（部分的な樹木の伐採・枝打ちなど） ・郭の草刈り など ・休憩施設（東屋：パネル設置などによるガイダンス機能の確保） ・周辺を含めたトイレの整備の検討 など	山口市 （文化財保護課）

表 8-1 整備の方法

4/4

	方向性	方法	主体・その他
全体的な整備	■大内文化ガイダンス施設および大内氏遺跡のガイダンス機能の整備	○大内文化ガイダンス（仮称）の整備 ・「大内文化まちづくり推進計画」の改訂のなかで、ガイダンス施設の設置を検討	山口市 （文化交流課など）
		○各遺跡におけるガイダンス機能の整備 ・説明板 ・休憩施設（東屋）への説明板（パネル）などの設置 ・パンフレットの作成・活用	山口市 （文化財保護課など）
	■大内氏遺跡や関連する文化財のネットワーク化による活用に向けた整備	○「史跡大内氏遺跡（4つの遺跡）＋そのほかの大内氏に関する遺跡」のネットワーク化による活用に向けた整備 ・選択可能なコースの設定 ・案内板・説明板・誘導標識の整備 ・パンフレットの作成 など	山口市 （文化財保護課・文化交流課・観光交流課）
	■山口市や広域エリアでの歴史文化の周遊ネットワークの形成に向けた整備	<大内文化まちづくり推進計画に位置づけている事業> ○案内サインの整備（再掲） ○情報提供機器などの整備	山口市 （観光交流課） 関係市町
	■情報の提供・発信のための整備	○説明板の整備やパンフレットの作成（再掲） ○I C T（情報通信技術）の活用・整備	山口市 （文化財保護課） 山口市 （観光交流課） 事業者



出典：『大内文化まちづくり推進計画』2012 山口市

図 8-1 大内文化特定地域 歴史を巡るルート

第9章 運営体制

1 方向性

史跡の適切な保存・活用のため、運営体制を整備する。そのためには、市民の理解と協力が必要である。山口市教育委員会文化財保護課を中心に、土地所有者・地域活動団体・関連機関などと連携する体制を目指す。

2 方法

■史跡の管理団体

山口市が本史跡の管理団体である。山口市教育委員会文化財保護課が、国・山口県と相談・協議し、指導を受けながら、史跡の保存や活用、現状変更などに対応する。

また、土地所有者との連携や調整を図り、史跡の管理運営に努める。

■地域ぐるみで取り組む大内氏遺跡の保存・活用

史跡の保存・活用には関係者の理解と協力が不可欠である。土地所有者と密接な連携を図り、史跡に相応しい景観保全に努める。また、地域活動団体などとも密接な連携を図るための体制を確保する。さらに、市域内外を問わず、史跡の保存・活用を支える協力者・支援者のネットワークづくりに努める。

■市民の理解の促進

本史跡の価値について市民の理解を醸成し、保存・活用を促進する。

現地での説明会や参加・体験機会（清掃美化や発掘調査・歴史探訪ウォーキングなど）の確保・充実を図り、情報の提供や体験・学習の機会充実に取り組む。

市域内外を問わず、情報の提供・発信などを行い、史跡の利用促進とあわせて、史跡の保存・活用を支える協力者・支援者の確保に努める。

■行政の体制整備

本史跡の保存と活用に関しては、既存の組織「大内氏遺跡保存対策協議会」がある（資料1-1）。その幹事会には、教育委員会だけでなく、企画経営課・財政課・観光交流課・文化交流課・都市計画課が参画する。文化財保護課を事務局に定期的な会合を開き、保存・活用に関する情報交換と実践を行なう。

また、文化財の調査や保存・活用などを担う専門職員の確保、および態勢の充実・強化とともに、文化財保護に関する必要な予算の確保に努める。

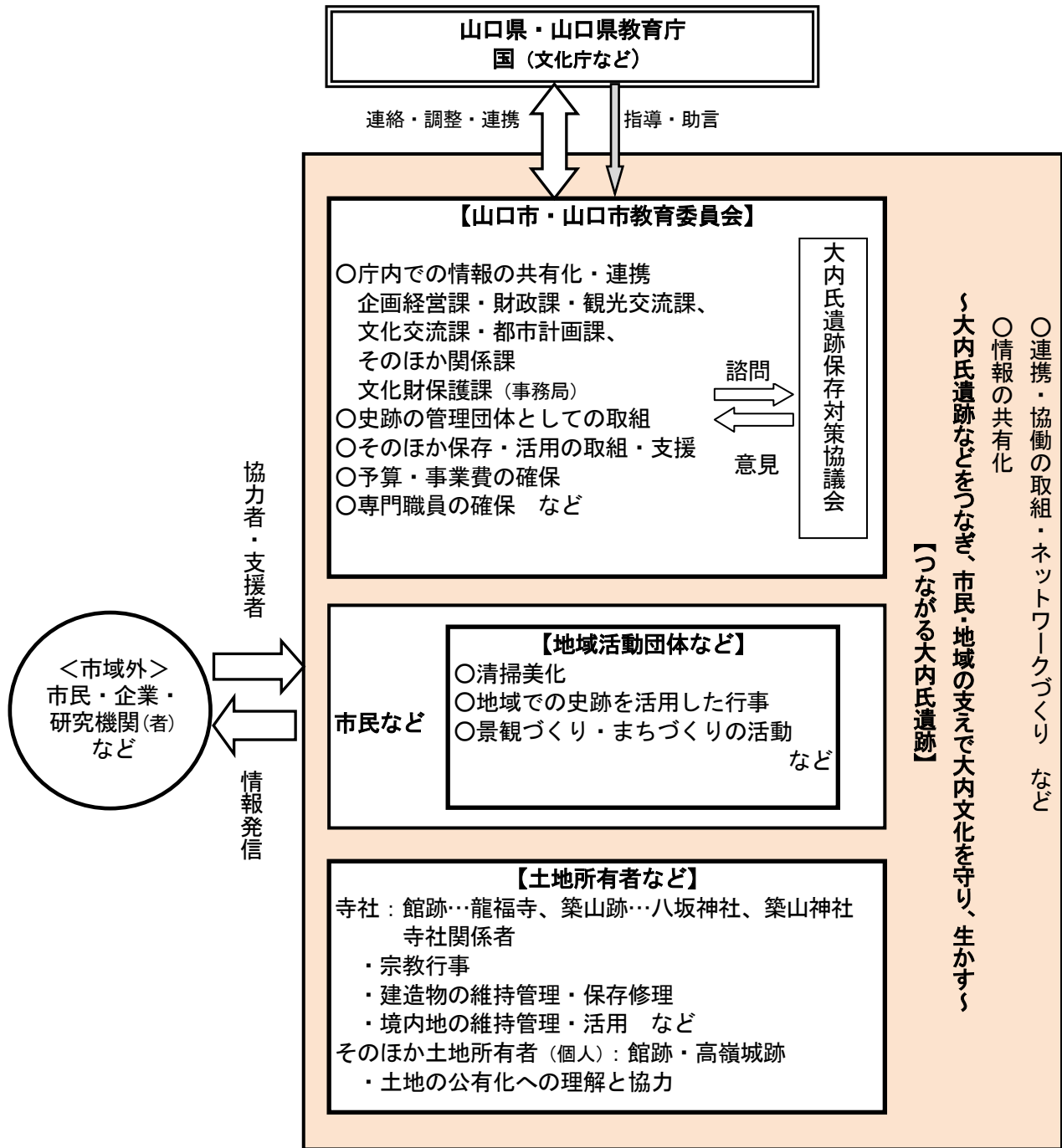


図 9-1 史跡大内氏遺跡の保存・活用に関わる運営・体制の概念図

第10章 施策の推進計画

1 推進時期の設定

本計画で示した施策の推進については、中期計画と長期計画に分けて取り組むこととする。その施策全体の推進計画（総括表：表10-1）を示すとともに、保存修理については中期計画・長期計画（図10-1・10-2）を明らかにする。

■中期計画

平成31年度（2019）から平成39年度（2027）までを計画期間とする。

■長期計画

将来的に整備を検討する範囲も対象とし、平成40年度（2028）以降の実現を目指す。

また、平成39年度（2027）に予定されている山口市総合計画の改訂にあわせ、事業計画の見直しをおこなう。

2 施策の推進計画（表10-1、図10-1）

主要な施策全体について、中期および長期計画に分けて推進計画を示す。

表10-1 施策の推進計画（総括表）

1/2

施策（区分）	推進時期・内容	
	中期計画 （平成31年度[2019]～39年度[2027]）	長期計画 （平成40年度[2028]以降）
計画策定 （保存）	○本計画は平成31年4月1日をもって施行。計画はおおむね5年で中間検証をおこない、10年を目処に見直し（第2次改訂）を図る。	
調査研究 （保存）	○継続的に史料調査に取り組む。 ＜館跡＞ ○未発掘地域で内容確認のための発掘調査を実施する。 ＜築山跡＞ ○史跡整備に必要な発掘調査を実施する。 ＜高嶺城跡＞ ○分布調査により城域を確定し、石垣測量と発掘調査を実施する。 ＜凌雲寺跡＞ ○寺域を確定し、史跡整備に必要な発掘調査を実施する。	○史跡整備に向けた内容確認の発掘調査を実施する。 ○追加指定を行った場合は、その区域を含めて発掘調査などの実施を検討する。 ○建造物の調査の実施に努める。
追加指定 （保存）	○追加指定に必要な情報を収集する。	○追加指定が必要な場合は、国に申請する。
土地の公有化 （保存）	○土地所有者などと協議し、土地の公有化の可能性を検討する（凌雲寺跡以外）。	○土地の公有化の方針が定まった場合には、計画的に土地の公有化を進める。

表 10-1 施策の推進計画（総括表）

2/2

施策（区分）	推進時期・内容	
	中期計画 （平成31年度[2019]～39年度[2027]）	長期計画 （平成40年度[2028]以降）
史跡整備 （整備）	<館跡> ○史跡北東部の整備を実施する。 <築山跡> ○史跡南東部などの整備を実施する。 <高嶺城跡> ○整備基本計画を策定する。 <凌雲寺跡> ○整備基本計画を策定し、史跡中・南部の整備にむけた設計をおこなう。	<築山跡> ○史跡北西部・北東部の整備を検討し、実施する。 <凌雲寺跡> ○史跡北・西・東部の整備を検討する。
整備後の活用 （活用）	○整備完了範囲を順次供用する。 ○関連イベントを実施・支援する。	○整備完了範囲を順次供用する。
歴史的要素の整備 （整備）	<館跡> ○龍福寺の建造物などの所有者に対して、維持管理を支援する。 <築山跡> ○八坂神社や築山神社の所有者に対して、建造物の保存修理などを支援する。	○龍福寺および八坂神社や築山神社の所有者に対する支援を継続する。
維持管理・点検 （保存）	○史跡と相応しい景観の保全のため、土地所有者と連絡を取り、維持管理・点検をする。 <高嶺城跡> ○維持管理の一環として樹木整理を計画的に進め、眺望の改善や石垣遺構の保全を図る。	○短期における取組を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行いながら、維持管理・点検に取り組む。
体制整備 （保存）	○所有者・地域活動団体・関係機関などとの情報共有・連携を図る。	○土地所有者・地域活動団体・関係機関などとの情報共有・連携を継続する。
地域活動団体などの支援 （活用）	○史跡の保存・活用に関わる地域活動団体などの支援・協力を図る。 ○観光ボランティアガイドの団体などと連携しながら、ガイドの養成支援を図る。	○左記の取組の継続・充実を図る。
大内文化特定地域の整備 （整備）	○大内文化まちづくり推進計画に基づいて、各種事業を実施する。	○大内文化まちづくり推進計画に基づいて、各種事業を継続する。
広域ネットワークの整備 （整備）	○大内文化まちづくり推進計画に基づいて、案内板などを整備する。	○大内文化まちづくり推進計画に基づいて、案内板などの整備を継続する。

遺跡名	保存方針	年度 業務	2018	2019	2020	2021	2022
			30	31／1	2	3	4
保存活用計画策定 (保存管理計画見直し)			策定作業	計画発効			
館跡	整備	買上げ		史跡北東部の公有地化	史跡北東部の公有地化		
		発掘				史跡北東部の発掘調査	
		整備			サイン設置	史跡北東部の基本設計	史跡北東部の基本設計
築山跡	整備	買上げ	築地部分 公有地化				
		発掘					
		整備	実施設計・ 整備工事	整備工事	整備工事		
館・築山 隣接地 (北地区)		買上げ 発掘 整備	北地区の 発掘調査	史跡隣接地 の公有地化	史跡隣接地 の整備工事		史跡隣接地 の発掘調査
凌雲寺跡	整備 ＋ 維持 (石垣修理)	測量					
		発掘	報告書作成	史跡中部の 発掘調査	史跡中部の 発掘調査	史跡中部の 発掘調査	史跡中部の 報告書作成
		整備	本格整備に先立ち、見学路の危険除去・ 仮設的なサイン設置をおこなう				
高嶺城跡	維持 ＋ 維持 (石垣修理)	測量 城域把握 発掘					
		整備	維持管理の一環として史跡指定地内の樹木整理を計画的に進める				
ガイダンス施設等							

第二次
山口市総合計画
※計画期間
平成30～39年
(2018～2027)

山口市歴史文化
基本構想策定

図10-1 大内氏遺跡保存修理事業中期計画

2023 5	2024 6	2025 7	2026 8	2027 9	備 考
中間総括			改訂作業	改訂作業	→ 毎年度、保存対策協議会で計画の進捗状況を検証 第2次改訂で追加指定の具現化を検討
史跡北東部の実施設計	史跡北東部の実施設計	史跡北東部の整備工事	史跡北東部の整備工事	史跡北東部の整備工事	大殿公園の取り扱い要検討
					整備予定地において買上げ可能な土地が出た場合には買上げを実施
史跡隣接地の実施設計	史跡隣接地の整備工事				
整備基本計画	整備基本計画	基本設計	実施設計	史跡中・南部の整備	平成40年度（2028）を目処に 第3期発掘調査開始
石垣測量・城域把握調査	石垣測量・城域把握調査	石垣測量・発掘調査	発掘調査	報告書刊行	
維持管理の一環として史跡指定地内の樹木整理を計画的に進める					平成40年度（2028）を目処に 整備基本計画策定に着手
					大内文化まちづくり推進計画の次期改訂作業 （平成31年度〔2019〕） のなかで検討

平成31年（2019）3月現在

遺跡名	保存方針	年度 業務	西暦2012 平成24	2015/2016 27/28	2020/2021 32/33	2025/2026 37/38	2030/2031 42/43	2035/2036 47/48	2040/2041 52/53	2045/2046 57/58	2050 62
史跡全体	—	計画策定	保存管理計画 (昭和55年策定)		保存活用計画(第1次改訂)		保存活用計画(第2次改訂)		保存活用計画(第3次改訂)	山口市総合計画の改訂のたびに 保存活用計画の改訂や 事業計画の見直しを検討する	
館 跡	整備	買上げ									
		発掘	第3期調査		第4期調査						
		整備	第1期整備			第2期整備					
		買上げ									
築 山 跡	整備	発掘	第2期調査		隣接地の発掘調査		第3期調査				
		整備			第1期整備	隣接地の整備			第2期整備		
		測量									
		発掘			第1期調査						
凌雲寺跡	整備 + 維持 (石垣修理)	整備									
		発掘			第1期調査						
		整備				第1期整備			第2期整備		
		測量				石垣測量					
高嶺城跡	維持 + 維持 (石垣修理)	発掘				第1期調査			第2期調査		
		整備								第2期整備	
		測量									
		発掘									
カイドダンス施設等	整備				大内文化ガイダンス(仮称) 大内文化まちづくり推進計画の改訂改訂作業 のなかで検討(平成31年度(2019))						

※「測量」は石垣の測量。
※「発掘」は現地調査及び報告書作成。
※「整備」は計画策定、設計、工事。

図 10-2 大内氏遺跡保存修理事業長期計画

平成31年(2019)3月現在

第11章 経過観察

1 方向性

史跡の適切な保存・活用は、将来にわたって継続して取り組む必要がある。定期的に経過観察することで、基本理念に立ち返り、現況を把握分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は史跡の管理団体である山口市（文化財保護課）が主体となって実施する。史跡指定地内にある龍福寺本堂・八坂神社本殿などの歴史的要素は所有者が、また、都市計画・文化交流・観光交流などの部門については、各部門において経過観察を行う。

2 方法

第1段階として、第5章で示した大内氏遺跡の保存・活用の基本理念を確認する。

第2段階として、基本方針に基づいた点検項目を設定し、進捗状況や妥当性を確認する。

第3段階として、第2段階の分析結果をもとに総合的な判断をし、施策の修正・改善につなげる。

第1段階：基本理念の確認



第2段階：基本方針に基づく施策の点検

修正・改善



第3段階：施策の妥当性の点検

図 11-1 経過観察方法の概念図

(1) 第1段階

基本理念を確認する。点検の区分・項目・主体・時期は以下のとおり。

表 11-1 第1段階：基本理念の確認

区分	点検項目	点検の主体	点検の時期
史跡全体	つながる大内氏遺跡 戦国時代において、西国最大の勢力を誇った守護大名・大内氏の城館跡（群）の価値と特色を明らかにするとともに大内氏遺跡の4遺跡などをつなぎ、市民・地域の支えで大内文化を守り、生かす。	大内氏保存対策協議会・ 文化財保護課・ 市民・地域	随時 ※大内氏遺跡保存対策協議会開催時など
館跡	大内氏の居館から菩提寺（龍福寺）へと変遷した遺跡、そして中世都市山口の中核としての価値と特色を明らかにする。	同上	同上
築山跡	守護職を譲った後の大内教弘の居館、鎮魂する施設であり、館跡とともに中世都市山口の中核としての価値と特色を明らかにする。	同上	同上
高嶺城跡	典型的な山城で、絶好の眺望条件と立地性を有する遺跡の価値と特色を明らかにする。	同上	同上
凌雲寺跡	自然地形を巧みに利用し、城塞機能を備えて造られた大内義興菩提寺跡の価値と特色を明らかにする。	同上	同上

(2) 第2段階

基本方針に基づく施策を点検する。点検の区分・項目・主体・時期は以下のとおり。

表 11-2 第2段階：基本方針に基づく施策の点検

1/2

区分	点検項目	点検の主体	点検の時期
調査研究	史料調査をしたか。	文化財保護課	毎年度末
	史料調査の成果を公開したか。	同上	同上
	発掘調査をしたか。	同上	同上
	発掘調査の成果を公開したか。	同上	同上
保存	本質的価値を構成する要素は確実に保存されているか。	同上	毎月
	歴史的要素（龍福寺・八坂神社・築山神社など）は確実に保存されているか。	所有者・文化財保護課	同上
	史跡の保存に資する要素（標柱・境界標など）は、保存され効果を発揮しているか。	同上	同上
	史跡の保存・活用上、調整が必要な要素の現況を把握しているか。	同上	同上
	指定地内の民有地（館跡・築山跡・高嶺城跡）について公有化に向けた働きかけをしているか。	文化財保護課	毎年度末
	追加指定の候補地について現況を把握しているか。	同上	同上
活用	市民に向けた情報発信は十分か。	同上	同上
	地域活動団体への情報発信は十分か。	同上	同上
	地域活動団体に利用されているか。	同上	同上
	教育機関に利用されているか。	文化財保護課・教育委員会	同上
	社会教育活動で利用されているか。	同上	同上
	観光交流に寄与しているか。	観光交流課・文化財保護課	同上
	大内文化まちづくりに寄与しているか。	文化交流課・文化財保護課	同上
	市民の憩いの場として利用されているか。	文化財保護課・地域交流センター	同上
	史跡の清掃美化などの取り組みは、どの程度行われているか。	文化財保護課	同上
	ボランティアガイドなどの人数や利用は増えているか。	文化財保護課・観光交流課	同上

表 11-2 第 2 段階：基本方針に基づく施策の点検

2/2

区分	点検項目	点検の主体	点検の時期
整備	地上遺構や地下遺構が確実に保護される整備か。	文化財保護課	毎年度末
	歴史的要素が確実に保護される整備か。	同上	同上
整備 (活用)	遺構の表現は学術的根拠に基づいているか。	同上	同上
	史跡の保存・活用に資する要素（説明板・案内板・便益施設）は、効果を発揮しているか。	同上	同上
	史跡の保存・活用に資する要素は、史跡の景観に相応しいか。	同上	同上
	史跡の保存・活用上、調整が必要な要素（駐車場・樹木など）は、史跡の景観に相応しいか。	同上	同上
	大内文化まちづくりに関わる整備は進んでいるか。	文化交流課・関係各課	同上
	広域エリアでの周遊ネットワーク形成は進んでいるか。	観光交流課	同上
運営体制	保存・活用に必要な体制は適切か、効果を発揮しているか。	同上	同上
	所有者（主として館跡・築山跡）と十分な情報共有、連携ができているか。	同上	同上
	地域活動団体と十分な情報共有・連携ができているか。	同上	同上
	市民と連携した体験機会などが運営できているか。	同上	同上
	行政機関内の情報共有と実践がされているか。	同上	同上

（３）第 3 段階

施策の妥当性を点検する。基本理念・基本方針に対し、どの程度寄与しているか評価を行う。

その方法としては、第 2 段階の分析結果をもとに文化財保護課が整理する。また、大内氏遺跡保存対策協議会を毎年度開催し、本計画の進捗状況や施策の妥当性を検証する。その際、地元代表者や権利関係者など、第三者からの意見も求めるものとする。計画施行から 5 年目にあたる平成 35 年度（2023）には中間総括をおこない、山口市総合計画が改訂される平成 39 年度（2027）には本計画の第二次改訂をめざす。



写真 11-1 大内氏遺跡保存対策協議会（平成 28 年度）



写真 11-2 凌雲寺跡の夜景